

第 4 章

修士課程・博士課程の教育内容・方法等

第4章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1) 法学研究科

【到達目標】

法学研究科の教育内容・教育方法に関する現状把握の中で取り上げうる到達目標は以下の通りである。

1. 近畿大学大学院の教育理念・目的に適合した人材を育成するためには、大学院担当教授の増員および補充のための人事を推進することにより、教育課程（博士前期・後期課程）の開講科目の中に、不開講となっているものが若干あるので、不開講科目を解消すること。
2. 時代の多様なニーズに対応しうるカリキュラムの編成およびそれに伴う新たな開講科目を設置すること。
3. 国際化に向けた十分な対応措置を講ずること。
4. 社会人教育・生涯教育の充実を図ること。
5. 以上の到達目標をとおして学生数の増加の対策を講ずること。

【現状の把握】

（教育内容について）

教育課程と研究科の理念・目的ならびに学校教育法 65 条、大学院設置基準第 3 条 1 項、同 4 条 1 項との関連」： 本法学研究科では、上述の理念・目的を具体的に実現するためにカリキュラムの改正を重ねてきた。そのような理念・目的を具体的に実現するために、本法学研究科の博士前期課程には、通年の授業科目（4 単位）として、憲法特論、行政法特論、租税法特論、刑事法特論、刑事手続法特論、民法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、商法特論Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法特論、労働法特論、社会保障法特論、国際法特論、国際取引法特論、西洋法制史特論などの、法学のあらゆる領域にわたる授業科目と、政治学特論、国際政治学特論などの授業科目をおき、さらに、半期の授業科目（2 単位）として、特に、税理士試験科目免除資格を目的とする者のために、特別講義 4 科目（法人税法、所得税法、相続税法、消費税法）をおいている。上述の授業科目の中で選択必修科目とされているものから選んだ専修科目（指導教授による研究指導を受ける科目）1 科目 4 単位とその演習 4 単位を必ず履修し、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義 24 単位以上、合計 32 単位以上を修得しなければならない。

博士後期課程には、通年の授業科目（4 単位）として、憲法特殊研究Ⅰ・Ⅱ、租税法特殊研究、刑事法特殊研究、刑事手続法特殊研究、民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、商法特殊研究Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法特殊研究、経済法特殊研究、国際法特殊研究、国際取引法特殊研究、政治制度特殊研究、国際政治学特殊研究、西洋法制史特殊研究をおいており、上述の授業科目の中で選択必修科目とされるものから選んだ専修科目 1 科目 4 単位以上とその演習科目 6 単位を必修し、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義 4 単位以上、合計 14 単位以上を修得しなければならない。

その結果、博士前期課程には、現在、前述のように、私法及び公法の広い範囲にわたる主要な法学に関する授業科目や政治学等の授業科目を配置し、指導教授は、学生が大学時代に修得した法学や政治学等に関する基本的な理論や応用力のうえに更に専攻分野における研究能力、ないし高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことができるように、きめ細かな指導を行なっている。

また、博士後期課程においても、私法及び公法の領域にわたる主要な法学に関する授業科目や政治学の授業科目を配置し、指導教授は、学生が博士前期課程で養った法学や政治学等の理論や応用力のうえに更に高度な理論と応用力を養うことができるように、また専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な能力や、その他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な能力を養うことができるように、前期課程と同様にきめ細かな個別的指導を展開している。大学設置基準3条1項、4条1項、さらに学校教育法65条の趣旨に沿うものと言える。

修士課程・博士課程の目的への適合性： 博士前期課程には、上述のように、法学の広い範囲にわたる授業科目と政治学等の授業科目を配置して、学生が各自の専攻分野に関連する授業科目だけでなく、他の分野の授業科目をも幅広く選択し修得することができるようにしており、各授業科目の担当教員や指導教授による指導のもとに、徹底した少人数教育によって、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことができるようになっている。今後も、ますます各授業科目の内容充実に向けて努力が必要である。現時点においては、大学院設置基準第3条第1項の趣旨に沿うものであると解することができる。

博士後期課程には、専任教授12名と非常勤講師1名が配置されている。定員5名、収容人員10名の学生数からして、専攻分野について上記の目的に適うよう専任教員による徹底した1対1の研究指導体制が確立されている。現在のところ在籍者数は0であるが、これまでに博士後期課程に在籍した者の中から、かなりの者が研究者として自立し、国内外の大学で活躍していること等や、さらに学生の研究成果については、指導教授を含む学部教授会の審査を経て、学部の紀要（近大法学）に発表することができる制度を設けていること等から勘案して、全体として、大学院設置基準第4条第1項の文言にいう博士後期課程の目的に適合しているといえる。

また、博士前期課程の学生の中には外国語の能力が不足している者があり、それが博士後期課程への進学率の低さの原因の一つにもなっているので、博士前期課程でいかに外国語教育をするかも大きな問題となっているが、まだ有効な改善策を実施するところまで至っていない。博士後期課程の入学定員は5名、収容人員は15名である。

博士後期課程に在籍する学生は現在0であるため、社会のニーズに応え得る前期課程を含めた法学研究科の抜本的な改組・改革が必要である。入学定員・収容人員との関係からすれば、担当教授陣による徹底した指導ができる現状にある。各担当教授による指導は少人数指導の体制をとっており、学部学生とは違って、学生の知的探求欲も旺盛であり、指導教員は、学生一人一人のレベル、能力、特性をも十分に認識した形できめ細かな指導を行っており、研究指導についての充実度は高いものがある。

教育内容の適切性および関連性： 法学部は、司法書士や法曹などの法律関係職を目指す学生を対象とする法律コースと法的素養を身につけたビジネスマンを目指す学生を対象とした企業法コースからなる「法律学科」と公務員志望の学生を対象とした行政コースと外国派遣社員や国際機関の職員を目指す学生を対象とする国際コースからなる「政策法学科」の2学科から構成されており、これに十分に対応しうる特徴あるカリキュラムが設けられ、専門科目に関する基礎的な知識の教授が行われている。しかし、法学研究科は、法律学専攻のみで、学部編成に必ずしも対応しているとはいえない。大学院担当専任教員は、すべて法学部教員でもあり、学部両学科の何れかのコースの主要科目を担当していることから、学部で専門科目についての基礎知識を備えた学生が、自らの志望する将来のために大学院で更に深く研究を進めようとする

る場合、国際コースを除いては、大体において法学研究科で対応できている。

博士前期課程には、専任教員13名と非常勤講師5名が配置されており、専任教員の13名は全員が教授である。教育内容としては、より高いレベルの幅広い法知識と応用能力を養うことを目的に私法・公法の広い範囲にわたる法学と政治学に関する科目が配置されており、なお博士前期課程の入学定員が10名、収容定員が20名、博士前期課程に在籍する学生数が毎年30名前後であることから、授業科目の各クラスでは受講生の数が10名を超えることがほとんどなく、したがって上述の教授陣によって徹底した少人数教育が行われており、また修士論文の指導も適切に行われている。

博士後期課程の入学定員は5名、収容定員は10名で、担当専任教員は12名、非常勤講師1名、12名は全員専任教授である。教育内容は前期課程を受けて幅広く科目を配置しており、学生数に対する教員数からして、研究者として自立して研究活動しうる十分な能力を修得しうるように、適切かつ十分な個別的指導ができるようになっている。博士後期課程のカリキュラムは、前期課程の教育内容と連携した形で編成され、また定員および収容定員と指導教授との比率からして、十分に科目指導を徹底できる現状にあり、前期課程と後期課程には一貫性があり、特別に問題はない。

前期課程の学生は、各担当教授が開講している「専門科目の特論」を通して、幅広く、課程修了に必要な科目を修得し、学位論文の作成等に関しては、指導教授を通して、関心ある問題について研究テーマを設定し、そのテーマに応じた徹底した個別的指導が行われており適切である。

博士後期課程に入学する者は、博士前期課程入学時より、将来研究者の道を進むべく目的意識を明確に表明しており、指導教授としては、そのための徹底した個人指導ができるようにカリキュラム編成が為されている。これまでに後期課程に在籍した者は毎年1名ないし2名程度で、前期課程入学時より、各学生は、関心を有する研究テーマについて指導教授より修士論文作成のために個別的指導を受け、それを後期課程において、同じ指導教授のもとで、更に深く研究し発展させ、最終的に博士学位論文として完成させる。

現在、後期課程在籍者は0名であるが、これまでにこの教育システムを通して博士後期課程を終えた者の殆どが、国内外の大学専任教員として、或いは一部非常勤講師として研究者の道を歩んでいることからして、博士前期課程と後期課程との間の整合性に関しては、今までのところでは問題がないといえる。

創造的な教育プロジェクトの推進状況： 大学院法学研究科への受験者数の減少傾向は、法科大学院の設置により一層加速度が加わったようである。これに対処しうる何らかの方策を講じるべく、法学研究科改組委員会は、幾度となく会議を重ねこの問題に取り組んできた。

「創造的な教育プロジェクト」とはいえないが、以前より、法学研究科博士前期課程には、税理士試験科目免除資格の取得を目指して入学志願をする人がかなり見受けられたので、この点を強化する対策を講ずることにした。平成17年4月よりすでに実施しているが、受験者数も増える傾向にある。税理士法改正により、科目免除も修士論文の内容にまで及ぶ厳しい審査が行われるため、より質の高い修士論文を作成させ、税法に関してもより広く専門的知識を修得出来るように、租税法の専任教授に4名の指導能力を有する優秀な実務家（税理士）をつけて学生指導に当たっている。

また、平成18年4月より、日本行政書士連合会、大阪府行政書士会との連携により、大学院科目等履修生の制度の枠内で、行政書士のキャリア・アップをはかる「行政書士のための司法研修講座」を開設し好評を得ている。この点は新しい試みといえよう。

国内外の大学等との単位互換制度、単位認定等：本法学研究科には、これについての制度はなく、前述の「法学研究科改組委員会」でも、他大学との単位互換制度を検討するところまではいっていない。

社会人学生、外国人学生、帰国生徒に対する教育課程上の配慮： 今後はとくに社会人学生の増加が予想されることから、社会人再教育を含む生涯学習に関する特別なプログラムの編成も考慮に入れ、それに対して教育課程編成上・教育指導上の配慮をどのようにすべきかが、前述の改組委員会における検討課題の一つになっている。

学生に対する履修指導： 入学式後に、専任教員全員出席のもとにガイダンスの時間を設け、各教員による自己紹介と授業内容や授業の進め方について、シラバスに従った説明を行っている。研究科長より、法学研究科の課程修了に必要な科目履修についての具体的な指導を、また事務局より大学院における事務手続きや施設・設備等の紹介を行っている。更に指導教授より、担当する学生に対して個別的に詳細にわたる履修指導も行われており、問題はなく適切であるといえる。

(教育方法等について)

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性： 博士前期課程では、前述の通年の授業を4単位とし、専修科目の演習も4単位としているが、半期の授業科目は2単位としている。博士前期課程の授業では、各学生に研究テーマを選ばせて授業時間にその研究発表をさせ、あるいは小論文ないしレポートを提出させるなどして成績を評価し、単位を認定するケースが多い。試験によって成績を評価する場合もないわけではないが、博士前期課程の授業科目の各クラスでは受講生の数が前述のように10名を超えることがほとんどなく、徹底した少人数教育を行っている。

各授業科目の評価は、各担当教員の裁量によるが、上述のような方法で学生の教育研究上の成果を適切に認定することができる。博士後期課程では、前述のすべての授業科目を4単位とし、専修科目の演習科目を6単位としており、評価・測定方法については、前期課程と同様である。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況： 前期課程修了者は、企業に就職するものが多く、自営業者、公務員、税理士、弁護士として活躍している者が若干名あげられる。後期課程修了者及び単位取得満期退学者は、国内外の大学に教員として就職し、非常勤講師として研究者として活躍している。

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況： これまでの就職状況として、博士後期課程修了者（博士（法学）取得者）は3名中、2名は外国人（台湾、韓国）で、本国地の大学専任教員（教授、1名は総長）として、他1名は日本人で、国内の大学で専任教員（助教授）として活躍中である。単位取得満期退学者の中で、2名は国内の大学専任教員（教授、講師）として、4名が大学非常勤講師として活躍中である。

なお、前期課程は本学研究科を修了し、後期課程を他の大学院で単位取得満期退学した者3名が大学専任教員（2名は教授、1名助教授）として就職している。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性： 前述の「教育・研究指導の効果を

測定するための方法の適切性」に関する報告と若干重複することになる。授業科目の指導方法およびその成果の評価は、各担当教員の裁量によるが、少人数教育の指導体制をとっていることから、殆どが演習形式で、毎時間の学生各自の自主的な研究発表や質疑応答、出席等や課題に対するレポートの提出を課すことにより、資質の向上をはかるよう各教員が努力をしており、方法としては現時点では適切であるといえる。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況： 大学院独自に取り組む組織的な制度はない。本法学研究科の担当専任教員は法学部教員により編成されているので、学部における実施の成果が、即、大学院教員の教育・研究指導方法の改善を促進することになる。具体的な組織的な取り組みとしては、学部で実施されている授業評価アンケートである。その結果は、教員自身の教育・研究指導方法への改善或いは反省を促すものであり、それは大学院における教育・研究指導の向上につながるものと思われる。

シラバスの適切性： 「法学研究科 授業計画」という冊子を作成し、各教員の担当科目についての「講義題目」と「講義の目的」を明示し、「講義内容・講義の年間計画」について概要を記し、「テキスト・参考文献」等を掲示し、紹介している。学年度の初めに学生に配布している。学生はこの冊子を通して、履修を希望する科目の担当教員を訪ねて更に詳細を知ることができ、履修登録する上で非常に有益であるとの評価を受けている。

学生による授業評価の導入状況： 法学研究科では、学部のような授業評価のシステムは採用していない。平常の授業の中で、学生との対話を通して、学生の意見を尊重し、問題に対処している。客観的な評価に欠ける嫌いはあるが、現在までに特に問題は生じていない。

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況： 大学全体としての国際化への対応は積極的に進められており、英・米・カナダ・ヨーロッパ・アジアの多数の大学との協定が結ばれ、現在、交流が実施されている。本法学研究科も大学全体の国際交流の制度の中で、国際化への対応をしており、法学研究科独自の国際交流化への対応はしていない。

国際交流を推進するためには、外国語能力の養成は不可欠であり、今後、外国人による外国法の講義等も大学院の授業科目の中に積極的に取り入れていく必要がある。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性： 法学部教員が大学院を担当しているので、学部における教育研究交流の制度が大学院にも適用される。これまでにアメリカ・ドイツ・韓国・中国等から教授を招聘して講演会を開催したり、また年1名の教員が大学の留学制度を利用して1年の海外研修を行っている。

正式に教育研究交流の協定をした海外の大学は多数あり、交流を更に緊密化させようとする大学の姿勢あるいは措置は適切であると言える。

学位授与状況と学位の授与方針・基準の適切性： 本法学研究科が授与する学位は、修士（法学）の学位と、博士（法学）の学位である。

博士前期課程の修士論文を提出した学生は、最近では、その2年間でほぼ全員が修士の学位を取得するようになった（表 4-(1)-1）。博士の学位は、過去6年間では、論文博士の学位を取得した者が2名ある。課程博士の学位を取得した者は最近6年間にはいないが、遡れば平成8年度と9年度に各1名ずつ計2名いる。

表 4-(1)-1 学位を授与された者

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
修士	12	13	13	8	5
博士（課程）	0	0	0	0	0
博士（論文）	0	0	0	0	0

修士の学位論文は、指導教授の承認と指導のもとに作成されて提出される。修士論文が提出されたときは、法学研究科委員会の定めた審査委員（指導教授を主査とし、その論文に関連する他の審査資格を有する教授2名以上）が審査を行い、かつ論文提出者の研究成果を確認する目的をもって修士論文を中心とした面接試問（最終試験）も行う。

その後、審査委員は、論文の審査および最終試験の結果に学位授与の可否に関する意見をそえて法学研究科委員会に報告し、その報告にもとづいて、法学研究科委員会は、論文の審査および最終試験の可否を議決するが、その議決には法学研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を必要とする。

修士論文は、当該専攻の学問分野における精深な学識と研究能力を有すると認めた者をもって合格とする。修士の学位記は、法学研究科委員会における可否結果の報告にもとづき、大学委員会の議を経て、学長が授与する。

本法学研究科では、修士論文の作成に関する指導教授の指導が、前述のように、1対1ないしそれに近い状態で適切に行われており、また、その審査も厳正かつ公正に行われている。

博士の学位論文は、指導教授の承認と指導のもとに作成されて提出される。博士の学位論文は、専攻の学問分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関して研究を指導する能力があると認められる場合に合格とされる。博士論文が提出されたときは、博士後期課程の講義とその演習を担当する教授によって構成される法学研究科委員会が定めた審査委員（指導教授を主査とし、その論文に関連のある他の審査資格を有する教授2名以上）が審査を行い、かつ論文提出者の研究成果を確認する目的をもって博士論文を中心とした面接試問（最終試験）も行う。

本法学研究科の博士後期課程を修了した者については、外国語（2カ国語）の読解力等に関する検定も行われるが、本法学研究科の博士課程を経ないで論文を提出して博士に関する学位を申請した者については、専攻学術に関する学力の確認をも行う。これは、本法学研究科の博士後期課程を満期退学してから3年経過後に博士の学位を申請した者についても行う。学位の授与方針・基準は適切であると言える。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性： 上記(学位授与の状況・・)の評価内容で報告したように、学位審査に当たっては、法学研究科委員会が定めた審査委員（当該指導教授を主査とし、その論文に関連のある他の審査資格を有する教授2名以上）が審査を行い、提出された論文の研究成果を確認する目的で、論文を中心とした面接諮問を行い、論文審査および最終試験が終了したときは、審査委員は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、および試験の結果に、学位授与の可否についての意見をそえて上述の法学研究科委員会に報告する。その報告にもとづいて法学研究科委員会は論文の審査および最終試験の可否を議決するが、その議決には、上述の法学研究科委員会の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

博士の学位記は、その法学研究科委員会における合否結果の報告にもとづき、大学院委員会の議を経て、学長が授与する。

本法学研究科では、博士論文の作成に関しては、前述のように、指導教授による指導が懇切丁寧に行われており、また、その審査も厳正かつ公正に行われており、学位審査の透明性・客観性を高めるものであるといえることができる。

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性：近畿大学大学院学則第17条は、優れた業績を上げた者に関する標準修業年限未満での修了を認める旨規定しており、当法学研究科もこの制度の適用がある。しかし、法学研究科のみならず、文系大学院においては、修了に必要な単位数を満たすための科目履修と修士論文の作成に要する時間等を勘案すると、この措置の適切性、妥当性には疑問が残る。

【点検・評価】

(改善状況)

博士前期課程・後期課程の開講科目の中に不開講科目が若干あり、毎年それを解消するために努力をしているが、法科大学院の開設以来、全国的に多量の専門科目担当の教授が法科大学院の方へ吸収されたため、なかなか補充ができない状況にある。特に、担当教授の老齢化が進み、また、定年年齢の引下げにより、いずれ担当教員の絶対的な不足という事態は必定であり、新規採用人事の推進により問題解決を図る必要が急務となっている。しかし、法学研究科の人事は、学部人事と連携していることから、学部人事に大きく左右されるので、大学院独自の人事による解決は困難であるが、毎年の学部人事枠との関連でその補充に努めている。なお法学研究科担当教授が全てが法学部専任教授から構成されているので、大学院担当者の資格審査基準を助教授まで拡大する改正をすることにより、不開講科目の解消や、新たな開講科目の設置が可能になる。現在、「当研究科改組委員会」で検討中である。

また、時代の多様なニーズに対応しうるカリキュラムの編成、教育課程（博士前期課程・博士後期課程、専攻、コース）の再編成を、研究者養成を考慮にいたした高度専門職業人の養成と、大学院の責務としての一般社会人を対象とした大学院教育に重点を置いた改革を主軸として検討している。

現在、近畿大学においては、国際交流が積極的に進められており、アメリカ、ヨーロッパ、カナダ、東南アジア、中国、韓国の多数の大学との交流協定が結ばれており、外国人留学生の受入れ等については、宿舍等の整備を除けば、十分対応できるように改善されてきている。なお、国際交流を推進するには、外国語能力の養成は不可欠である。法学研究科においても、専門語学のみならず、実践的な語学教育を授業科目の中に取り入れる必要性を検討している。

社会人教育・生涯教育を通しての社会貢献は、法学研究科の責務の一つであり、多くの社会人を受け入れることができるよう、一般入試とは異なる制度に改善しているが、さらに、受験資格の要件や学費等についても検討中である。

(長所と問題点)

博士前期・後期課程を通して、少人数教育による指導体制が組まれており、一応の基本的な法律科目・政治関係科目は開講されており、法律学専攻の学生としては十分に研究できるようになっている。しかし、短期的に社会が大きく変動する今日においては複雑・多様な新たな問題が発生しており、従来の研究者養成型の課程教育プログラムでは、それらの問題解決に適切に対応しうる十分な法的知識・技術を修得することができず、高度専門職業人としての資質に

かけることになるとの問題点が指摘されうる。これを克服する施策としては、時代のニーズに対応したカリキュラムの編成、課程教育システム・コースの見直しをとおして、新しい開講科目の設置、法学研究科担当者の増員をはかる措置を積極的に講じなければならない。これについては、学部教員人事との関係で幾らかの問題解決は可能であるが、前述のように、全国的な法学教員数の絶対的な不足から、満足のいく解決は困難である。

社会人教育・生涯教育は、受験者数の増加・大学院教育の活性化につながるものであり、当研究科においては、社会貢献という面からも、積極的に取り組んでいる問題でもある。しかし、入学試験や学費の点で就学が困難となり得る可能性は大きく、この点についての対策を講ずる必要がある。

(目標到達度)

時代の多様なニーズに対応しうる課程教育・専攻・コースの見直し、およびそれを通してのカリキュラムの再編成、新しい科目の開講、指導担当教授の増員等は、当研究科の急務であることは再三表示してきた。現時点では、学部人事等の関係で、従来の教育内容・方法等は、欠員一部補充という程度で、大きな変化はなく、目標到達にはかなりの時間がかかることになろう。

【将来への具体的方策】

さらに法学研究科においても、学部教育をさらに専門的に深める教育研究機関である事を思慮した場合、学部改革の方向性に対応した改組・改革あるいは新たな再編成が必要である。そのため、法学研究科では、改組委員会を設けてこの課題に取り組んできており、現時点では、法学部改革の現状に照らし、法学研究科の改組・改革を、予想される「将来における社会のニーズ」に対応しうるように、また学部教育に対応しうるように、大学院研究科、専攻、コースの再編と強化をはかるために、従来の法律学専攻を、法学・政治学博士号取得を前提とした高度職業人の養成（【研究コース】、【ビジネス・ロー・コース（企業法務コース）】、【シビック・ガバナンス・コース（行政・政治コース）】、）と一般社会人の生涯教育（【法政リサーチ・コース（社会人コース）】）を目的とした4コースの制度を導入する方向で検討中である。

【研究コース】従来型のコースであるが、法科大学院卒業生の受入れも前提にした研究者養成を目的とした博前期課程と博士後期課程の「ゆるやかな5年一貫性」を考えている。

【ビジネス・ロー・コース】企業法務、具体的には税務や知的財産の管理、渉外的取引における交渉や契約書の作成、証券化の手法等の最先端の金融実務といった分野で活躍し得る実践的な法知識と能力の獲得をめざす、これに対応しうるよう「国際ビジネス法プログラム」と「租税・特許法務プログラム」を検討している。

【シビック・ガバナンス・コース】近年、公務員に対して大学院終了レベルの高い専門性が求められていることから、国家公務員・地方公務員試験対応の法学科目群と政治学、行政科目群の二本立てのカリキュラムを設けるとともに、自治体やNPO志望者やジャーナリスト志望者などの要請にも応えうるカリキュラム設定を検討中である。

【法政リサーチ・コース】社会人としての問題意識や学問的関心、学部段階での学習では究明できなかった問題などをより専門的に深めるためのコースで、特定の進路に対応した科目群

を設けなくて、諸科目を比較的自由に履修することのできる「生涯教育」の一環として検討中である。

さらに時代のニーズに対応しうる新しい開講科目として、知的財産に関する法律科目、環境保護・政策に関する法律科目、地方自治や行政手続に関する法律科目、都市開発・政策に関する法律科目、国際私法に関する法律科目等、その他金融経済に関する科目等が適切か否かを検討し、また、国際交流を推進するための語学能力を養成するために、原語による外国法科目を、コースとの関連性を考慮して配置できるようにカリキュラムを改革していくことにしている。

上記の目的を実現するためには、それらの科目担当者の確保が重要な課題となる。現在、法学部助教授以上を大学院担当ができるように、資格審査基準を見直すことにより人事を進めていく作業をしている途上である。

課程教育・コース編成の検討をとおして、高度職業人・研究者の養成、社会人教育・生涯教育の充実という所期の目的達成へ大きく歩み寄ることができるかと確信する。

(2) 商学研究科

(教育課程等)

【到達目標】

本研究科では、商学専攻に係る授業科目として、商学、経営学、会計学、情報システム、キャリア・マネジメント等の分野に属する授業科目及びこれらに関連する授業科目を配置し、企業等の組織体の活動に伴って生じる種々の問題を、当該学問分野のそれぞれが有するパラダイムと研究方法に従って理論的、歴史的に分析し得る研究能力を養成するとともに、その研究成果として得られる最新の専門知識を広い範囲にわたって獲得し、それを実践の場に適用することで企業等の組織体の活動に伴って絶えず生じる諸問題を解決するための経営管理の方策を具体的に提示しうる問題解決能力を備えた人材の育成を目的としている。

このために、本研究科のみでは不足している、あるいは開設が困難な授業科目については、他大学大学院との間で単位互換に関する協定を締結することで、積極的に単位互換制を活用することには意義があることを十分に認識し、その制度化の可能性を検討している。また、社会人、外国人留学生等の教育と研究支援のために、彼／彼女らが抱えている個別的事情に応じた学習上あるいは生活上の支援措置を講じ、有効かつ効率的な学習の機会を保障する態勢を講じる。

さらに、本研究科における研究成果の活用と社会的還元を考慮し、社会的需要が認められる分野の講義を提供することを心がけるとともに、大学院生の研究指導に際しても、研究テーマを出来る限り多くの角度から検討し、それに沿った資料等の収集・評価を行うことで、一面的な見方に偏らない論理展開を行うことが出来るように、大学院生の研究の進展状況に応じた研究指導を個別的にきめ細かく実施し、学位論文の作成が円滑に進むようにしたい。

【現状の把握】

大学院博士前期課程の授業科目はその大半が学部における授業科目を基礎として開設されており、また、博士後期課程の授業科目はその大半が博士前期課程における授業科目を基礎として開設されている。このように重層的に開設されている本研究科の授業科目の特性として未来志向の実学的要素を顕著に有することがあげられるが、そのもつ社会的意義を大学院生に十分に認識させ、実践能力の開発を促すために、授業の開始に先立って毎年4月に新入生と在学生のそれぞれを対象とする履修指導と学生生活に関するガイダンスを別個に実施し、また、授業内容等の理解を促すために授業内容等を解説したシラバスを配布している。これにより、学生は自己の関心領域のみに埋没するのではなく、周辺領域あるいは関連領域にも目配りした学習上の視座ないし姿勢を獲得していると思われる。

また、授業内容に関しては、実践面の理解を促すために、平成16年度より経営実務に携わっている最高経営者及び幹部経営管理者による講義として、「現代経営事情Ⅰ」(2単位)及び「現代経営事情Ⅱ」(2単位)を開設し、これにより最高経営者が企業経営の現場においてどのようなことを考えて企業を運営しているのかを理解し、もって企業経営の戦略的側面や技術的側面に関する実践能力の涵養に努めるとともに、その修得した専門知識が現実に活用される場を実感させ、知識のための知識に陥らないように配慮している。

他大学大学院との単位互換制に関しては、現況では他大学大学院間で単位互換協定を締結していないが、本学大学院における他の研究科が開設する授業科目については4単位を限度として、指導教員の履修指導により履修すること、及びその取得した単位を本研究科修了要件の単位数に算入することを認めているが、本制度の利用者は多くはない。

外国人留学生等への生活面での支援と相談に応じるために、全学的組織として国際交流委員会及び事務機構として国際交流室を設置している。また、学習面に関しては、留学生のみならず、社会人も含めて、授業科目の履修方法及び論文指導等に関して当該大学院生の専修科目の指導教員が個別に対応し、指導している。

社会人に向けた生涯学習の機会を提供するために、大阪府を中心とした地域に所在する大学大学院を中心として組織する「梅田大学院コンソーシアム（準備会）」に参加し、「インテリジェントアレー専門セミナー」を提供している。また、大学が実施する公開講座にも参加し、聴講者の学習ニーズに応じている。

大学院生の研究指導に関しては、研究テーマの選定に時間がかかり、資料収集に着手する時間が夏期休暇中にかかる大学院生も若干ながら見られる。この場合、夏期休暇中のコンタクトがスムーズに行えず、指導に時間がかかるという問題がみられる。

【点検・評価】

本研究科では、商学、経営学、会計学、情報システム、キャリア・マネジメント等の分野に係る多くの授業科目を開講するとともに、それぞれの分野を専攻し、当該分野で教育・研究実績を上げている教員を授業担当教員として配置し、大学院入学から学位授与に至る課程制博士課程としての教育システムは体系的で、そのプロセスは適切であると考えている。

さらに本研究科では、企業活動の実践面で活躍し経営業績を上げている経営者ないし幹部管理者を非常勤講師として招聘しているが、これにより理論面に偏った知識のみを有することにならないように配慮し、実践面に係る知識にも通じた専門的知識を有するエキスパートとして活躍する人材を育成し、所期の目標が相当程度に達成されていると評価している。

従って、本研究科において開設する授業科目は豊富に開設されており、このために他大学大学院の授業科目を履修したいとする大学院生のニーズが強く表明されることはないが、他大学ではどのような教育がなされているのかという関心はあると思われる。

これらの事情を考慮しつつ、大学院生の修学目的に応じた履修指導を適切に行うための方策として、履修届けに指導教員の確認印を押印する書式を採用することで、当該履修届の提出前に、履修計画の内容の妥当性についての指導教員の指導がなされており、これにより学位論文作成に係る研究テーマの深化に資するように授業科目の選択・履修が適切になされていると評価される。

本研究科に在籍する外国人留学生については、主として中国からの留学生が多いが、日本人学生と異なり、資本制経済体制のもとの経済活動のありように関する予備的知識が不足する者が時に見受けられる。この問題に対処するためには、大学院レベルの教育を行う前に、日本経済ないし企業が採る資本主義的経済行動に関する予備知識を講ずる必要があると思われるが、大半は真剣に勉学に取り組み、優れた成績をあげている。

本研究科の社会貢献に関しても、本研究科が提供する「インテリジェントアレー専門セミナー」の講義の聴講者数が最少催行受講者数を満たし、時には大きく超過していることから一般社会人に評価されていると思われる。

これらの活動を通じて、本研究科の理念・目的・教育目標は、学部（学士課程）段階での教育に基礎を置きつつこれをより高度に展開したものとして、学校教育法・大学院設置基準の規定するところに適合し、修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程の設置目的を十分に達成していると考えている。

【将来への具体的方策】

大学院生が習得したいと希望する知識分野は多岐にわたっており、一律に規定することは出来ないが、出来る限りに多様な分野にまたがる旺盛な知識要求に対応するとともに、広い視野を獲得させるために、従前以上に開講科目を増加させるとともに、他方、履修方法の改善により、専門性の増進に捕らわれて自己の専攻に関わる領域や分野しか学習しないという傾向を是正していく必要がある。そのためには教授のみならず、助教授まで大学院の授業科目を担当することで、大学院担当教員数を増加させ、開講する科目数を増すことで、出来る限り多くの学問分野に触れるように誘導することを考えている。

留学生に向けた講義として、資本主義のもとでの経済活動と企業行動に関する入門的な講義を開設することについても、その可否を検討する必要がある。

また、授業科目の実質的増加を図る方策として他大学大学院との間で単位互換に関する協定を締結することは現在のところは実現していないが、梅田大学院コンソーシアム（準備会）に参加し、他大学大学院が提供する科目の受講により大学院生が希望する科目の履修ができるように単位互換制の導入等について協議している。

梅田大学院コンソーシアム（準備会）による「インテリジェントアレー専門セミナー」が開講する講座の内容については、本研究科主導で提供する用意がある科目であるが、他大学大学院も同一ないし近接分野で開講することを希望するために、現況では早い者勝ちで担当している講座の開講状況を改善し、梅田大学院コンソーシアム（準備会）として開講する講義プログラムの調整を行う必要がある。

これらの事情を総合的に配慮しつつ、時代のニーズに合うようにカリキュラムをさらに整備するとともに、個々の大学院生の研究の進展状況に応じた授業科目の履修と研究指導をきめ細かく実施するために、教員が研究指導のために受け入れる大学院生の人数を制限し、一定数を受け入れた場合には第二志望に振り分ける制度の導入や複数指導制の導入等を考慮することとしている。

（教育方法等）

【到達目標】

出来る限り多くの授業科目を履修することにより、多面的な観点からの判断力を養えるようにし、研究の一応の到達点として修士・博士の学位請求を行うことができるレベルに到達するための教育・研究目標の明示化を図るとともに、研究成果の評価基準の透明化・客観化を図る。

【現状の把握】

授業科目の履修により、期待される知識水準に到達しているかどうかは、主として研究報告（レポート）の提出により行っている。研究指導の効果に関しては、博士前期課程2年次の秋（11月中旬）に修士請求論文の内容に関する研究指導教員を含めた複数の教員による中間的な審査会を催すことで論文の作成を促すと共に、論証内容の妥当性と論理展開の適切性の観点からの助言を行い、最終的に提出される学位請求論文の内容が妥当なものとなるように指導している。

学位授与の要件と請求の手続に関する理解を促すために、博士前期課程及び博士後期課程の両課程の在籍者に学位授与の要件と手続を規定した近畿大学学位規程及び商学研究科内規を毎学年度の開始時にシラバスとともに開示し、その透明性を確保している。

すなわち、修士の学位に関しては、規程に従って提出された修士請求論文が当該専攻分野における十分な研究水準に達しているかどうかを判定するために、主査1名と副主査2名により

論文を審査し、口頭試問による最終試験を行うことによって研究科委員会において可否の判定を行うが、論文の提出から取得単位数、外国語の能力の要件を満たした論文の審査、判定に至るまで学位規程及び内規にしたがって適切に行っている。

博士の学位については、提出された博士請求論文が専攻分野における十分な研究水準に達しており、独創的な研究であるかどうかを判定するために、主査は副主査2名とともに論文を審査した上で、口頭試問を行うこととし、審査及び試問の結果に関する主査及び副主査からの報告を得て研究科委員会において可否の判定を行うこととしている。

過去においては、上記のように論文の提出から学力判定、外国語能力の判定という要件を満たした提出論文の審査、判定に至るまで、学位規程等にしたがって適切に行ってきた実績があるものの、近年は博士の学位請求がなく、審査を行っていない。

【点検・評価】

成績評価はレポート提出によることが多いが、レポートの作成・提出を通じてテーマに沿った資料の探索と整理の仕方を習得し、論理的な文章の作成に習熟していくと期待される。また、修士請求論文の作成の途次で、上記の中間審査を行うことにより、最終的に提出される論文の内容が妥当かつ適切なものとなっていると評価している。

最終審査の段階では、修士請求論文1編毎に、主査1名、副主査2名の合計3名で審査している。また、博士請求論文の場合には、主査1名と副主査2名の合計3名の他に必要に応じて副査を加えることとしている。なお、修士請求論文については、上記のように、論文作成段階で必要な考慮がはらわれているかどうかについて指導し、十分なものとするための助言を行う中間審査制度を採り入れて、修士請求論文の質的向上を図っている。

修士請求論文、博士請求論文とも論文の提出要件、審査方法、判定に至るまで本学大学院の学位規程と本研究科の内規にしたがって適切に行っており、審査の透明性ないし公正性の確保に努めている。

博士請求論文の提出に必要な外国語に関しては、博士後期課程の入試で英語及びドイツ語もしくはフランス語の2カ国語を課しているが、これを改めて英語のみの選択を認めるか否かという問題がある。

【将来への具体的方策】

上記のように評価されるので、今後ともレポート提出による成績評価と修士請求論文に関する中間審査制を継続する。また、博士請求論文の要件である外国語能力要件の整理、商学研究科委員会以外の本学他研究科ないし他大学等からの副査の委嘱をするようにしたい。

(学位授与・課程修了の認定)

【到達目標】

博士学位の授与に関しては、これを増大すべく可及的に多くの学位申請者を得ることが必要である。修士学位に関しては、内容の充実をさらに図る必要がある。

【現状の把握】

本研究科で授与する学位は、修士（商学）と博士（商学）であり、博士前期課程における平成17年度までの修士学位の授与者数は1,240名である。この内、最近5年間の修士学位授与者数は、次の表に示される通りである。

表 4-(2)-1 商学研究科 商学専攻（博士前期課程）過去5年間の学位授与数（人）

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
課程修了者	25	17	30	30	22	21	145

博士の学位については、平成10年度にいわゆる課程博士を授与したのち途切れているが、平成16年度までの累計で課程修了による博士5名、論文提出による博士2名を出している。なお、大学院商学研究科商学専攻（博士後期課程）における過去5年間の満期退学者数は次の通りである。

表 4-(2)-2 商学研究科 商学専攻（博士後期課程）過去5年間の満期退学者数（人）

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
満期退学者	1	3	3	0	1	2	10

【点検・評価】

修士の学位授与は順調に推移しており、その学位授与方針・基準は適切であると判断しているが、博士の学位授与に関しては、博士後期課程の院生数を増加する方策を講じる必要がある。

【将来への具体的方策】

修士学位の授与に関しては、上記のように、修士学位の請求論文の作成過程において指導が適切になされ、中間審査を経て内容的にも適切な論文が提出されている。博士学位の請求論文に関しては、請求事例が少ないので授与適格者に請求論文の早期提出の勧誘を行う等により、請求・審査事例を増加させることを検討する。

(3) 経済学研究科

(1) 教育課程等

(大学院経済学研究科の教育課程)

経済学研究科は修士課程（博士前期課程）では最低2年、後期課程では3年以上在学し、所定の単位の履修と学位論文の提出、合格によって修士（経済学）および博士（経済学）の学位を授与することになっている。そこでは「学術の理論および応用の深奥をきわめるとともに、それを教授研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養い、学術の創造と文化の発展に寄与する」ことが理念目的として設立されている。

経済社会の国際化、グローバル化が進展する中で、人口構造の変化、少子高齢化がもたらす諸問題を解決する政策への取り組みを避けて通れない。その時々新しい問題の発生に対する対応と問題解決のために、実社会で指導的な人材が必要である。そこで「広い視野に立って深遠な学識を授けるとともに、専攻分野における研究能力や高度な専門職に就く能力を持った人材は」常に必要となる。このような状況の下で、修士課程の設立目的は、社会のそれぞれの時代のニーズに合致し、高度の専門性が求められる深い学識および卓越した能力を誇った人材を養成する理念、目的に合致したものである。

また、時代の先端に立って、それぞれの時代が直面する経済社会の問題を解明し、新しい時代の先を見透した政策提言ができる人材、あるいはそれに対応した新しい分析手法や問題解決のための政策の効果を比較検討できる人材をつくるため、自立して専攻分野での研究することのできる人材を養成する博士後期課程設立目的は社会の発展のためにも必要であり、かつ大本研究科の設立理念に合致するものである。

【到達目標】

本研究科では、すでに博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（博士課程）が設置されている。我々が果たさなければならない目標は、これら両課程についての教育目標をより効果的に実現することである。そのためには次の条件を満たす教育内容と教育制度を必要とする。

博士前期課程は経済学の多様な科目群からなり、大学院生が自らにとって必要な科目を幅広く選択することができること、さらに、単に幅広いという点では、系統立った勉学ができないため、経済分析の基礎理論を十分習得した上で、それぞれの専修科目に応じた教科の系統的・専門的履修が確実に行われる履修規程を持たなければならない。

博士後期課程では、高度な分析能力を持ち、自立して研究できる能力を持った人材を養成しなければならない。そのためには博士前期課程で培った研究能力を基礎に、さらに専攻分野についての先行研究を幅広く、かつ深く理解するとともに、それらへの批判能力や創意工夫によって新しい展開のできる人材を養成しなければならない。このような人材養成のためには、理論・政策・歴史・国際経済学の各分野に亘った多様な開講科目と併せて、指導体制も専修科目の演習担当者とともに関連分野あるいは補完的分野の専門家との間で協力体制が整備され、大学院生も効果的、確実にこれらの教科を履修するような規程を設けなければならない。

さらに高等学校の教員としてすでに教育現場で活躍する人材の再教育を行うべく、経済学の知識の深化を計って、教室でより深く説得力のある授業が行われるように、我々が高校教育に貢献できなければならない。つまり、教職課程で、地理・歴史・公民・商業の高等学校専修教員免許の取得をする中での再教育のために本研究科が貢献できる体制づくりをも行う必要がある。

【現状の把握】

博士前期課程のカリキュラムが表 4-(3)-1 に示されている。経済学の理論・歴史・政策さらには国際経済学の各分野に亘って多様な教科が開講される。それらのうち「演習」が開講されている科目「選択必修科目」は 13 教科に及ぶ。またそれぞれの演習開講科目の関連あるいは補完的性格を持った科目も多様な科目から構成されていることから、大学院生個々が正しい科目の選択をすれば情熱的な各教科担当者と相まって、本研究科の教育目標の実現は可能である。

経済学研究科の博士前期課程修了のためには表 4-(3)-1 の科目群から、次の必要単位を取得しなければならない。

表 4-(3)-1 平成 18 年度経済学研究科博士前期課程演習および講義科目表

講義科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
理論経済学特論		4	
マクロ経済学特論		4	
ミクロ経済学特論Ⅰ			4
ミクロ経済学特論Ⅱ			4
日本経済史特論		4	
西洋経済史特論		4	
経済政策論		4	
産業組織論特論			4
工業経済論特論		4	
交通経済論特論			4
地域開発論特論		4	
中国経済論特論			4
開発経済学特論		4	
租税論特論			4
財政学特論		4	
地方財政論特論		4	
金融論特論			4
国際金融論特論			4
国際経済学特論Ⅰ		4	
国際経済学特論Ⅱ			4
開発援助論特論			4
EU 経済論特論		4	
経済統計学特論		4	
社会政策特論			4
数理経済学特論			4
経済学史特論			4
公共経済学特論			4
環境経済学特論			4
英書文献研究		4	
独書文献研究		4	
仏書文献研究		4	
演習	8		

「演習」は2年間8単位で修士論文の審査合格をもって単位を取得できる。「演習」担当者の講義科目を専修科目とよび、4単位が必修となっている。この専修科目以外に6科目24単位の履修が必要である。この6科目のうち、外国文献研究は4単位が必修である。6科目のうち、1科目に限って他研究科の開講科目の履修が認められている。もちろん、修了に必要な単位に算入されないが、他研究科の科目を4単位を超えて履修することが認められ、大学院生の進路や研究テーマとの関係で幅広い教科の学習が保証されている。各教科および演習担当者の研究水準は高く、かつ情熱的な指導が行われている。

表 4-(3)-2 平成18年度経済学科研究科博士後期課程演習および講義科目表

講義科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
理論経済学特殊研究		4	
ミクロ経済学特殊研究			4
日本経済史特殊研究		4	
西洋経済史特殊研究		4	
経済政策特殊研究		4	
産業組織論特殊研究			4
工業経済論特殊研究		4	
交通経済論特殊研究			4
地域開発論特殊研究		4	
中国経済論特殊研究			4
開発経済学特殊研究		4	
国際経済学特殊研究		4	
租税論特殊研究			4
財政学特殊研究		4	
地方財政論特殊研究		4	
金融論特殊研究			4
経済統計学特殊研究			4
社会政策特殊研究			4
演習	12		

博士後期課程では表 4-(3)-2 に示される教科と演習が開講されている。博士前期課程のカリキュラムに比べて、開講科目数が少ない。特に開講されている科目のうち、演習開講科目は10科目で、博士前期課程よりも少ない。博士前期課程修了者が同一教員の下で、さらに深い研究を希望しても、選択すべき演習や教科が開講されていない場合がある。

博士後期課程では「演習」担当者の開講する講義科目（～特殊研究）を4単位、それ以外の科目を4単位履修した上に、3年間に亘って演習（12単位）を履修しなければならない。専修科目以外に1科目のみを履修すればよい制度は、自ら選んだ研究テーマに取り組む時間を多くしている。その分野での先行研究をより広く、かつ深い理解と習得を行うことができるとともに、十分な思索の時間をとり、先行研究についての批判能力や創意工夫による創造的な研究成

果を得るよう意図されている。

博士後期課程の修了のためには、所定の単位を取得した上で博士論文の審査を合格しなければならない。

【点検・評価】

(長所と問題点)

博士前期課程の修了条件として、演習8単位、専修科目の講義4単位の外、外国文献研究を含めて24単位を開講科目から履修すればよい。「演習」および専修科目（演習担当者の教科）および外国文献研究は必修であるが、その他は基本的に自由に選択でき、24単位を取得するという条件のみが付されている。「演習」では厳しい指導が行われる。特に修士論文の作成過程では、正規の時間のみでなく、日祝日や夜にも亘って指導が行われる。

しかし、優れた修士論文の作成には、単なるデータを用いた、事実の叙述のみではなく十分深い経済分析が必要である。そのためには豊富な分析用具を備えられていなければならない。現行履修規程の下では、分析の基礎となる経済理論の理解や専修分野についての体系立った履修が行われない場合がある。指導教授の指導で、補完的性格をもった科目や関連科目を履修する場合もあるが、本来的に選択科目であるから、最終的には院生の都合によって科目選択が行われる結果、修士論文作成に必要な分析の道具箱に十分な道具が備えられず、不十分な分析手法の中で修士論文が作成されることが起こる。修士論文の質が確保されないのみでなく、本研究科の教育目標の実現も果たせなくなる危険がある。

博士後期課程においても専修科目の「演習」を3年間に亘って履修される必要がある。その他、演習担当者の担当科目専修科目（～特殊研究）の他、1科目を履修すればよい。この後の1科目は選択科目であるから、本来、専修科目の関連科目であるべきであるが、現実には選択されるのは非関連科目でもよい。履修科目が少ないのは、専修科目について十二分な研究の時間が与えられるためであるが、この自由度の大きさは必ずしも十分な教育効果を保証しないという問題もある。

博士論文を作成したり、自立して十分な研究能力を習得するためには、自らの専修科目以外に、研究に必要な関連科目や補完的性格を持った科目を3年間に亘って履修させる必要がある。経済理論を習得し、かつ実証分析能力の強化のために、分析用具を豊富に備えておく必要がある。この点で、現行制度は、本人の研究能力の強化を保証する履修規程になっていない。

(目標達成度)

本研究科の教育目標を確実に実現するためには、多様なカリキュラムを自主的に選択できるよりも専修科目の深い研究のため必要な科目群を強制的かつ体系的に履修されることを保証する規程が必要である。その点から、本研究科の教育目標実現の確実性という点から選択の自由度が大きい現行制度は中程度の到達度と評価できる。

【将来への具体的方策】

幅広い視野と、経済分析能力の向上を確実に実現するには、単に、シラバスの配布や履修規程の説明、履修方法の説明に終わらず、履修規程そのものの改善が必要である。

博士前期課程のカリキュラムを「理論・計量分野」「公共政策・産業分野」「国際経済・歴史分野」に再配分し、分野別系統的履修が行われるように平成19年度から改める。これは、経済学部のカリキュラムで分野別履修が行われる仕組みになっているのに対応し、広い視野と専門的、系統的な研究を保証するための改革である。

博士前期課程では、コア科目を8単位、演習担当者の科目、つまり専修科目を4単位、その専修科目が属する分野の科目を4単位、他分野科目を8単位以上履修し、かつ演習8単位が取得されなければならない制度に改めることが決定されている。

博士後期課程については専修科目4単位と演習12単位の他、専修科目の関連あるいは補完的性格を持った科目を3年間に亘って12単位を履修する規程に改める予定である。このようにして分析手法の豊富化と強化を図り、博士論文の作成が容易にかつ効果的に行われ、かつ自立して研究する能力を確実に習得できる体制づくりをする。

(経済学部と大学院経済学研究科の関係)

【現状の説明】

経済学部の経済学関係専門科目担当教員は、助教授以上になれば、大学院経済学研究科の担当教員となる。当初、外国文献研究から始まり、学部での主要担当科目について「～特論」という形で、科目名を付けて開講することになる。当然経済学研究科での開講科目数が次第に増加し、大学院生は幅広い領域の科目を学ぶ機会が与えられる。

現状では、商経学部の経済学科や商学科、経営学科の卒業生が経済学研究科に入学希望することになるため、経済学科の体系立った履修ができていない学生が、受験し入学することになる。入学試験では経済学の基礎知識があるか否かを点検しているが、全体的に経済学研究科に入学する学生の基礎学力が不足していることは否定できない。当然、入学後の指導にも支障を来している。彼らに経済学の理論的な枠組みを別途教えなければならないため、演習担当者にとって負担と責任が重くなる。

平成19年度入学者から、経済学部の完成年度になることから、経済学部卒業生が入学することになるため、上記の問題は解消されるものと期待している。

【点検・評価】

経済学を体系的に学んだ学生が、経済学研究科に入学できる体制ができたとしても、経済学部と経済学研究科の履修規定に、一貫性に欠ける部分が現れることになった。

経済学部の各学科の履修は、学部共通、学科共通の科目群から一定以上の単位を履修しなければならないが、経済学部の履修規定の特徴として、分野別履修制になっている。つまり科目群を系統的に勉学し、専門的系統的な履修が義務づけられている。それゆえ、学部在学中に専門的系統的な勉学した学生が、大学院に進学し、大学院でも専門性の高い研究に順応し易いと判断される。反面、大学院入学後の履修の仕方によっては、多様な科目を選択できるが、系統立った研究、勉学が行われなくても修了できるという問題がある。経済学研究科では理論・政策・歴史の各分野に亘って多くの科目が開講されているが、これは広い分野の科目群を勉強できるという目的で制度化されている。反面、体系的な勉学をしなくても修了できるという欠点をもつ。

【今後の方策】

それゆえ、幅広い視野をもつために、一定科目数以上、多様な分野の科目を履修することを義務づけた上で、各人の専修科目について関連分野の科目群を系統的に履修しなければならないように制度の変更を必要とする。経済学部同様に、経済学研究科においても、系統的、分野別履修が行われるようにカリキュラムと履修規定の変更を現在検討中である。

(修士課程と博士課程の関係)

【現状の説明】

博士後期課程の担当者と担当科目は、博士前期課程のそれと基本的には同一である。博士前期課程では「～特論」およびその演習となっているが、博士後期課程では「～特殊研究」とその演習となっている。博士前期課程での勉学がさらに専門的に深化したものになってくるからである。博士前期課程での演習担当者は後期課程でも教科担当や研究指導を行うため、前期課程からの進学者は通常同一教員の下で研究を続けることができる。教員の側も、個々の院生の研究テーマや研究の深さ、個人の潜在能力について知っているため、個々の状況に応じた研究指導を行っている。

【点検・評価・今後の方策】

博士後期課程でも、理論、政策、歴史に亘った科目構成となっているが、博士課程担当適格教員、D合、D㊥の教員不足から不開講科目が多い。しかも経済学の各分野の発展動向を見ても新規開講を必要とする科目も多くあるがそれらを開講するに至っていない。

これらの不開講かもしくは、現在前期課程で演習を担当する教員や教科担当教員が、研究歴、教育歴を積まれてくれば直ちに担当者として昇格される予定である。また、学部での教員採用に当たっても、D合やD㊥の資格を持つ教員を優先的に選抜して、不開講科目の不足を補う方針を取っている。

これらの方策によって、数年以内に多くの科目で新たに開講され、学部、博士前期、後期課程が一貫した教育のできる体制となる。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

(社会人)

【現状の説明】

社会人学生は、入学に際して「社会人入試」という特別な入試制度によって入学許可を与えている。入学試験の願書提出時に「研究計画書」を提出させ、この研究計画書に記してある研究対象を考慮して、あらかじめ研究課題を本人に指示する。その研究成果を確認するために、入学試験当日、当該課題に関する試験問題を出し、筆答によって解答してもらう。この答案に基づいて、さらに面接試験を行い、本人の問題意識、研究能力と研究意欲、潜在能力を点検し、合否判定材料とする。1時間近い面接をすれば、社会人時代に培われた研究能力や大学院入学後に取り組む研究課題についての問題意識の明瞭性が明らかにされる。この面接は、演習指導に当たる教員以外2名、合計3名で行う。さらに主査は合否判定についての理由を答案の評点とともに報告することによって判定の客観性と公平さを維持するように配慮されている。

大学院入学後は、経済学修士の学位を取得するため、一般入学試験によって入学した院生と同じ科目群から必要単位を履習しなければならない。その結果、経済学関連の基礎知識がないため、かなり重荷になる。一方で、これを頑張って勉学することによって、深く、幅広い学識と広い視野を得ることができるということを本人に説明し、研究意欲の刺激を与えている。

一方、修士論文については、「研究計画書」に基いた研究によって、実社会において直面した問題の解明への手助けを行い、資料や参考文献の提示と読解の指導、援助をする。

【点検と評価】

社会経験を経て、問題意識が明瞭な院生が入学することによって、一般入試で入学する院生に勉学意欲の点から刺激を与えてくれるため、院生間での研究の活性化につながっている。反

面、長年外国文献から遠ざかっている事情から、英語文献はもとより独語や仏語の文献を読むことができない。それゆえ、修士論文を作成するに際して、オリジナルな文献解読と、それを参考文献として利用することに困難がある。研究テーマによっては、指導教授が特別な時間を割いて研究指導に当たらなければならないため、時間的な負担が大きくなる。しかし、学問の進歩が早い中、生涯教育の必要性が高まり、今後、社会人教育の必要性は高まらざるを得ないため、指導教授1人に対する院生の数を限定して将来も社会人の受け入れに積極的にならなければならない。

(外国人留学生)

【現状の説明】

外国人留学生に対して、経済学研究科として特段の教育上の配慮を行っていない。個々の演習担当者が、それぞれの留学生の日本語能力、学部在学中に習得した経済学の知識の水準、本人の資質を考慮しながら講義や研究指導を行っている。入学試験では、一般入試（学部時代より日本の大学で学ぶ者）および留学生入試（学部は母国の大学等）の平行実施が行われているが、外国語の試験については、試験当日に英和辞典を貸与している。

【点検と評価】

入学試験を受験するには、学部入学時に一定以上の日本語能力を持つ者に限定されてくる。やはり、大部分の留学生にとって、日本語の文献、英語の文献の読解が困難であるため、修士論文の指導や一般講義において利用できる文献には制限がある。大学院指導教授当たり院生の数は少ないため現状では相当の時間を割くことができるが、学部での担当時間が多い場合には負担が大きくなる。留学生が修士論文を書く時、日本語の表現力が十分でないことも多い。論文の一般的な書き方はもとより、日本語の基礎から指導する必要がある。現実には各指導教授は大変な時間と労力を投入しなければならないため、留学生の受け入れには限度がある。

留学生の個々人の日本語表現力、日本語その他外国語の読解力には大きな差がある。指導教授が個々の事情をよく知っているため、それぞれの留学生の状況に応じた指導を行っているのは妥当なことである。

このような日常の指導の中で留学生の日本語能力表現力、そして経済学に関する理解と分析能力の向上に貢献し、世界の人々の幸福と社会の発展に大きく貢献していると考えられる。今後、少人数の留学生であっても、積極的に受け入れる体制が維持されなければならない。

(教育、研究指導の改善)

【現状の説明】

経済学研究科では、修士論文の審査報告会で、論文審査の要旨を口答によって発表している。修士論文の出来具合は院生本人の資質に大きく依存するが、一方でその資質に応じた指導結果の反省会でもある。各教員の反省、他の教員の改善への提言などを参考にしながら、それぞれの演習担当者が将来に向けて、指導教育方法の改善をするという意味で改善促進のための取り組みである。

一般講義については、シラバスに記され、講義内容の改善あるいは指導方法の改善へのインセンティブを生ぜしめる組織的な取り組みが課題である。

【点検・評価、今後の方策】

経済学分野ごとに、最適な指導方法は異なってくるから、教員の研究歴教員歴から得た指導

のノウハウにゆだねるのが最適である

しかし、各教員の自らのノウハウがより改善させる契機とするため、院生からの授業評価を受ける制度化が今後必要であるし、その実施を計画している。

(2) 教育方法等

【到達目標】

カリキュラムと履修規程が与えられた中で、教育目標がより効果的に実現できる教育法が採られなければならない。本人の将来における進路や専修科目に対応した正しい科目の選択が行われるために、講義内容ができるだけ詳細に記述された「シラバス」の提供とともに適切な履修規程の下で履修指導が行われる必要がある。

その上で、各講義・演習担当者は、高い研究水準を背景に熱心な指導を行うことである。

教育効果、特に修士論文の内容や水準についての判定と講義科目の可否判定については、公正・透明性を保持する中で、適切な基準を設定して行わなければならない。

【現状の把握】

(シラバスと履修指導)

本研究科では、新学期開始前に、開講科目についてシラバス『経済学研究科履修要項』を作成・配布している。ここでは各講義科目について、それぞれの「講義内容」「講義の理解を助けるための参考文献」「一層の深い研究に必要な参考文献」「成績評価方法」が1ページに亘って記述されている。大学院生が受講科目を選択する場合の重要資料となっている。もちろん、各教科についての上記項目以外に履修規程や学則および修士論文、博士論文提出手続上の経済学研究科内規や大学院生の生活上必要なルールや大学院生のあるべき心構えも記してある。

一方、毎年、新学期開始直前に開講式を開き、大学院生としての心構えを示すとともに、新入生および2年次生以降の院生を別々の時間帯に集めて、履修規程の説明が研究科長や大学院委員の教員によって行われる。もちろん、それぞれの専修科目によってあるべき科目群の選択についても説明される。さらに、各演習担当者によって、それぞれの演習時間の最初に、学べき科目群についての助言、指導が行われ、効率的な勉学が実現するよう指導される。

(教育効果の測定)

本研究科において教育・研究指導の効果は、次のような評価法によって具体的に表現される。

各講義科目や修士論文・博士論文の評価は60点以上を合格とする。そのうち、演習と講義科目の評価は60点から69点を「可」、70点から79点を「良」、80点から100点を「優」として成績表に記し、大学院生に通知される。各院生は、この評価をもって、自らの到達度を判断することになる。

修士論文の評価は、演習担当者を主査として、他に本研究科の演習または講義担当教員を副主査として研究科委員会で選任する。通常、副主査は、修士論文の内容に関連した研究分野の教員を選んでいる。

博士論文についても、博士論文提出手続や審査についての経済学研究科内規ができているので、この規定に従って、将来審査請求があれば、主査・副主査を博士後期課程の演習や講義担当者から選任される。

演習以外の各教科の評価はそれぞれの担当者、個人によって行われる。学年末に提出するレポートや日常の講義、研究発表の内容や水準などを考慮の上、評価される。これらの修士論文・

博士論文・一般講義科目の評価は、それぞれの研究分野における内外の専攻研究成果の内容を習得できているか否か、さらには深く理解した上で、その内容への批判能力があり、創意工夫によって議論の展開が行われるか否かによって、つまり研究水準の到達度に応じて100点満点で評価される。

【点検・評価】

(長所と問題点)

(シラバスと履修指導)

シラバスに記してある講義内容や参考文献リストは大学院生の科目選択に重要な指針となっているし、彼らが講義の理解を深めるべく自主的に勉学するのに重要な資料を提供している。履修指導が適切に行われても、現行の履修規程では選択の自由度が大きすぎ、大学院生が自分の種々な都合や好みで科目を最終的に選択するため、研究指導面で、効果を発揮し難い場合が出てくる。確実に体系的専門的な履修が行われて教育効果が十分発揮されるためには、履修規程そのものの改善が必要である。

現行制度では上記のごとく入学後の一般講義科目の選択にシラバスは重要不可欠の役割を果たしているが、入学希望者がどの演習を選択すべきかについての資料は、募集要項に記してある講義科目名と演習名のみである。入学募集時に、演習内容についての情報提供をする必要があるのではないか。演習の選択を科目名のみで判断すれば、入学後に期待していた内容の指導を受けられないという危険がある。

(成績評価法)

本研究科では、学年始めに全大学院生に配布するシラバスに、各担当教員の評価方法が知らされている。どの評価基準に重点を置くかは、各教科担当者によって異なっている。毎時間に、それぞれの教科分野における内外の先行論文を読ませて、内容の報告をさせる場合には、報告内容とその理解度、分析能力を重視する教員もあれば、学年末にレポートを提出させ、その内容の評価によって成績評価を行う教員もある。これらの評価の重点の置き所に差が出るのは、それぞれの教科の性質に負うところが大きい。

基礎理論分野では、先行研究についての理解がなければ、新しい理論の展開ができない。現実にはそのような展開自体大学院生段階では困難である、まず先人が蓄積してきた学問を理解することが必要であるため、大学院生のそれに見合う理解度を評価点としなければならない。実証研究の領域では、まず先行業績を勉強した後、自分の足で、自分の工夫によって実証できているかを評価での重点の置き所となるため、創意工夫とそれについてのプレゼンテーション能力が重要基準となる。

共通した評価方法の採用が公平の観点から必要と思われるが、一方で学問の性質によって評価基準が異なるとすれば、それを実施できない。それぞれ担当教員が自分の専門領域の事情を考慮して、独自に評価する現状が妥当である。特に、教員の数に比べて大学院生数が少ないため、個々の能力、資質の向上の状況は各時間の講義、演習によって正確に把握できるものと考えられる。

(目標達成度)

シラバスの完成度が高く、履修指導が開講式当日や各演習担当者によってきめ細かく行われている点から妥当。成績評価法も、修士論文、各教科について現行の制度とその運用方法が妥当と判定される。ただ、シラバスの内容について、院生の立場からどのように考えているのか、

将来、アンケート調査をして、改善の余地があれば、検討する必要がある。現時点で、教育効果を高める役割を果たし、かつその効果測定について目標への到達度は高いと考える。

【将来への具体的方策】

将来、シラバスの内容や詳しさの程度について、大学院生の立場からみてどのように受け止められているのかを調査し、改善の余地があれば検討する。

募集時に、入学希望者が自らが選ぶべき演習の内容を知る方策がない。演習内容を募集要項に記して情報提供する必要がある。ただし、これは1研究科の権限の範囲外であるため、近畿大学の大学院全体として検討されなければならない。

(3) 国内外における教育・研究交流

【到達目標】

本研究科を担当する研究者や大学院生の研究の活性化と教育水準の向上のためには、国内外の研究者との積極的な交流が必要である。

研究者が国外大学や研究機関への海外留学を実現したり、国内の学会や国際学会に積極的に参加していることとそれができる体制が必要である。

国内でも、年に一度程度であっても、本学研究者や大学院生が日常的に接する機会が少ない他大学研究者を招き、研究会や講演会を開催することにより研究者としての親交と学問的刺激を受ける機会を持つことが必要である。

また、他大学の研究者を招いて研究会の開催を行う他、本学研究者も他大学主催の研究会に参加できる環境づくりを行う必要がある。

【現状の把握】

本研究科の教員はそれぞれの専門分野の学会活動を通して、あるいは国や地方公共団体の審議会に専門委員として参加し、我が国の公共部門の政策立案に大きく貢献するのみでなく、自らのためそれを他大学研究者や実業界、官界との交流の場として利用している。

また多くの研究者は国内の各学会の役員として運営に参加する他、学会での研究報告やコメンテーター、座長として活躍している。

平成18年度では、日本財政学会第63回大会をはじめ、国際経済学会関西支部総会、アジア市場経済学会部会が開催される予定である。これは経済学研究科担当教員が内外の学会活動に大きく貢献して、かつ内外の研究者との活発な交流を行っていることの証である。

平成17年度では、学部学生及び大学院生や本研究科教員が参加可能な報告会が「通商白書2005」と題して開かれた。当白書の執筆者から、白書の問題意識や内容、および背景についての報告があったことは、「学士課程の教育内容・方法等(経済学部)」で示されたごとくである。

若手研究者が中心となっていて行っている学内研究会では、他大学若手研究者を招いて、研究会が開かれ、研究者間の交流が行われているが、参加者が10名足らずである。

国外への研究者の留学機会がここ数年与えられていないのが、若手研究者の育成という点から、今後改善されなければならない。海外留学が認められないのは本研究科教員と経済学部教員が兼務となっていることから、経済学部の新設に伴う一時的な措置であるから、この問題は近い内に解決される。

国外学会への参加、研究発表も一部の研究者によって積極的に行われている。海外の専門誌への投稿と掲載が実現していることから、本研究科教員の研究活動の範囲と水準は徐々にグロ

一バル化している。一方で、研究活動面で、国内外の交流に積極的でない教員も若干名であるが存在する。

ところが、大学院生の国際的な交流が行われていない。海外の大学との単位互換と留学の機会が与えられれば大学院生の研究の活性化と国際水準への引き上げに貢献するはずである。

【点検・評価】

(長所と問題点)

近年、本研究科教員の学外での研究科会参加や国内学会での研究発表、コメンテーターや座長等での参加が増加してきた点は、学会活動や研究者間の交流が盛んになり、研究活動の活性化が実現していることを示すものである。

国際学会での参加、研究発表も徐々に行われ、また世界の一流専門誌に投稿され、掲載されていることは、国際レベルで交流の活発化と研究水準の国際化が実現している。ただ、ここ数年、海外への若手研究者の留学機会が得られていないことは、研究意欲の旺盛な研究者の意欲を阻害する危険がある。

大学院生の国内他大学大学院生との研究上の交流が行われていないことは研究活動の活性化の点では好ましくない。

大学院生も博士後期課程に在学する者については積極的に学会に参加させるよう指導教員の指導が必要である。

(目標達成度)

教員の国内、国外での研究上の交流という点では研究活動の活性化と研究水準の国際化という目標を達成している。大学院生の国内・国外での研究上の交流という点では極めて不十分である。

【将来への具体的方策】

本研究科に属する若手研究者の海外留学は早急に実現しなければならない。これによって海外の研究者との交流も増加させ、学問水準の国際的レベルの一般的向上に役立つものである。

大学院生か研究会、学会に参加するように指導教授からの指導が行われるよう徹底させる。

他大学の一流研究者を毎年少なくとも1人を招き、学問的刺激を受ける機会を増加させるとともに、国内研究者との交流の機会づくりにもなるため、従来通り、予算化する。

(4) 学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

本研究科の使命・目的に合致する人材をできるだけ多く社会に送り出す。設立以来、博士前期課程ではすでに280名の修了者を出した。しかも、大学学部から直ちに大学院へ進学した人々のみでなく、一度は社会に出た人々、あるいは働きながら大学院で学ぶため入学してきた人々など、多様な経歴と目的を持った人々を育成することができなければならない。高度な専門的知識に裏付けられ、社会のリーダーとして、日本の経済社会の発展に寄与することのできる人材を多く修了者として認定できることが必要である。さらには自立して研究者として活躍をする博士号取得者も社会に、あるいは研究機関に送り出すことが必要である。

【現状の把握】

本研究科の博士前期課程修了者、つまり修士（経済学）取得者の数は表 4-(3)-3 に示されるごとく、平成 12 年以降で急激にその数が減少している。これは、平成 11 年から入学者数が激減しているためである。税理士の国家試験免除の条件が変更されたことによる。しかし、数的には減少したものの、修士（経済学）の学位授与の判定については基準を引き下げないで、質を保ち、判定の客観性、透明性を保持している。

修士論文の可否は、専攻分野の内外における先行研究の成果を習得しているか否かが判定の基準に置かれる。先行研究の成果を十分に理解した上で、さらにそれを批判したり、創造的工夫によって追加的な展開を行えば、一層評価が高くなる。この評価基準が、本研究科の修士論文に関する共通した認識であり、上記教育目標達成のために妥当な基準であると考ええる。

博士後期課程は指導教員 1 人に、大学院生 1 人といったマンツーマンの指導が行われている。

博士論文は、本研究科で審査した事例はなく、修了者はゼロである。研究業績が提出されれば、経済学研究科博士論文審査内規に従う。審査に際して公開の公聴会が開かれる他、次の条件が満たされているか否かで合否判定の重要基準となる。修了者が出た時には、博士論文の全体または、概要を公表し、審査要旨とともに、全国の大学に送付し、評価の基準の妥当性を問う予定である。

論文内容を事前に関連学会で研究発表されているか否か、研究業績が内外の先行研究を十分習得した上で、何らかの創造的要素が追加されているか否かが重要な判定基準である。これは、自立して研究活動ができる能力を持つか否かの判定基準を満たしていることの証と考えられる。

修士論文について、上の基準に達しているか否かの判定は指導教授を主査として、他に副主査が 2 名加えられて審査する。面接において、筆者の内容理解を確認するべく口答試問が行われる。さらに、本研究科の「修士論文審査報告会」が開催される。これは、研究科委員および修士論文の副主査に加わった教員全員の参加を求めて開かれる。

この報告会においては、主査によって審査結果の報告、つまり業績審査の要旨が報告され、出席者の意見も問う。このようにして判定の客観性、透明性を確保する他に、修士論文の主要部分を『近畿大学大学院経済学論究』に掲載して、他大学の関連学部へ送付し、全国的な評価を問うとともにその客観性の確保を行う。しかも、この掲載論文の末尾には指導教授名をも明記し、指導者の責任の所在を明らかにしている。

表 4-(3)-3 大学院研究科の在学学生数

研究科	専攻	H 9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
経済学研究科	経済学専攻	21	21	22	21	13	16	13	12	11

【点検・評価】

(長所と問題点)

博士前期課程の修了者数は近年減少してきたが、「夜間主コース」の開設を周知させることによって応募者の増加を計る。修了者の増加によって高度な専門知識に裏付けられた社会のリーダーを多く送り出し、本研究科の社会的責任、役割をより大きなものにしなければならない。上記の前期課程修了判定の基準は妥当なものであり、全国的に遜色のない修士論文を提出させているし、判定における公開性、透明性をも十分保てていると考える。

ただ、外国人留学生の修士論文については、日本語での表現力が十分でなく、日本人の学生と同程度の修士論文を提出させようとすれば指導教授にとって相当の時間と労力を要する。当然、日本語の表現での難点のある修士論文も散見される中で、修士論文は日本語で書くという本研究科の規定について、例えば英語で書くことも認めるなどの方途を検討する余地はある。

博士（経済学）の取得者がゼロである。複数指導制の導入等の改革によって、修了者をできるだけ早期に出し、自立して研究能力を持つ研究者養成という、博士後期課程の使命・目的に事実でもって合致するよう努力する。

（目標達成度）

博士前期課程では履修規程の改善によって、確実に、教育効果が現れるよう改善の方向が決まっているが、質的にはほぼ目標を達成している。博士後期課程では大学院生の研究水準という点で質的に不十分である。

【将来への具体的方策】

社会人教育。特に、生涯学習への貢献によって人材養成をするべく、修了者を多く送り出すことが、今後の本研究科の重要な役割と考える。社会人、特に「夜間主コース」の応募者数を増加させ、この面での修了者の増加を計るべく、広く世間に本コースの存在と特長の周知を計る。

博士（経済学）の取得者を早く出すために、平成19年度より複数指導制を博士後期課程に導入する。

外国人留学生の修士論文を日本語のみでなく、英文で発表する余地も残し、研究へのエネルギーを言葉より経済学に集中させる制度づくりを行う。

(4) 総合理工学研究科

(1) 総合理工学研究科の教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

【到達目標】

基本的には、改善・改革方針にしたがって、大学院修了生の就職先および大学院学生に対する種々のアンケート調査結果に基づき、社会および大学院学生の要望を反映させながら、教育課程の継続的な改善を進める。博士前期課程については、自己点検・評価の基礎資料とすべく、各専攻ごとに教育課程と教育目標の関係をマトリックス形式で明示する。また、教育目標の達成のために新たに導入された教育の実践を通じて新たな課題を抽出し、教育課程の一層の改善を進める。博士後期課程については、自己点検・評価の基礎資料とすべく、教育目的と教育課程の関係を、教育課程の枠組みを越えて包括的に明示する。

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

【現状の把握】

本研究科の前身は、昭和27年開設の化学研究科と昭和45年開設の工学研究科である。従来の基礎科学、工学に加えて、生命科学、先端材料学、情報学、環境学等の学際的教育・研究に対応するために、平成11年度に化学研究科と工学研究科を、下記の5専攻からなる総合理工学研究科に発展的に統合した。これにより、理学と工学の垣根にとらわれることのない、柔軟で総合的な組織体としての総合理工学研究科が生まれた。さらに平成16年度には、産学連携を効果的に進めるための専攻横断的なユニークな教育・研究組織として東大阪モノづくり専攻が発足し、6専攻からなる大学院研究科となり現在にいたっている。

[平成11年度設置、博士前期課程・博士後期課程]

理学専攻

物質系工学専攻

メカニクス系工学専攻

エレクトロニクス系工学専攻

環境系工学専攻

[平成16年度設置、修士課程]

東大阪モノづくり専攻

理学専攻は、数学、物理、化学、生物・環境の4つの基礎科学の分野を包摂している。先端科学・学際的科学技術のうち、生命科学に関する教育・研究は、理学専攻の中の生物・環境化学分野を中心にして積極的に進められている。その成果に基づいて、平成18年度にはこの分野に「遺伝カウンセラー養成課程」が設置される。

東大阪モノづくり専攻においては、学生は東部大阪を中心とするモノづくり企業の研究開発室を主たる教育・研究の場とする。企業には2年間の年限付き契約社員として所属し、生活や

学業に必要な経費は保証される。一方、優れたモノづくり力を持つものの、研究開発基盤の脆弱な中小協力企業に対しては、大学教員との共同研究のために大学が研究開発費を支援する。これにより円滑に産学連携が起動した。またこれはいわば長期インターンシップと、社会人が大学で学ぶという社会人学生制度の良いところを併せ持った制度であり、教育上も大きな効果がある。教育課程には、「産業倫理」、「国際コミュニケーション」、「国際インターンシップ」、「知的所有権」等、技術者倫理、国際的なコミュニケーション、知的財産権などに関する講義も開設されている。

平成 17 年度現在の博士前期課程・修士課程の担当教員数は 119 名であり、博士後期課程の担当教員数は 69 名である。理工学部と連動した厳しくまた公正な人事により、大学院教員としての高い教育・研究能力が保たれている。

各専攻の教科とその履修方法は履修要綱に、各科目の具体的な内容と履修の指針はシラバスに記載されている（「履修要項および授業計画」参照）。各専攻に開設されている科目は、基礎的な学理から最先端の学際的領域にいたるまで、理工学のほとんど全ての領域をカバーしている。また本学の教育の基本方針である「実学」教育を強く意識したものとなっている。

さらに平成 17 年度からは、これまでの継続的な改善努力に加えて、より幅広い知識の修得に学生の目を向けさせるための「学際研究」が導入された。これは、自分の専門分野にとらわれず、外部の研究会や学会に積極的に参加し、その回数が 15 回に達すれば 2 単位を認める、という制度である。国際化への対応を強化するために「実践科学技術英語」も新たに開設された。

博士前期課程における教育は、特別研究（必修 12 単位）、選択必修の授業科目の中より選定した 1 科目（選択必修 2 単位）、選択必修以外の講義科目（16 単位以上）からなり、修士課程〔東大阪モノづくり専攻〕では、専修科目の授業科目の中より選定した 1 科目（選択必修 2 単位）、特別研究（必修 16 単位）、特別演習（必修 4 単位）、さらに専修科目以外の授業科目（8 単位以上）を修得し、課程修了に要する単位数は合計 30 単位である。

これらについては、研究指導の項でより詳しく説明している。

東大阪モノづくり専攻を除く 5 専攻では、博士前期課程・後期課程が整備され、各専攻における博士前期課程から後期課程への教育内容の一貫性が保たれている。博士後期課程の教育課程は、各専攻とも「特殊研究（選択必修）」と分野ごとの「演習（選択 2 単位）」で構成され、課程の修了には、博士前期課程（修士課程）を含めて合計 30 単位を修得する必要がある。学生は特殊研究における研究を通じて専門分野における研究推進能力を深め、演習によって関連領域に関する幅広い知識や情報収集能力等を高めることができる。

【点検・評価】

表 4-(4)-1 に、前章で述べた本研究科博士前期課程・修士課程の教育課程と、理念・目的の教育目標との関係を示す。横軸には教育課程を、縦軸に理念・目的・教育目標の枠組みを示している。

まず縦軸について説明する。例えば、学校教育法第 65 条、続いて大学院設置基準第 3 条第 1 項が示されている。ただし、大学院設置基準第 3 条第 1 項には、「広い視野」、「精深な学識」、「専門分野における研究能力」、「高度の専門性を職業等に必要の高度の能力」が謳われているので、これらを縦 4 行にわけて記載している。

今回、大学基準協会の評価を機に新たに制定された本研究科の教育目標には、学校教育法、大学院設置基準に謳われている教育目的に加えて、教育の具体的手段および、時代の要請である「キャリアパスを考えた教育、グローバル化への対応、社会責任の自覚、プレゼンテーショ

ンおよびコミュニケーション能力の向上等」が具体的に教育目標として明示されている。

博士後期課程の教育目標にはこれらに加えて「リーダーシップの養成」が掲げられている。これらが、本研究科の教育目標で新たに明示された教育目標として付け加えられている。

次に横軸について説明する。最初の大枠には標準的な教育科目が並べられている。すなわち「特別研究」は研究指導と修士論文の作成を含む。東大阪モノづくり専攻では、修士論文に代えて、製品の開発や特許の申請などがそれにあたる。以下は講義、演習科目等に対応する。

		標準的教育科目			新たに導入された科目		新たに導入された科目 (東大阪モノづくり専攻)				その他 研究発表/TA
		特論 (選択必修科目)	特別研究 (選択必修科目)	特論 (選択科目)	学際研究	実践 科学技術英語	国際インター ネット シッブ	国際コミュニ ケーション	知的所有権	産業倫理	
学 校 教 育 法 第3条第5項	学術の理論および応用を教 授研究	◎	◎	◎	○						○
	高度な専門性を要する職業 等に必要な高度の能力	◎	◎	◎	○						○
	文化の発展に寄与	○	○	○	○				○	○	
大 学 院 設 置 基 準 第3条第1項 / 第4条第1項	広い視野				◎		◎				◎
	精深な学識	◎	◎	◎							◎
	専門分野における研究能力	◎	◎								○
	高度な専門性を要する職業 等に必要な高度の能力	◎	◎	◎							○
総 合 理 工 学 研 究 科 の 教 育 目 標 に 加 え て 導 入 さ れ た 項 目	キャリアパスを考えた教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	グローバル化への対応				◎	◎	◎	◎			
	社会責任の自覚			○	○		○		◎	◎	◎
	プレゼンテーションおよびコ ミュニケーション能力の向上		○		◎				○		◎
	リーダーシップの養成		◎								◎

◎：教育目的の達成に特に効果があるもの、○：効果が期待できるもの

表 4-(4)-1 教育課程と理念・目的・教育目標 (博士前期課程・修士課程)

次の大枠には平成17年度から新たに導入された「学際研究」や「実践科学技術英語」等の科目や、本研究科の最も大きな特徴である東大阪モノづくり専攻で開講されている実践的英語教育、知財教育、技術者倫理教育等に関する科目と単位数等が「新たに導入された科目」として列挙されている。

最後の大枠には、研究発表、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）等、教育課程には含めないが、実際の教育効果は非常に大きい緒活動が挙げられている。

これらがマトリックス形式で表示されているが、縦軸の教育目的の達成にとくに効果がある教育課程については◎を、効果が期待できるものには○を付している。

この表から以下の点が明らかである。

- (1) 学校教育法や大学院措置基準で謳われている教育目的については、標準的な教育科目が対応している。
- (2) 今回、社会的要請を背景として新たに導入した教育目標、例えば、グローバル化との対応、社会責任の自覚等については、平成16年度以降に導入された科目による教育効果が期待される。
- (3) 広い視野やリーダーシップの養成、キャリアパスを考えた教育等については、もう少し教育課程を工夫、もしくは充実させる必要がある。

博士後期課程についても同様のマトリックスを作れるが、教育課程としては特殊研究と演習だけである。博士後期課程で、前期課程での教育に加えて特に養成することが重要な資質は独立した研究者、高級技術者としてのリーダーシップである。これについては下記の教育課程としては括れない諸活動が大きな教育効果を発揮する。

例えば平成16年度以降、博士後期課程の在籍者のうち、希望する学生全員をリサーチ・アシスタント（以下「RA」という）として採用することができる体制が整ってきた。RAには、1) 教員の学部における授業改革の支援、2) 授業評価等の教育活動の支援の他、3) 研究成果の外部公開（大型フェア等への出展）の支援、4) 研究科主催の国際会議、講演会、ワークショップの開催支援、5) 研究室紹介誌の編集支援、を義務付けており、これらの活動を通じて、リーダーシップや、自立した研究者としての基本的な能力を身につけることができる。これらはいずれも教育課程の中に書き入れることは難しい。教育目的の精緻化にともない、それを達成するための教育の方法との関係は、教育課程に加えて別のより広い枠組みを考え、包括的に明示する方法を考える必要がある。

【将来への具体的方策】

本研究科の教育課程の概要を説明した。また現在の教育課程と、教育目標の関係をマトリックス形式で示した。

今後の課題として、各専攻ごとに教育課程と、教育目標の関係をこのようなマトリックス形式で見える形で示し、点検・評価のための基礎資料とすることを検討する。ただし、幅広い教育という観点からは分野に細分化した点検評価を行うことが良いかどうかについて注意する必要がある。

とくに博士後期課程については、教育目的と教育課程の関係は、教育課程の枠組みを越えた、より広い枠組みで関連付けなければならない。これらを包括的に明示する方法を考える。

- ・「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

【現状の把握】

標記の大学院設置基準第3条第1項は修士課程を設置する上での最も基礎となる基準を目的の形で述べたものである。表4-(4)-1から解るように、本研究科の博士前期課程・修士課程の教育課程のうち、従来から行ってきた基本的なカリキュラムが、この目的に対応している。さらに近年の大学院教育に対する社会的要請に応じて新たに制定した本研究科の教育目的をも反映している。

【点検・評価】

大学院設置基準第3条第1項に示された大きな枠組みの教育目的に満足することなく、そのときどきの社会的要請に応じて、より具体的な教育目標を設定し、それに対応した教育課程を用意していくことが重要である。この観点で、本研究科の教育課程の適合性を見ると、以下のようによまとめることができる。

本研究科の教育理念・目的は、学校教育法、大学院設置基準に十分に適合している。教育目標にはさらに、時代にあった、また先駆的な目標が具体的に掲げられている。教育課程はこれらの理念と目標と適合しており、さらにこれらを具体的に推進するための斬新な試み、例えば、「東大阪モノづくり専攻」や「遺伝カウンセラー養成課程」の設置、「学際研究」や「実践科学技術英語」の導入等が教育課程に次々に導入されている。ただし、新たに具体化された教育目的を達成するために導入した科目については、今後実践を踏まえながらより充実させていく必要がある。

【将来への具体的方策】

本研究科の博士前期課程・修士課程の教育課程は、大学院設置基準第3条第1項の目的と適合している。さらに、時代の要請に応じた、より先進的な試みが導入されている。

今回の教育目標の具体化で新たに導入された、キャリアパスを考えた教育、社会責任の自覚、プレゼンテーションおよびコミュニケーション能力の向上、リーダーシップの養成等については、これまでの教育でも重視されてきた。またこれらを教育するための科目も導入された。これらの実践を通じて課題を明らかにし、さらなる教育課程の改善を続け、標準的な教育プログラムとして定着させる必要がある。

- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の把握】

標記の大学院設置基準第4条第1項は博士課程を設置する上での最も基礎となる基準を目的の形で述べたものである。表4-(4)-1に示す博士前期課程・修士課程の教育目標との関係に加えて、博士後期課程の学生に対しては、学内外における様々な活動（前出）によるリーダーシップの養成のための教育が行われている。これらにより、本研究科の博士後期課程の教育課程は、大学院設置基準に述べられた基本的な目的に適合していると考えている。

【点検・評価】

大学院設置基準第4条第1項に述べられた博士課程の目的、すなわち、「研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力お

よびその基礎となる豊かな学識を養う」ための教育がどのように達成されるかは、教育課程、すなわち科目と教員の配置、履修の基準等を羅列したもので測ることは困難である。教育課程という枠組みの中には入らない、様々の自主的な活動や、それを支える大学の組織的な体制や活動との関連で評価すべきである。

一方、博士後期課程では主として、1名の教員による深く絞り込んだ課題に関する研究を中心とした専門教育が行われてきた。このため、学生に対する教育が、研究室の中で完結するような手法が中心になっていた。この課題を解決するための方策の一つとして、RAとしての採用条件に、外部での様々な活動を義務付けるなどの措置をとってきた。

【将来への具体的方策】

本研究科の博士後期課程の教育課程は、大学院設置基準第3条第1項の目的と適合していると考えている。博士後期課程についても、これに満足することなく、新しい教育課程の導入を計画している。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

【現状の把握】

本理学工学部と本研究科の関係は、2つの段階を経て、現在の整合性の高い関係に落ち着いた。

本研究科の前身は昭和27年度開設の化学研究科と昭和45年開設の工学研究科であり、長い間、理工学部は単一の学部であるのに、大学院は2つの研究科からなるという状態が続いた。また理工学部に学科はあるものの、化学研究科にも工学研究科にも対応する専攻がない、といった問題があった。例えば、数学・物理学科はその典型的な例であった。また原子炉工学科、金属工学科、経営工学科等の学部卒業生の一部は、工学研究科の応用科学専攻、機械工学専攻や電子工学専攻に進学するものもいたが、該当する専攻を持つ他大学に進学する大学院志望者も多かった。一方、建築学専攻のように、修士課程のみで博士課程を持たない専攻もあった。

これらの問題の解決と、生命科学、先端材料学、情報学、環境学等の学際的な教育・研究に対する社会的要請に応えることを目的にして、平成11年度には、化学研究科、工学研究科を再編統合して5専攻からなる総合理工学研究科が発足した。

本研究科開設当時、その基礎となる理工学部は11学科から構成されていた。この時点では本研究科の改組が理工学部に一歩先んじた形になっており、一部には理工学部との間で一種の捩れ現象が生じていた。大学院の改組に引き続いて、理工学部も、従来の基礎的な科学・工学教育とともに、学際的教育・研究に対応できるように8学科に再編統合された。これにより、理工学部と本研究科の関係は整合性の保たれた一貫した教育組織として整備された。

本研究科各専攻と理工学部各学科との関係は、一部の教員の配置を除き、基本的には下記のように対応している。

<総合理工学研究科> 理学専攻 物質系工学専攻 メカニックス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻 環境系工学専攻 東大阪モノづくり専攻	<理工学部> 理学科、生命科学科 応用化学科 機械工学科 電気電子工学科、情報学科 社会環境工学科、建築学科 全学科
--	--

【点検・評価】

化学研究科・工学研究科の本研究科への統合、それに引き続く理工学部の学科再編によって、大学院研究科における教育内容と理工学部における教育内容が一貫したものとなった。

理工学部理学科は数学、物理、化学の各分野から構成されている。一方、本研究科の理学専攻には、これらの3分野の他に、生命・環境化学分野も含まれている。また情報学科に対応する大学院の専攻はエレクトロニクス系工学専攻の中の情報処理分野である。これは以下の2つの理由による。

- (1) 生命、情報という新しい学際分野の存在を理工学部への入学志願者に対してアピールする。
- (2) 大学院では、分野間の学際性がより高まる。例えば生物物理、生命化学等は生命科学の重要な分野となっている。情報学の研究にはソフトだけでなくエレクトロニクスに関するハードの知識も必須になる。したがって大学院の教育課程はより学際的な形に統合する。

以上より、現在の理工学部と本研究科の関係は理想的に整合していると言える。

以下、現在検討中の課題について説明する。

東大阪モノづくり専攻（修士課程）については基礎となる学部を持たない。これについては次の博士前期課程・修士課程と博士後期課程の整合性の項で、学部との整合性も含めて現状と今後の計画を説明する。

建築学については、国際的には、大学院修了を前提とした高度の建築士資格と、現在の日本の1級建築士と同等の資格に分化する傾向がある。これらの動きが明瞭になれば、現在、社会環境工学科と建築学科の上に乗っている環境系工学専攻のあり方も検討する必要がある可能性がある。

ただし学問の学際化が進む中で、いたずらに大学院の専攻を分化させることに対しては慎重に対応する必要がある。

【将来への具体的方策】

現在の理工学部の学科構成と本研究科の専攻の構成の関係はほぼ理想的に整合していると言える。ただし、建築学専攻等の増設については検討の余地がある。また平成18年度から理学専攻の生物・環境化学分野内に開設する「遺伝カウンセラー養成課程」については、近い将来、専門職大学院化することも視野に入れておく必要がある。

- ・ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本研究科の5専攻は博士前期課程、後期課程を有する一貫性の博士課程である。したがって

次の博士課程（一貫性）の項で博士前期課程と後期課程の関係を説明する。

- ・博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性

【現状の把握】

まず東大阪モノづくり専攻（修士課程）を除く5専攻について説明する。

理学専攻、物質系工学専攻、メカニクス系工学専攻、エレクトロニクス系工学専攻、環境系工学専攻の5専攻については博士前期課程・博士後期課程が設置されており、博士後期課程への進学希望者は一貫した教育を受けることができる。

博士後期課程は69名の教員が担当しており、理工系の基盤となる基礎科学から最先端の工学までが網羅されている。担当教員は原則として教授である。

博士前期課程・修士課程については119名の教員が担当している。原則として助教授以上の教員が担当しているが、新しい分野については、優れた講師がいれば講義を担当している。これにより、博士前期課程の教育においては、後期課程担当教員だけではカバーしきれない広い分野にわたって、最先端の講義が準備されている。

博士後期課程では研究センターの教育が行われている。博士前期課程で助教授が指導した学生が本研究科の後期課程に進学する場合は、専門分野の近い後期課程担当教授の担当する特殊研究を行うことが多い。それぞれの特殊研究はある程度広い幅の研究領域をカバーしているので、博士前期課程の研究課題に近い研究を継続するのが普通である。

前期課程での研究を指導した助教授が同じ研究グループの博士後期課程担当教授とともに、後期課程に進学した学生の研究指導に参加することも多い。この場合は、博士論文の審査において、主査1名、副主査2名の他に、協力して研究指導を行った助教授が副査として学位審査に加わることができる。

【点検・評価】

理学専攻、物質系工学専攻、メカニクス系工学専攻、エレクトロニクス系工学専攻、環境系工学専攻の5専攻については博士前期課程・博士後期課程を通じた一貫した大学院教育を受けることができる。学生が希望すれば、博士後期課程については他の大学に進学することもできる。

ただし教育内容については、後期課程に進学することでより専門化することになる。この問題に対する効果的な改善措置の導入を検討する必要がある。

【将来への具体的方策】

理学専攻、物質系工学専攻、メカニクス系工学専攻、エレクトロニクス系工学専攻、環境系工学専攻の5専攻については博士前期課程・博士後期課程を通じた一貫した大学院教育を受けることができる。東大阪モノづくり専攻については、平成20年度に博士後期課程を開設する予定である。

- ・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の把握】

入学選考において、志願者にこれまでの研究概要と博士後期課程での研究計画のプレゼンテーションを行わせ、その内容について口頭試問を行い、能力と適性を評価して入学を許可して

いる。入学後、学生は指導教員の指導のもと特殊研究を履修し、また研究分野ごとに設定された演習を履修する。学位論文の審査体制、方法・基準は研究科で規定されており、厳格に運用している。

学位論文は、まず主査、副主査、必要に応じて副査が審査し、専攻内公聴会での審査を経て、公開の公聴会で審査している。

【点検・評価】

多くの学生が修学年限で学位を取得している。また、中間段階の評価として、RA として採用し、その条件として毎年研究報告を義務付けている。平成 16 年度以降、希望する学生全員が RA として採用されている。したがって、間接的方法ではあるが、中間段階での評価制度も整っている。以上より、本研究科における教育システム・プロセスは適切であると考えている。ただ、博士後期課程では1名の教員による、深く絞り込んだ課題に関する研究を中心とした専門教育が行われてきた。これが学位取得後に活躍できる分野を制限してきた面もある。

【将来への具体的方策】

大学院学生に対して種々のアンケート調査を毎年行っており、研究指導方法等についても、学生の率直な意見を聞き、研究科としても実情を把握するシステムを準備している。今後は、このアンケート結果を解析し、よりよい教育システムを構築していく。

・創造的な教育プロジェクトの推進状況

【現状の把握】

平成 16 年度開設の「東大阪モノづくり専攻」では他大学には見られない独創的かつ創造的なプログラムが推進されている。また、平成 18 年開設の「遺伝カウンセラー養成課程」でも独創性・創造性の高い教育プログラムが展開される。これらについて解説する。

本研究科の位置する東大阪地域に立脚した産学連携研究の推進と、実践的能力を持つ研究者・技術者養成のため、平成 16 年度 東大阪モノづくり専攻〔修士課程〕を開設した。東大阪モノづくり専攻では、学生の主たる教育研究の場を、近畿大学の位置する東部大阪地域のモノづくりに秀でた企業の研究開発室に置き、指導教員と企業の開発責任者が密接に協力して学生を指導する。教員と企業の技術者の協同による長期インターンシップと言うこともできる。これを大学が主導するため、研究開発基盤が十分でない中小協力企業に対しては、大学が研究開発費を支援している。この環境下での講義の効率化と指導の徹底のためにインターネットを利用した教育を積極的に導入している。さらには、米国における国際インターンシップの実施、弁理士による知的財産権に関する集中講義等も導入している。

平成 18 年 4 月には、理学専攻の生物・環境化学分野内に「遺伝カウンセラー養成課程」を開設する。生命科学関係の高度な研究技術と最新の知識を備えた遺伝カウンセラーの養成を目的としたもので、本研究科・理学専攻の生物・環境化学分野内に独立した教育単位として設置する。医療の高度化に伴い、遺伝カウンセラーの養成が急務である。そこで、本研究科では、非医師認定遺伝カウンセラーの安定した供給源として自立し発展的に継続する関西地区最大規模の遺伝カウンセラー養成コースを開設すると共に、社会で活躍する認定遺伝カウンセラー支援のための卒後研修センターを充実させる。この計画は、平成 17 年度文部科学省科学技術振興調整費の事業として採択された。平成 18 年度開設に向けて、以下の事業を行うための準備を進めている。

- (1) 充実した講義・演習を行うための教材開発と教育プログラムの作成
- (2) 複数の医療機関におけるカウンセリング実習がスムーズに行えるための基盤整備と実習プログラムの作成
- (3) 社会における非医師認定遺伝カウンセラーの認知度の向上

【点検・評価】

東大阪モノづくり専攻は、斬新な発想に基づいているがゆえに、試行的に修士課程として発足させた。1年半の取り組みで、学内的にも学外でも一定の評価が得られたと同時に、多くの実践上の課題も明らかになった。効果的な遠隔地教育（e-learning）システムの構築、実践的な語学教育の充実などが課題である。

遺伝カウンセラー養成課程についてもいくつかの問題が予見されている。例えば医療現場における実習が義務付けられているが、本研究科の位置する東大阪キャンパス内には医療施設はない。したがって約 25km 離れたところにある本学医学部等でカウンセリング実習を行う必要がある。このためにも効果的な遠隔地教育（e-learning）システムの構築が重要な課題となっている。

【将来への具体的方策】

上述の課題を改善し、より効果的で、学生にとって魅力的な教育システムに仕上げる。同時に、東大阪モノづくり専攻の理念を昇華・発展させて、博士後期課程のプログラムを構築する。

「遺伝カウンセラー養成課程」についても平成 18 年度の開設に向けて、鋭意準備を進めているところである。近い将来、専門職大学院として独立した研究科に発展させることも視野に入れている。

（単位互換、単位認定等）

【到達目標】

大学院生の視野を広げ、研究を活性化するために、他大学の大学院との単位互換、認定を積極的に進める。平成 18 年度開講の「遺伝子カウンセラー養成課程」では、京都大学における同様のプログラムとの間で 30 単位の単位互換が認められる予定である。

- ・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状の把握】

近畿大学大学院学則第 12 条において、教育研究上有益と認められる場合は、他大学の大学院の授業科目を履修することができ、また研究指導を受けることが可能となっている。総合理工学研究科では、博士前期課程修了に必要な 30 単位のうち、他大学大学院、他研究科、他専攻の授業科目、合計 8 単位を上限として認定できる。

【点検・評価】

他大学との単位互換は認められているが、総合理工学研究科では現在までにこれを適用した例は無い。大学院生の視野を広げるためにも、また研究を活性化させるためにも有益な制度であるが、現実には院生にとって実施が難しいことを示している。

平成 18 年度開講の「遺伝子カウンセラー養成課程」では、京都大学の同様のプログラムとの

間で30単位の単位互換が認められる予定である。表4-(4)-2

表4-(4)-2 京都大学と近畿大学の単位互換科目（案）

京都大学		近畿大学	
科目	履修年次	科目	履修年次
医療統計学	1	環境遺伝学特論	1
行動学Ⅰ	1	生化学特論	1
環境科学	1	生理学特論	1
医療マネジメント	1	発生・生殖生物特論	1
疫学	1	分子神経生物学特論	1
臨床研究概論	1	環境生物学特論	1
基礎人類遺伝学講義	1	生命情報学特論	1
遺伝医療と論理	1	タンパク質科学特論	1
臨床遺伝学	1	人類遺伝学特論Ⅰ	1
遺伝カウンセリング（講義）	1	人類遺伝学特論Ⅱ	1
遺伝医療と社会	1	遺伝医療特論	1
臨床研究方法論	1	臨床遺伝学Ⅰ	1
遺伝カウンセリング演習 （合同カンファレンス）	1-2	遺伝カウンセリング演習 （合同カンファレンス）	1-2

【将来への具体的方策】

遺伝子カウンセラー養成課程等を例として実質を伴った単位互換を進める必要がある。大学院生にとってこの制度を活用するためには、時間的、経済的、地理的な問題を克服する必要がある。

本研究科では平成18年度からブロードバンドを使った双方向映像通信による遠隔教育の導入を計画している。これは時間的、経済的、地理的な問題の克服に有望な手段である。本学は西日本を中心にいくつかのキャンパスを持っている。現在、本学の他の工学系研究科との間で、遠隔教育の実験を始めている。このシステムを早急に軌道に乗せ、他大学とのブロードバンドを使った教育による単位互換を容易にしたい。

（社会人、外国人留学生等への教育上の配慮）

【到達目標】

社会人に対しては、時間的、経済的、地理的な問題の克服に有望な手段であるブロードバンド大学院教育を利用することにより、生涯教育を援助・推進する。また、英語を中心とした講義、研究指導のみにより課程修了に必要な単位を修得できるコースを開設し、このコースへの外国人留学生入学者に対しては日本語能力の試験を免除することを検討する。

- ・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の把握】

本研究科に学ぶ社会人の大学院生は、平成12年度～平成14年度までは前期課程1名、後期課程2名であったが、平成17年度現在、前期課程・修士課程合わせて18名、後期課程1名となった。前期課程に学ぶ社会人の大学院生は平成15年度から大きく増加している。これは平成16年度に東大阪モノづくり専攻が開設されたことが大きな理由となっている。外国人留学生は、この7年間で10カ国のべ15名の留学生が本研究科で学んでいる。社会人の教育研究指導については、東大阪キャンパス内での社会人大学院生と、東大阪モノづくり専攻の学生では指導の方法が異なる。東大阪キャンパス内での社会人大学院生はこれまでと同じように、指導教授が個別に対応している。東大阪モノづくり専攻の学生は、週に1～2日は東大阪キャンパスで講義と研究指導を受け、あとは企業の開発現場で企業の開発担当者と指導教員が協力して研究開発を指導している。大学での指導日と受講を希望する講義の開講日が合わない学生のためにインターネットによる同時講義を導入している。

【点検・評価】

東大阪モノづくり専攻は社会人に対する教育課程としてユニークで優れた制度である。これまでの大学院教育ではできなかったことが可能になったが、一方で実践に移すと様々の課題が生じている。例えば、他の大学院学生に比べて、専攻の他の教員や他の学生との関係がやや希薄になる。またインターネット教育のハード面についても、東大阪キャンパスと複数の企業、もしくは学生の自宅との間の多方向映像通信については、ブロードバンドが普及しつつある現在においても通信容量の制約により画質に問題が生じる。とくに大学側では光ネットワークによる大容量通信の基盤整備ができて、中小企業や個々の学生のレベルでは費用の点で導入が進んでいない。

外国人留学生の数は単年度平均3.6名である。外国人留学生には、入試や講義における日本語能力の問題、経済面、住居等の整備の遅れ、風俗習慣の違いから生ずる様々なトラブル解決策の立ち遅れ等いくつかの問題点がある。本研究科では、本学留学生センターと協力して、住居の斡旋、日本語教育、海外姉妹校との学術交流、授業料の減免、TA制度の活用、奨学金制度の拡大、大阪府国際友好奨学金の導入によってその環境作りを行っている。留学生にとって日本語よりも英語によるコミュニケーションの方が容易で、かつ指導教員が英語に堪能な場合には、研究室でできるかぎり英語によるコミュニケーションを取り入れている場合もある。

【将来への具体的方策】

東大阪モノづくり専攻におけるブロードバンド教育の実験的導入により、多方向映像通信を用いた大学院教育のハード的・ソフト的課題を明らかにし、それらを研究課題として取り上げて、早急に解決する。実験的導入においては、経済的問題が障害となっている中小企業や個々の学生のレベルで光通信による大容量通信ができるようにするための予算を本研究科で見込み、ブロードバンドを用いたストレスのない画像による双方向映像通信による教育実験を推進する。国際的には、ほとんどの国で若年からの英語教育に力を入れている。日本語よりも英語によるコミュニケーションの方が容易な留学生の数も増えていると考えるのが自然である。とくに大学院教育においては、日本語による教育に拘る必要はない。本研究科では、英語を中心とした講義、研究指導のみにより課程修了に必要な単位を修得できるコースを開設することについて検討を進めている。留学生でこのコースへの入学者に対しては、日本語能力の試験を免除することができる。

(研究指導等)

・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

【現状の把握】

博士前期課程は標準修業年限を2年とし、選択必修の授業科目から1科目講義 2単位(専修科目)と特別研究12単位を必修し、さらに専修科目以外の授業科目の中より16単位以上、合計30単位を修得しなければならない。

また、幅広い学問分野を身に付けることを目的とし、指導教授が当該学生の教育・研究上必要と認めた場合は、他の専攻、他の研究科または他の大学院から修得した講義科目の単位については、8単位を上限として所定の単位に充当することができる。各専攻とも修士の学位は、指導教授による研究指導を受け、原則として学会発表を義務づけられ、修士論文の完成、口頭試問に合格することにより授与される。

博士前期課程の学位審査は、主査1名(指導教授)、副主査2名(関連分野教授)による論文審査を経て、修士学位論文発表会において行われている。後者においては研究発表の内容及、教員の質疑に対する適切な応答をもって合格としている。その後、各専攻会議で論文内容要旨および審査結果要旨が報告され審議を経て、総合理工学研究科委員会、さらに本大学院委員会において学位の授与が決定される。

東大阪モノづくり専攻は教育課程が斬新であるばかりでなく、学位の基準についても斬新な基準が取り入れられている。すなわち、修士論文に変えて、新製品の開発や特許の申請等を当てることができる。

博士後期課程は3年以上在学し、専修科目1科目の指導教授による研究指導を受け、博士前期課程を含めて合計30単位以上を修得しなければならない。後期課程では基礎から応用面にわたって高度な専門的研究を行うとともに、専門領域にとらわれない幅広い視野と柔軟な思考能力を持った研究者、高度技術者の育成を目的としている。博士後期課程の修了要件は博士学位論文の作成である。このため当該学生は各専攻の特殊研究指導教授のもとで研究指導を受け、学会発表を行い、学会誌への論文投稿を行わねばならない。

博士後期課程の学位審査は、第2外国語の記述試験、および主査1名(指導教授)、副主査2名(関連分野教授)による博士論文審査を経て、最終審査である博士学位論文公聴会において行われている。その後、各専攻会議で論文内容要旨および審査結果要旨が報告され審議を経て、総合理工学研究科委員会、さらに本大学院委員会において学位の授与が決定される。

【点検・評価】

各専攻においては高い水準の研究指導を保つための内規が定められている。これらは今まで各専攻外で公開されることはなかったが、今回の大学基準協会による審査を機に、まずは研究科内で公開し、相互に検討することにした。これにより以下の共通認識ができた。

- (1) 博士の学位については、高いレベルの論文集に論文が掲載されていることが最低限の条件となっているが、各専攻において分野を考慮して論文数を決め、公開すること。

数学や理論物理等の分野については(1)の要件を必ず満たすというのは実情にそぐわない面がある。他の専攻、分野についてはこのような方針が明示された。

以上より分かるとおり、研究科として学位の審査の手順を定め、厳密に運用している。また専攻ごとに、分野の実態にあった内規を設け、高い水準の学位審査を行っている。今回、各専攻の学位審査の前提となる研究発表等に関する内規を、相互に評価して改善し、公開した。教員の研究指導に対して学生がどのように感じているのかを問うたアンケートの結果を図

4・(4)・1 に示す。博士前期課程・修士課程の学生は80%以上が「満足している」と答えている。ただし、博士後期課程については満足していると答えたものが75%と、博士前期課程に比べてやや低いので今後改善の余地があるものと考えられる。

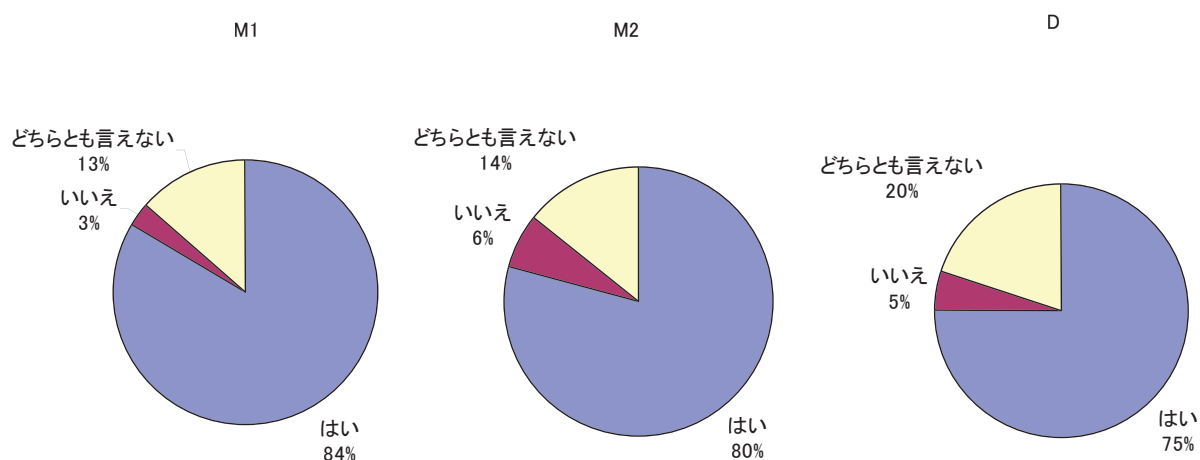


図 4・(4)・1 指導教員の研究指導に対して満足していますか？

【将来への具体的方策】

総合理工学研究科の教育目的に沿って用意された研究を含む教育課程が、厳しい学位審査の手順や、内規を枠組みとして、良く機能している。学生へのアンケート結果から見ても研究科の研究指導は適切に機能していると言える。

ただし以下のような改善点がある。

現在各専攻の教授、助教授で構成されている。学位論文審査では研究分野の多様化で対応しきれない場合が出てきている。この場合には、他専攻の教授を副主査にし、博士論文の審査においては、関連領域に造詣の深い助教授に審査の補助をお願いする「副査」制度を設けている。今後は、他大学大学院や外部研究機関等の研究者にも論文審査に参加していただけるように制度を改善することを検討する。

- ・ 学生に対する履修指導の適切性

【現状の把握】

大学院学生が授業内容を事前に認識し、計画的、体系的に授業科目を選択できるよう、授業科目間の相関を踏まえて履修ガイダンスを実施している。入学時には研究科全体として、また各専攻においてこのようなガイダンスを行っている。その後は、指導教員が教育指導、生活指導、就職指導は個別指導を行っている。大学院生は学位論文の作成が修了要件の一つであるが、研究の進捗度、方向性については指導教官が絶えず留意して指導・助言を行っている。研究経過はゼミナール形式で絶えず報告させ、原則として権威ある学会で発表をするよう指導している。また博士後期課程の学生には研究成果を、国内会議のみならず国際会議での発表や、権威ある学会誌に論文投稿するよう指導している。

【点検・評価】

履修指導について学生がどのように感じているかについてはこれまでのアンケート調査には含まれていない。大学院の教育においては教育と研究は不可分の関係にあり、研究指導に対する満足度は履修指導等の適切性も反映していると考えられる。したがって学生の立場から見ても本研究科の履修指導は適切であると考えられる。平成17年度の履修指導について手違いが生じていることがわかった。これまでは紙ベースで履修登録していた。各学生は、研究科全体としての、および各専攻の教務委員のガイダンスの他に、指導教員の履修指導のもとに、履修科目を選択し、指導教員の承認を示す捺印のある申込書を教務担当事務局に提出していた。平成17年度からインターネット登録により、学生が自宅からでも履修登録できるようになった。この過程で、「指導教員の履修科目の指導・承認」というプロセスが失われた。平成18年度ではこのプロセスを復活させる。すなわちインターネット登録の前に教員が指導するというプロセスを導入する。

【将来への具体的方策】

平成18年度の履修登録においては、学生の利便性と、教育指導の徹底の両方を満たす履修登録制度に改善する予定である。具体的には、学生が仮登録した履修科目を教員の承認を得て正式に登録できるシステムへの変更を検討している。今後、大学進学率の増加と共に大学院進学希望者数が増加し、多様な分野に興味を持ち、他の研究機関との共同研究や他大学の特定の講義を受講希望するようになると、よりきめ細かい履修指導体制を整える必要が出てくるものと考えられる。国内外の他大学大学院での履修指導の実施状況からも学び、時代にあった改善を続ける。

- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の把握】

授業科目については、大学院生が講義内容についての予習を行い、講義中でのプレゼンテーションおよびそれに対する質疑応答等で本人の理解度が測られる。また、講義担当者の課すレポート、試験、口頭試問等によって絶えず教育上の効果が測られている。学位論文作成のための研究については、ゼミナール形式で常にその進捗状態が報告され、指導教員と共に、研究上の問題点とその解決方法、方向性、発展性、応用について絶えず検討している。研究成果は関連する権威ある学会で発表されて、学会賞を受賞する者も少なくない。また、学内紀要や学会誌に論文を投稿する院生もいる。

【点検・評価】

学会発表や学位論文中間発表会等で他分野の人の質疑や提案を積極的に取り入れる機会を作っている。最終的には、各専攻全教員の参加する学位論文発表会で教育上の効果が判定され、良好な結果を得ている。

【将来への具体的方策】

前項で記述したように本研究科の教育評価システムは効果をあげているが、これで満足すること無く、なお一層の教育効果評価方法を模索する。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

【到達目標】

大学院修了生および大学院修了生の就職先に対するアンケートを実施することにより、大学院における教育・研究の効果を客観的に測定する。また、理工学部、本研究科、就職部が一体となった就職対策システムを構築する。さらに、教育改善に対する取組みと企業採用率の相関関係を整理し、企業への採用率を教育効果の測定基準として確立する。

・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状の把握】

本研究科としては下記のような観点で総合的に教育や研究指導の効果を測定している。

- (1) 講義・演習などにおける「その場理解度評価」
- (2) 修士論文・博士論文の発表を通じた「研究指導効果の評価」
- (3) 本研究科の修了生から見た「教育効果の測定」

まず、(1)について述べる。多くの講義科目では、教育指導効果の測定にレポートを課している。英語・日本語文献を輪読する形式、ディスカッション形式の授業では、担当教員がチュータを務める形式となる。これらの場合は、口頭試問あるいは学生による学習内容のプレゼンテーション結果から理解度の評価を行っている。

次に(2)について述べる。研究指導の効果は専攻ごとに実施される公開の公聴会を集大成として、学会発表、論文発表等を通じて外部機関に認められる形で行っている。

次に(3)について述べる。大学院では専門性の高い講義および実験・研究が行われているので、大学院修了後の社会での活動において、これらの能力がどのように活かされているかが最も良い評価の指標になる。このためには大学院修了生を受け入れている機関、あるいは修了生自身に対するヒアリングやアンケート調査により、教育・研究指導の効果を測定すると良い。受け入れている機関に対するアンケートはまだ日本の風土には馴染んでいないので、本研究科では、修了生に対する多項目のアンケート調査を実施し、教育や研究指導の効果の測定の指標として活かす方向性を打ち出している。

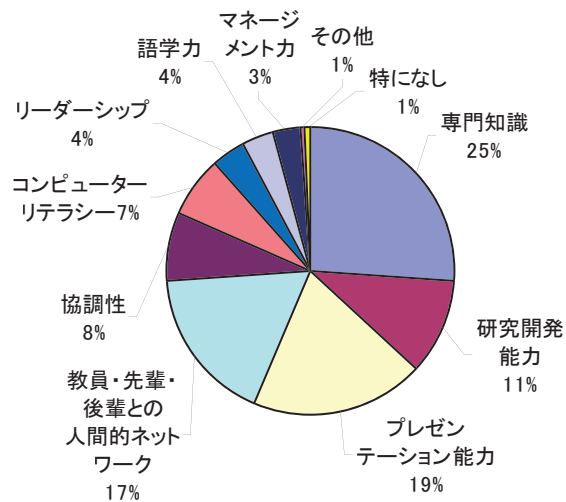
【点検・評価】

開講科目毎のレポートやプレゼンテーションにおける成績評価は、基本的には、担当教員の判断に委ねられている。

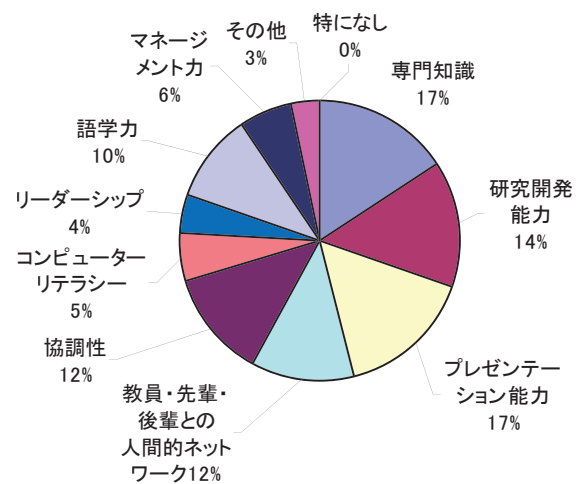
論文審査においては、公聴会を開催することで指導教員以外の教員や第3者の評価を吸い上げている。公聴会でのプレゼンテーション等を通じて研究指導の効果がはっきりと現れる。

次に本研究科の修了生（平成 12～16 年度の大学院修了生）に対して行ったアンケート調査の結果の1例を図 4・(4)-2 に示す。これらの図は第1章でも紹介したが、わかり易いように再記している。設問は以下のとおりである。

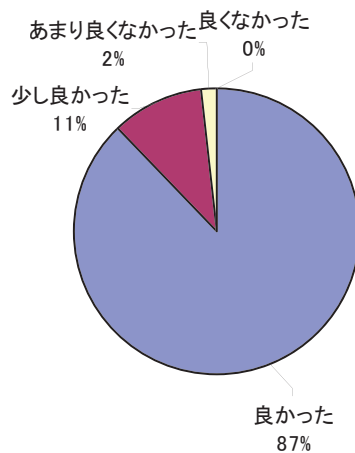
- (a) 「大学院で修得したもので何が役に立ちましたか」
 - (b) 「今後の大学院修了者にどのような期待をしますか」
 - (c) は総合評価としての「大学院に進学して良かったか」という設問である
- 総回答数は (a) 195、(b) 202、(c) 65 であった。



(a) 大学院で修得したもので何が役立ちましたか



(b) 今後の大学院修了者にどのような期待をしますか



(c) 大学院に進学して良かったか

図 4-(4)-2 大学院修了生（過去5年間）に対するアンケート調査結果

図 4-(4)-2 の (a) においては「専門知識」「研究開発能力」「プレゼンテーション能力」の合計が 55%となっており、講義や研究指導を通じて専門的知識や開発能力のみならず、日本における初等教育から大学の学部教育では得られにくい、自分の考えを多数の相手にプレゼンテーションする能力を養う上で、総合理工学研究科における教育が大きな効果を持つことがわかった。一方で「リーダーシップ」および「語学力」は低い割合であり、今後これらの能力を養うための教育・研究指導の改善が必要であることがわかる。図 4-(4)-2 の (c) の総合評価では 87%という高い割合の満足度を達成しており、不満足と答える修了生は 2%となっている。このように、修了生に対するアンケートは、教育・研究指導体制の見直しにもつながることになり、適切な教育・研究指導効果の測定方法である。

【将来への具体的方策】

修士生に対するアンケートが教育・研究指導の効果を示す良い指針となることを示したが、修士生を雇用する企業等からの意見集約も必要であると考えている。今後は修士生および修士生を雇用する企業にアンケート調査を実施し、大学院における教育・研究の効果を測定する予定である。

(成績評価法)

【到達目標】

大学院生が自らの「達成度」を認識できるようにするために、シラバスの一層の充実を図るとともに、学習・教育目標の達成基準を明確にする。また、平成18年度から、学生の利便性と教育指導の徹底の両方を満たす履修登録制度に改善する予定である。さらに、公聴会に関しては、評価の客観性および透明性を向上させるために、外部研究者・技術者に対する公開を進める。

- ・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の把握】

成績評価法は講義と、学生が参加する「学生参加型授業」とで異なる。成績評価方法はシラバスに明記されている。図4-(4)-3に大学院開講科目における授業形態を示す。講義形式の授業は45%と半数程度を占めている。「学生参加型授業」では、文献輪読型授業は英語・日本語を合わせて17%であり、その他、特定テーマのプレゼンテーション&ディスカッションで22%、演習型授業12%等となっている。授業形式が多岐に亘るのは、科目の性質、専門性等を考慮し、教育効果の高い方法を教員個々が選んだ結果である。シラバスには各週における授業内容とともに成績評価基準が明記されている。講義においてはレポート提出、試験等による成績評価が行われている。「学生参加型授業」では、口頭試問、学習内容のプレゼンテーション、レポート、試験等、様々な成績評価法が採用されている。いずれの場合もシラバス記載事項に則って評価されている。

修士および博士学位論文の審査体制、方法・基準は研究科で規定されており、専攻ごとに内規を設けて運用している。本研究科に特徴的なものとしては、ほとんどの専攻で、第3者による研究成果の評価の一環として、博士前期課程においても、修士論文の他、最低1回は学会での研究発表を行うことが内規で定められている。また東大阪モノづくり専攻では新製品の開発、特許の取得等で修士論文の提出に代えることができる。

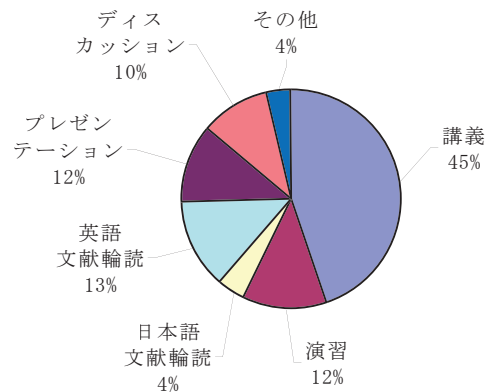


図 4-(4)-3 大学院開講科目における授業の形態

【点検・評価】

講義等の成績評価法としての「定期試験」を課す教員は少なく、現状ではレポートによる評価が多数を占めている。学生は、課題に対して自ら時間を割き、調査・検討を加えた後、レポートとしてまとめ提出している。専門的分野を学習するためには、一つ一つの課題に論理的な一貫性を持たせる必要があり、レポート提出による成績評価は概ね適切であると考えている。また、レポートは論理的文章記述の習得を促していることにもなり、他の面での教育効果も期待できる。英語文献等を輪読、ディスカッション形式等の「参加型授業」においては口頭試問・プレゼンテーション等が課せられている。ここでは文献内容・ディスカッションテーマの理解度を向上させると共に、研究者・技術者として必要なコミュニケーション能力も評価の対象となっている。

【将来への具体的方策】

開講科目は体系化されており、複数の科目において連携性あるいは連続性が保たれている。しかしながら、個々の担当教員が学習レベルを設定しているため、成績評価法の専攻あるいは研究科単位での統一性には欠けている。シラバスの充実を図り、学習・教育目標の達成基準を一層明確にし、学生が自らの「達成度」を意識できるようにする。修士および博士学位論文の審査体制、方法に大幅な改善は必要無いと考えている。公聴会に関しては、第三者の意見を重要視するためにも他大学、企業等に積極的に案内を送付する等、今後は「公開」をさらに進める。

(教育・研究指導の改善)

【到達目標】

企業、大学院修了生に対するアンケート、および大学院修了生の授業評価結果に基づいて、組織的かつ実効的な教育・研究指導の改善手法を確立する。

・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

【現状の把握】

これまでは本研究科の自己点検・評価委員会が理工学部自己点検・評価委員会と連携して、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みを行ってきた。共同して行ってきた主な活動は、(1)様々のアンケート調査、(2)2年ごとの自己点検・評価報告書の作成、(3)授業方法改善のための研究会の開催、(4)アンケート結果の一部の教員へのフィードバック、等である。このうち本研究科として独自に行ってきたのは、(1)および(2)である。ただし、(2)についてはこれまでは理工学部と共同で報告書を作成してきた。今回からは単独の報告書とした。

授業方法の改善の研究会については理工学部自己点検・評価委員会が定期的に「授業法研究セミナー」を開催している。本研究科の教員のほとんどは理工学部の教員であり（119名のうち、原子力研究所、理工学総合研究所の教員が6名）、理工学部の授業法改善の研究会に参加することが本研究科の授業法の改善にも反映されている。アンケート結果の教員へのフィードバックについては、総合理工学研究科委員会で、研究科長から主な結果が紹介され、教育・研究指導の改善に関して重要な事項については、その都度、注意が喚起されてきた。理工学部では各授業科目について学生の授業評価を行い、その結果が教員一人一人にフィードバックされ、昇格や、賞与等にも反映されている。本研究科では、後述の授業評価の項でも述べるように、1科目数名～10名の授業に対する授業科目ごとの授業評価の導入については問題が指摘され、実施にいたっていない。現段階では、種々のアンケート調査に基づいて教育・研究指導方法の改善を行っている。

【点検・評価】

アンケート調査に基づく教員の教育・研究指導方法の組織的改善の例を示す。

本研究科の修了生に対するアンケート結果が本研究科の教育システムの改善に大きな効果があることは既に示した。表4-(4)-3には本研究科に対する自由意見を示している。これらは、研究科全体としての教育課程の改善において役立つと同時に、研究科委員会において、これらの意見やアンケート結果を紹介することで、各教員の教育・研究指導の改善にも大いに役立っている。

図4-(4)-2には修了生へのアンケート結果から、「大学院で修得したもので何が役に立ちましたか」という問いに対する答えと、「今後の大学院修了者にどのような期待をしますか」という問いに対する答えを対比して示している。例えば、自分自身は在学中に語学に対する能力をあまり向上させることができなかったが、今後の修了生に対しては語学力の一層の向上を期待していることがわかる。

表 4-(4)-3 大学院修了者アンケートにおける自由記述意見

実力を伴う基礎力を身につける手段	色々な機器を使わせると同時にその利用、解析結果などが実際的にはどのようなことに役立つかをその都度しっかりと教える
	他大学、他分野の研究室との交流、今のやり方閉鎖的過ぎる
	カリキュラムにある科目以外の特攻、社会（企業など）における基盤技術、先端技術等の講演会を積極的に聞かせる
	インターシップ
	各分野の代表資格（技術士第1次試験、情報、英語）修得的にチャレンジさせる
	とくに後期課程については、学振の特別研究員へのアプライなどの申請書を積極的に書かせる
	他分野の論文を読ませ、総説を書かせる
	単なる詰め込みではなく、柔軟に考えることを学ばせる
コミュニケーション力を身につける手段	博士前期（修士）1年修了時期に中間報告させる
	学会発表のための論文作成、発表練習の機会を増やす
	専門家ではなく、何も知らない一般人にもわかるような発表の仕方を学ばせる

表 4-(4)-4 には、教員が学生の英語の能力を向上させるためにどのような工夫をしているか、という問いに対する自由記述による回答結果を示している。上記の修了生の指摘にもかかわらず、教員は様々な工夫をして何とか学生の語学力を上げようと努力していることがわかる。このような結果に基づいて、本研究科では、平成18年度から、ほとんど英語による講義だけで課程修了に必要な単位を修得できる「国際学修プログラム」を立ち上げることを検討中である。この企画についても、教員と学生双方からアンケート調査による意見聴取を行っている。

表 4-(4)-4 大学院生の英語能力向上のための教員の工夫（自由記述抜粋）

授業時における工夫	英語の文献を与えて解説しながら一緒に読んでいる
	時々、外国人が来室するのでセミナーを開いて参加させている
	英語論文紹介を行っている
	英文を読むときは英和辞書を禁止、英英辞書を使わせる
	英語のテキストを使用している
	DVD や漫画を利用した授業
	転職面接試験を想定した 3 分間英語自己紹介を 1 人 1 人にやらせる
	基本英語は必ず英語
	継続的に TOEIC 受験を推奨している
	CAD、CAE を英語モードで使用させる
	英文の論読、文法の理解に重点を置く
	Native の講師依頼をする予定
	毎火曜日、English dinner を開催、参加を勧めている
	専門用語は英語で示している
	電子辞書貸与
研究指導時における工夫	セミナーで 1 月に 1 回程度、英語論文の紹介をさせている
	英語論文を読むことから研究がスタートする
	英語論文を渡し、その内容を決めてから口頭試問を行っている
	発音の誤りが多いので、主なものは注意している
	論文に対する質問を原著者に英語でさせる (E-mail)
	かなり厳密な和訳を求め、その添削を行ってきている
	投稿論文の第 1 項は院生に自由に書くように仕向け、それを推敲する課程で英語力を向上させる
	レジェメの図表は英語で書かせる
	英語でのみ論文を投稿させている
	TOEIC を受けさせる
	英語講義の受講（テレビ、ラジオ）を推奨している
	過去に 5 回程、それぞれ 1 年間ネイティブスピーカーに来てもらい、英会話の指導をしてもらった
	英文の文献を日本語文と区別なく参照させている

図 4-(4)-4 に平成 17 年度在学生に対して行った「英語による講義科目の受講希望」の調査結果を示している。

前期課程学生においては 70%程度の学生が「参加する」、「参加を検討する」と答えている。後期課程学生においては、85%以上に達している。参加を希望する者の数は学年が上がるにしたがって増えており、大学院での教育を通じて、学生が語学力の重要性をより切実に感じてくるという実態がわかる。また学年が上がるごとに、英語を母国語とするネイティブスピーカーによる講義の希望者が増えている。

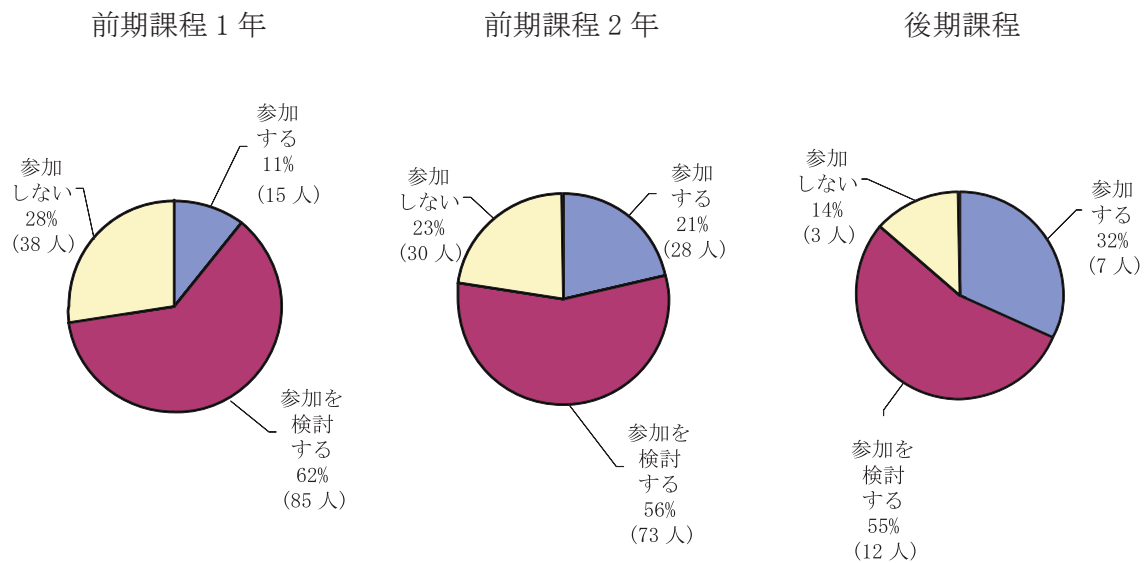


図 4-(4)-4 英語による開講科目の受講希望

一方、教員からもこれまでの経験に基づく様々の工夫や、注意が寄せられている。現在、これらを考慮すると同時に、平成 17 年度開講の実践科学技術英語の実践を通じて、総合理工学研究科における効果的な英語教育法の開発を模索しているところである。

このように、適切なアンケート調査は、教育課程の改善のみならず、教員個々の教育・研究指導の改善にもおおいに役立っている。

【将来への具体的方策】

本研究科の目指す、アンケートによる教育・研究指導の改善手法を組織的な洗練された、かつ実効性の高いものとする。その方法について自己点検・評価委員会で検討する。例えば、在学生へのアンケート項目の中の、講義や研究指導に関する改善要望の項をより明示的なものとし、その教員へのフィードバック方法についても工夫する。

他大学の大学院、とくに 1 科目の受講者が数名～10 名程度の大学院での教育・研究指導方法の改善に関する組織的な取り組みに関する資料を収集し、参考になるものがあれば取り入れる。さらに、理工学部で開催される授業改善に関する研究会等への積極的な参加を奨励し、継続的な点検姿勢を構築する。

・シラバスの適切性

【現状の把握】

シラバスは履修要項との合冊「履修要項と授業計画」として毎年度刷新され、全ての大学院生に配布されている。また、Web 上で自宅等からも閲覧可能な状態となっている。

【点検・評価】

シラバスは教育指導における有効な道具であり、内容の充実が教育効果に直接寄与する。シラバスには授業の概要、授業計画の項目、各週における授業内容、到達目標、テキスト・参考書、そして成績評価基準の項目が用意されている。本研究科のシラバスではこれらの項目の全てを明記していない科目も散見される。特に、東大阪モノづくり専攻では、どこにも前例のない斬新な試みであるだけに、最初から全シラバスの内容を埋めることは現実的でなかった。現在、教育・研究指導を進めつつ、並行して実情にあったシラバスを作成しつつある。

図4-(4)-5に大学院講義における教員のシラバス活用状況を調査した結果を示す。ほぼ半数の教員がシラバスに沿った授業を進めており、教員が到達目標と授業内容の整合性を十分に意識していることが判る。一方、シラバスの中から内容を選択したり、学生との協議によって内容を決める授業の割合も半数となっている。大学院では専門性の高い内容を講義するため、受講生のバックグラウンドによって事前計画を変更することも有りうることが示唆されている。また1科目の受講学生数が数名～10名程度であり、そのうちの数名が他専攻からの受講者であることも多い。このような場合には、受講学生の専門も考慮して、講義内容をシフトさせることは教育効果の点からも望ましい。

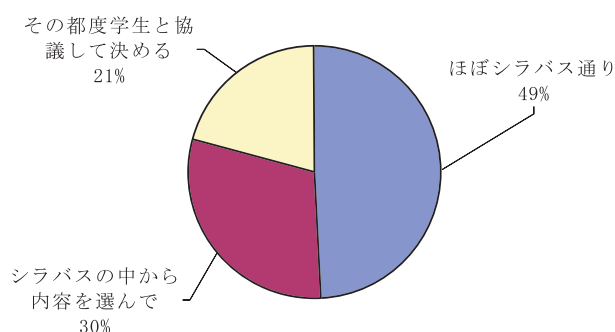


図4-(4)-5 大学院開講科目におけるシラバスの活用状況

【将来への具体的方策】

まずはシラバスの記載内容を充実させることが必要である。

とくに東大阪モノづくり専攻や、実践科学技術英語などについては、斬新な試みが導入されているだけにいわゆる「走りながら考えている」。したがって平成17年度初頭に作成したシラバスには詳しい説明を書くことは要請しなかった。徐々に内容が明確になってきたので、別冊として現段階でのシラバスを作成した。シラバスはWebベースで外部に公開されているが、社会から授業内容についての評価を得るには、より積極的に公開を意識した取り組みが必要である。社会からの評価を受け、シラバス記載内容・記載項目の充実を図っていく。

・学生による授業評価の導入状況

【現状の把握】

大学院の講義形式に関する学生アンケートは適宜行われており、その調査結果も開示され有効に活用されている。ただし個々の科目についての学生の授業評価はしていない。学部では全講義に対して授業評価が行われ、結果の開示、教員へのフィードバックが行われ定着している。本研究科においてはどのような方法が適切か鋭意検討中である。

【点検・評価】

大学院の講義形式に関するアンケートの自由記述欄に学生の講義に対する意見が示されている。表 4-(4)-5

例えば「一方向形式と双方向が混在した授業が良い」「ディスカッション形式の授業が良い」等、現在の本研究科の授業形態を肯定している意見も多い。また、研究に直接活用できる授業内容を求めているのもあれば、専門性を深めるのではなく浅くても広い知識を要求する意見もあり、専門的授業と専攻横断型授業の設置を学生が求めているのも見受けられると考えられる。

本研究科において、各科目ごとに学生によるシビアな授業評価を行うことについては賛否両論がある。例えば、各講義を受講する学生数が数名～10名程度であり、学生は教員と同じ専攻に属している場合が多く、学生と親密な関係であることが多い。しかも1年次での履修が多い。当然、学生の評価は甘くなる。シビアな意見を書けば、無記名であっても記入者の想像がつく。また授業評価が教員のパーソナリティ評価となる等、学生からの本音が出にくいことが危惧される。例えば、学部における小人数講義（40人以下）の授業評価平均値（10点を満点とした総合評価）は、平成16年度後期において7.58と140名以上の大人数講義の平均値6.80比べて1.8ポイント程度高い。学部の4年次後期に開講され、受講者が数名（受講登録者は数10名）の授業では平均値が10点の例もあった。このように、本研究科では、学部方式をそのまま導入しても本質的な情報が抽出されない可能性が高い。また、本研究科では大学院修了者の意見を授業改善に積極的に利用する試みを行っていることから、修了生の意見を授業評価の指針として取り入れる案も同時に検討している。

表 4-(4)-5 講義形式に関するアンケート結果 (自由記述抜粋)

授業形式について	一方向も双方向もどちらも必要だと思うので、それぞれ何個かずつになっている講義が良い
	一方向形式、双方向形式を合わせた授業
	ゼミ形式を取り入れた授業
	少人数の方が良い
	少人数グループプレゼンによる論議
	説明と課題のバランスの取れた授業
授業の内容について	学部と異なった1つの分野を掘り下げていくような内容の講義
	先生方の専門をもっと深く入り込んだ授業
	英語の勉強も出来るような講義
	研究に応用でき、多方面で活用できるような知識を身に付けられる講義
	多少浅くなってしまうても広い知識を得たい
	専門知識を利用したディベートなども交えたもの

【将来への具体的方策】

本研究科の目指す、アンケートによる教育・研究指導の改善の中に組み入れ、授業評価の導入を検討する。現状の講義形式に関するアンケート結果を十二分に活かした形の授業評価実施方法について自己点検・評価委員会で検討する。

先にも述べたように、例えば大学院修了生から得た評価を、在学生の評価に代えて「授業評価」とする案も検討されている。学生のその場での評価よりも修了生を含めた社会からの評価が学部にとってより重要だと考えている。大学院に対する社会からの要望について十分に情報収集し、現実性の高い「授業評価方式」を先行的に試行したい。また、他大学大学院において(ただし1科目の学生の受講人数が数名～10名の大学院)、学生の授業評価がどのように活用されているか調査し、良い方法があれば取り入れる。

(3) 国内外における教育・研究交流

【到達目標】

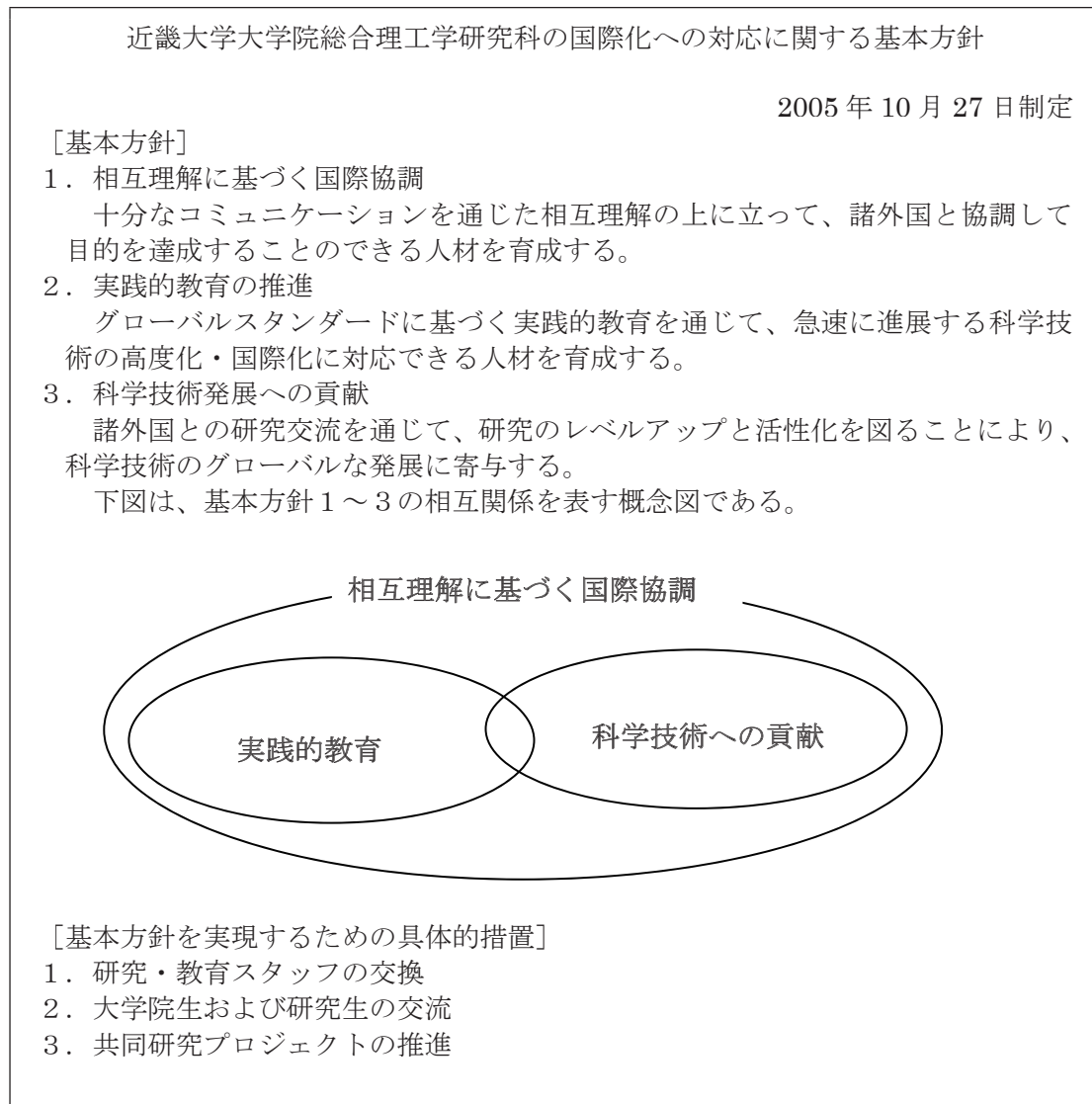
国際交流の重要な前提の一つである英語コミュニケーション能力の向上を図る。その一環として、平成18年度から、一部の専門科目を英語主体で行うプログラムを実施する予定である。また、大学院学生の研究内容の質的向上と研究成果発表の意識を高揚する。

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

【現状の把握】

国際化への対応と国際交流の推進に関する本研究科の基本方針を表4-(4)-6に示す。

表 4-(4)-6 本研究科の国際交流の基本方針



【点検・評価】

総合理工学研究科の国際化に関する基本方針については、今回の自己点検今回の自己点検・評価報告書の作成を機にして明確化した。このような方針は、これまでも暗黙の了解として明文化されたものではなかった。今回研究科委員会に計り、全教員の賛同を得て新たに定めた。

【将来への具体的方策】

今回定めた目標を研究科と構成する全教員・学生に対して周知を徹底させるように努力する

- ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状の把握】

近畿大学では、諸外国の大学との間で学術交流協定を締結することにより、国際レベルでの教育研究の交流を促進している。総合理工学研究科においても、平成16年度に量子コンピュータの研究を主テーマとしてローマ大学との学術交流協定が結ばれ、その母体である理工学部を含めると、現在、外国の4つの大学との間で学術交流協定が締結されている。

【点検・評価】

前項で述べたように、近畿大学では、国際レベルでの教育研究交流を促進するために、3つのきめ細かな措置が取られている。以下、順を追って詳細に説明する。

(1) 研究・教育スタッフの交換

教員レベルでの国際化の取り組みとして、近畿大学では在外研究制度が設けられている。特に、1号在外研究は大学が全面的に資金を援助する長期在外研究制度である。

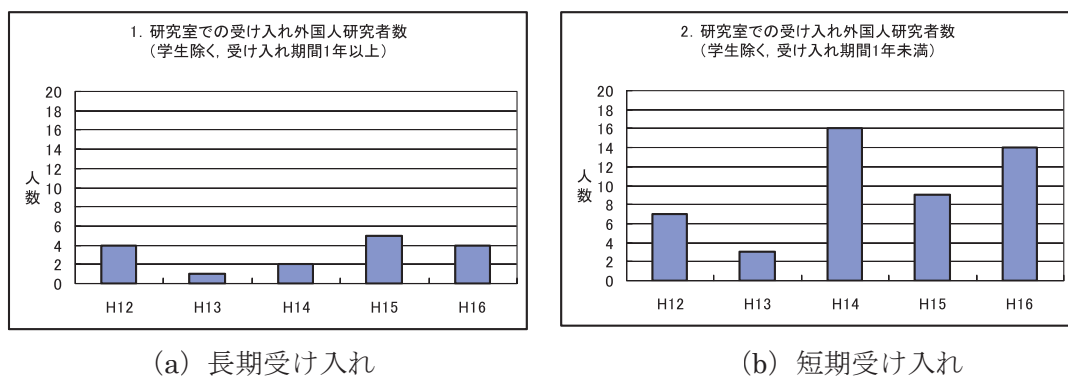


図 4-(4)-6 外国人研究者の受け入れ人数

また、毎年、学科あたり数名の教員が国際学会等に参加することにより、各教員レベルにおいて教育研究の国際交流の活性化に努めている。

一方、外部からの研究者の受け入れに対する配慮の一環として、本学キャンパス内にゲストハウスが設置されている。図 4-(4)-6 は、大学院総合理工学研究科における外国人研究者の長期 (a) および短期 (b) の受け入れ人数を示している。特に、短期研究者数は、この3年間で顕著に増加している。

個別に見ると、平成14年度に、日本学術振興会を通じて、Jahangirnagar 大学（バンガラディシュ）から1名の教授を招聘した。また、平成14年度には総合理工学研究科のほか、

九州工学部などの協力得て、国際シンポジウム Zeta functions、Topology and Quantum Physics が本学で開催された。

- (2) 大学院生および研究生の交流学生の国際交流の前提となるのが、国際感覚の修得と語学力の向上である。近畿大学では、アメリカ、カナダ、イギリスの大学における「夏季英語研修」を実施し、理工学部からも毎年、数名の学生が参加している。その中には、大学院総合理工学研究科の大学院生も含まれている。一方、右図は、大学院総合理工学研究科における外国人留学生の受け入れ人数を示している。ここ5年間、常時4人以上の外国人留学生が在籍している。図4-(4)-7

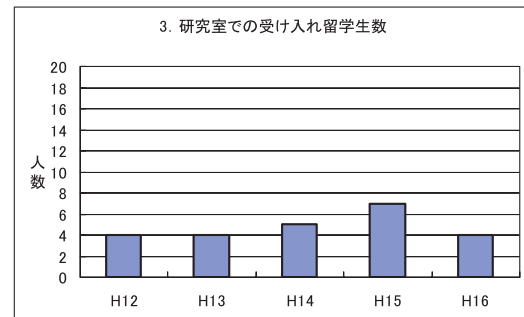


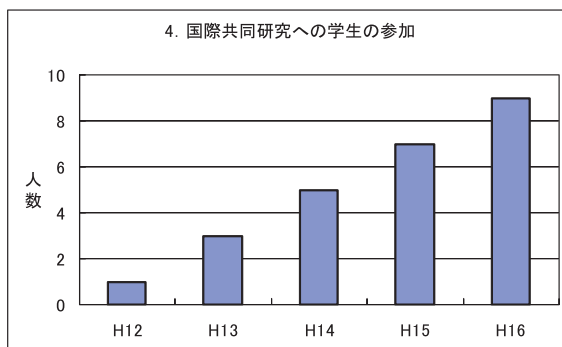
図 4-(4)-7 受け入れ留学生数

なお、留学生の入試や待遇についての協議機関として、近畿大学には「国際交流委員会」が存在し、さらに理工学部では理工学部留学生担当委員会を設けて、留学生のきめ細かいケアにあたっている。加えて、海外の研究者による学生参加の講演会やセミナーを学科単位で開催している。これも、大学院生の国際交流に寄与している。

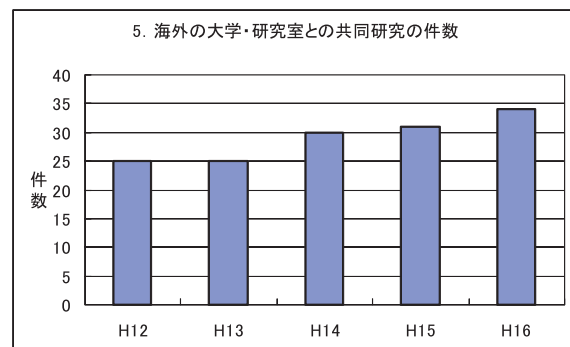
- (3) 共同研究プロジェクトの推進

図 4-(4)-8 の (a) は、国際共同研究への学生の参加人数を示している。これから、学生レベルにおいても、国際レベルでの教育研究交流が、年々活発化していることが明らかである。図 4-(4)-8 の (b) は、海外の大学・研究室との共同研究の件数を示している。

大学院総合理工学研究科のこの5年間の海外の大学との共同研究の件数は、毎年 25 件以上であり、その件数は年々増加傾向にある。基本方針 1～3 の観点から最も重要なことは、大学院生の海外の大学との共同研究への参加を通じての教育研究効果である。



(a) 学生の参加人数



(b) 共同研究の件数

図 4-(4)-8 国際共同研究への参加

以上の結果は、教員レベルおよび学生レベルのいずれにおいても、大学院総合理工学研究科における国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置が適切であることを示す証拠である。

さらに、近年、大学院総合理工学研究科の教員が、指導的立場で諸外国との研究交流を推進

する例が増えている。単なる共同研究プロジェクトの一員として研究開発に参画するだけでなく、グローバルな研究のレベルアップと活性化に大きく貢献している。その結果、とくに平成16年度から17年度にかけて、総合理工学研究科の教員が主催者となる国際会議の数が急増している。

以上の点検・評価結果から明らかなように、研究レベルで見ると、大学院総合理工学研究科全体として極めて積極的かつ活発な国際交流が展開されている。その結果として、大学院総合理工学研究科における研究成果が、多数の研究論文として全世界に向けて情報発信されている。さらに、各教員レベルにおける研究を通じての国際交流が、学生に対する教育上の波及効果を及ぼしている。

【将来への具体的方策】

教員レベルの国際交流に比べて、大学院生および研究生の国際交流が不足していることは否めない。国際交流の重要な前提の一つである英語コミュニケーション能力の向上を図るために、平成18年度から、一部の専門科目を英語主体で行うプログラムを実施する計画である。さらに今後、学部との連携を通じて、システムティックな英語教育体系を充実させる必要がある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

【到達目標】

学位授与の条件については、専攻・コースごとに厳しい条件が明示され、すでに厳格かつ透明性の高い運用がなされている。平成18年度より開設予定の「東大阪モノづくりイノベーションプログラム（博士後期課程）」に対し、その特色に鑑みて最適な審査方法を確立する。

・修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状の把握】

博士前期課程では、当該課程に2年以上在籍し、特別研究12単位を含む合計30単位を修得しなければならない。より詳しくは「2-(1)の研究指導」で述べている。

各専攻とも修士の学位は、指導教授による必要な研究指導を受け、学位論文を提出し、論文内容の審査と口頭試問に合格することにより授与される。数学・理論物理分野などの特別の場合を除いて、外部の第三者による研究成果の評価を受けるために、最低1回の学会発表が各専攻の内規で義務付けられている。

博士後期課程の修了による学位の授与については、原則として博士後期課程に3年以上在学し、専修科目1科目の指導教授による研究指導を受け、定められた単位数、すなわち博士前期課程を含めて合計30単位以上を修得しなければならない。また、受けた研究指導に基づき、当該専攻の学問分野における独創的研究によって、従来の学問水準に新しい知見を加えるとともに専攻分野に関して研究を指導する能力があるかどうか、学位論文とその公開の場での発表によって審査される。後期課程では、基礎から応用面にわたって高度な専門的研究を行うとともに、狭い専門領域にとらわれない幅広い視野と柔軟な思考能力を持った研究者、高度技術者の育成を目的としている。

総合理工学研究科においては学位審査に関して更に、学位認定基準を具体的に定めている。この基準の詳細を表2-(1)-5に示す。博士の学位論文提出に際しては、高いレベルの学会誌に論

文が掲載されていることが必要である。論文数については分野によってことなる。

各専攻における課程修了者数は毎年、理学専攻で 30 名程度、物質系工学専攻で 50 名程度、メカニクス系工学専攻とエレクトロニクス系工学専攻、および環境系工学専攻は各々 30 名程度で推移している。後期課程修了者数は例年各専攻とも 1 名ないし 0 名であることが多いが研究科全体としては毎年、定員相当の課程博士を養成するとともに数名の論文博士を輩出している。前期・後期とも大きな経年変化は見受けられないが、物質系工学専攻とメカニクス系工学専攻を中心に学位取得者数は微増の傾向にある。前期課程修了者数に比較して後期課程修了者が著しく少なく、後期課程進学者そして修了者を増していくことは研究科全体の活性化にも繋がる課題である。

【点検・評価】

学位審査は各課程・各専攻各コースにおいて、盛り込まれた細かな基準に従って、手順通り厳正かつ公平に行われており、本研究科の教育理念・目的に沿い適切に機能しており、大きな問題点はないものと思われる。大学院においては、一人の指導教授によって研究指導が行われる場合が多いので、幅広い知識の修得のための方策を導入する必要がある。総合理工学研究科の博士前期課程では、平成 17 年度から「学際研究」という科目を導入した。これは、学生が自主的に様々の講演会、研究会や学会に参加し、その回数が 15 回に達すると 2 単位を認めるという制度である。また東大阪モノづくり専攻（修士課程）では幅広い知識修得のための様々な試みを導入している。今後は博士後期課程についてもこのような教育上の工夫を導入する必要がある。

【将来への具体的方策】

学位授与の条件については専攻・コースごとに厳しい条件が明示され、厳格に運用されている。ただし広範な知識の教授については、改革の余地が大きい。

- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の把握】

博士前期課程における修士の学位審査については、近畿大学学位規程に定めており、内容は履修要項および授業計画に記載し、全員に配布している。

修士論文の審査は、学位規定に基づき、総合理工学研究科委員会で承認された主査 1 名（指導教員）、副主査 2 名（関連分野教員）からなる審査委員で、最終試験となる論文審査時における口頭試問・質疑応答および公聴会における質疑応答をもって総合的に審査している。

博士後期課程における博士の学位審査についても同様であり、総合理工学研究科委員会で承認された主査 1 名（指導教員）副主査 2 名（関連分野教員）からなる審査委員で、最終試験となる論文審査時における口頭試問・質疑応答および公聴会における質疑応答をもって総合的に審査している。

論文提出における博士に学位審査については、近畿大学学位規程に定められた規程に沿った者が専攻に申請を行い、提出した論文が各専攻内に設けた内規に沿ったものかを慎重に確認し、総合理工学研究科で受理の決定、総合理工学研究科委員会で承認された主査 1 名（指導教員）、副主査 2 名（関連分野教員）からなる審査委員で、その選考学術に関する学力の確認および外国語の学力等に関する検定を行ったうえで、最終試験となる論文審査時における口頭試問、質疑応答および公聴会における質疑応答をもって総合的に審査している。

また、博士前期課程の学位論文提出においては、原則として学会発表を課しており、博士後期課程の学位論文提出においても、学会誌への論文掲載を課している。

【点検・評価】

いずれの課程も、各専攻会議において論文内容要旨および審査結果要旨が報告され、審議を経て、最終的な学位授与の決定は総合理工学研究科委員会において公正に決議されており、透明性は保たれている。

【将来への具体的方策】

学位規定の他に、各専攻・コース毎に作成している基準があつて、研究分野の状況に即した透明性が保たれている。学位審査の透明性・学位への信頼を高めるためには、より専門分野の近い学外に籍のある研究者が存在し、学位審査委員への参加を依頼し得る場合には、この任用を積極的に行っていく必要があるかもしれない。

(5) 薬学研究科

【到達目標】・【現状の把握】

本研究科の理念である、「生命科学、基礎薬学、創薬科学、医療薬学、衛生薬学などの薬学に関する独創的な研究を行い、卓越した研究能力により国際的に活躍できる薬学研究者・技術者や指導的薬剤師など、将来多様な薬学領域において指導的立場から活躍できる人材を育成し、社会に輩出することにより人類の福祉と健康に貢献すること」を具現化するために、博士前期課程では、学部教育で獲得した薬に関する基礎的知識・技術に立脚して、薬の開発・創製から臨床における薬物の適正使用に至る高度な知識と応用力を修得させること。また、博士後期課程では、博士前期課程で修得した高度な知識と応用力を基に、さらに最先端の創薬科学研究、臨床薬学研究を推進できる独立した研究者としての能力を涵養し、優れた研究者を育成できるような教育内容を整備し、教育方法を確立することを目標としているのが現状である。

(1) 教育課程等

(大学院薬学研究科の教育課程)

学校教育法第65条には「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と大学院の目的を明示し、さらに大学院設置基準第3条第1項には「修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」とうたわれている。また、大学院設置基準第4条第1項には「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」とされている。

この目標を達成するために、本研究科がその理念・目的としている「生命科学、基礎薬学、創薬科学、医療薬学、衛生薬学などの薬学に関する独創的な研究を行い、卓越した研究能力により国際的に活躍できる薬学研究者や指導的薬剤師など、将来多様な薬学領域で指導的立場で活躍できる人材を育成し、社会に輩出することにより人類の福祉と健康に貢献すること。特に博士前期課程では、学部教育で獲得した薬に関する基礎的知識・技術に立脚して、薬の開発・創製から臨床における薬物の適正使用にいたる高度な知識と応用力を修得する。また、博士後期課程では、最先端の創薬科学研究、臨床薬学研究を推進できる独立した研究者としての能力を涵養し、優れた研究者の育成を目標とする。」に取り組んでいるのが現状である。

「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という博士前期課程の目標を達成するために、博士前期課程の教育において、学生が自身の研究分野はもとより、自身の研究分野と異なった分野の専門知識および広い視野に立つ深い学識をも修得できるようにするために、表4-(5)-1に示すように7つの分野(薬品物性学、医薬品化学、医薬資源学、生体機能薬学、薬効解析学、衛生薬学、医療薬学)に18科目の「特論講義」を開講し、それらを2年間で受講可能となるよう配慮している。すなわち、18の特論の中から1つを選び、これをその学生の「専修科目」とし、それに付随する「演習」および「特別実験」とを合わせて必修としている。そして、専修科目以外に隔年ごとに9科目ずつ開講される「特論講義」から、興味ある科目を選択受講(最低5科目の修得が必要)できるようにしている。

また、さらなる幅広い知識および各分野の最先端の学術内容に触れることのできるように、学内外、国内外の優れた研究者による「特別講義」を毎年6回開催し、学術的好奇心の向上に努めている。勿論、各研究室単位での実験を通じた研究指導および合同セミナーなどの研究指

導も合わせて行われている。

21世紀の薬学を取り巻く環境の変化、時代の流れは大きく、医療現場で薬剤師に求められる知識水準・技能が極めて高度なものとなっている。この点に対応すべく本研究科では平成9年度に博士前期課程に「医療薬学コース」を設置した。このコースを修了した学生は、従来の知識伝達型の教育のみでは対応できなかった、科学的根拠に立脚して薬物に関する問題を解決する論理思考能力と高度な臨床能力を併せ持っているため、今後病院などの医療の最先端において指導的薬剤師として活躍できることが期待される。この「医療薬学コース」では、上述の「専修科目」以外に、博士前期課程の1年目に6カ月間、表4・(5)-1に示す「医療薬学コース関連科目」を受講し、基礎知識および学力を身に付けたのち、6カ月間の「病院実務実習」を行い、科学的根拠に立脚して薬物に関する問題を解決する論理思考能力と高度な臨床能力を養うことになっている。2年目は研究室に戻り、「病院実務実習報告会」で実習内容の報告を行うと同時に、専修科目の「演習」、「特別実験」を行うこととなっている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士後期課程の目標を達成させるために、本研究科博士後期課程の教育は、従来の研究活動を中心とした教育課程、教育指導方法からの大きな変更はないが、さらなる幅広い知識および各分野の最先端の学術内容に触れることのできるように、「総説講演」を義務付けている。これは「専修科目」に関連した幅広い分野からテーマを選択し、文献検索を行い、内容を纏めて発表するものである。また、学内外、国内外の優れた研究者による「特別講義」を毎年6回開催し、学術的好奇心の向上に努めている。また、このような目標を達成するために各指導教員は、国内での学会発表のみならず海外での学会発表を奨励している。さらに、学会誌などへの投稿論文の作成を指導し、その目的達成に取り組んでいるのが現状である。

本研究科は学部基礎を置く大学院研究科であり、現在、大学院担当教員は、学部教授の全員ならびに助教授で、その教育内容は学部の教育内容を把握したものであり、学部と大学院との整合性は保たれている。さらに、学部4年生には、卒業実験研究を進める上で、大学院生と共に研究を行うことにより、大学院での教育および研究内容を理解できうするという利点があり、教員、大学院生および学部4年生とがコミュニケーションを緊密に取り合えるよう配慮されているのが現状である。

平成18年度より、薬学部教育が改正されたことを受けて、本学部では6年制と4年制の並立となったことから、「医療薬学科」と「創薬科学科」が設けられた。これにともない、4研究室の名称が、よりその研究内容に合致した研究室名へと改正された。これに連動して、6研究室の大学院特論講座名も改正された。すなわち、「薬品製造学特論」が「生命有機化学特論」、「生物化学特論」が「生化学特論」、「製剤学特論」が「機能製剤設計学特論」、「医薬品情報学特論」が「生物情報薬学特論」、「病院薬剤学特論」が「生体分子解析学特論」、「分子医療薬科学特論」が「分子医療・ゲノム創薬学特論」へと改正された。

博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の適切性及び両者の関係については、博士前期課程では各特論講座につき「講義、演習、特別実験研究」を課し、博士後期課程では講義はなく、より専門性が高く、博士前期課程の内容を継続した「特別実験研究」に重点を置いた教育内容としているのが現状である。

表4・(5)-1に博士前期課程、博士前期課程医療薬学コースおよび博士後期課程に開講されている授業科目および単位数を記す。

表 4-(5)-1 博士前期課程 授業科目

分野	授業科目		単位数	
			選択必修	選択
薬品物性学分野	薬品分析学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	薬品物理化学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
医薬品化学分野	医薬品化学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	生命有機化学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
医薬資源学分野	薬用資源学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	天然活性物質学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
生体機能薬学分野	生化学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	分子細胞生物学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
薬効解析学分野	薬理学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	機能製剤設計学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	生物薬剤学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
衛生薬学分野	衛生化学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	公衆衛生学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	

医療薬学分野	生物情報薬学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	薬物治療学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	生体機能病因解明学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	生体分子解析学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
	分子医療・ゲノム創薬学特論	講義 演習 特別実験	2 4 16	
特 別 講 義				4

博士前期課程 医療薬学コース関連科目

授 業 科 目		単位数
		選択必修
臨床医学特論	講義	2
薬物治療学特論	講義	2
臨床薬物動態学特論	講義	1
臨床薬学特論	講義	1
医薬品情報学特論	講義	1
病態生理学特論	講義	1
病態生化学特論	講義	1
薬効評価学特論	講義	1
臨床生薬学特論	講義	1
臨床薬物分析学	講義	1

(註) 6カ月以上の病院実務実習が必要

博士後期課程 授業科目

分 野	授 業 科 目	
薬品物性学分野	薬品分析学	特別実験研究
	薬品物理化学	特別実験研究
医薬品化学分野	医薬品化学	特別実験研究
	生命有機化学	特別実験研究
医薬資源学分野	薬用資源学	特別実験研究
	天然活性物質学	特別実験研究
生体機能薬学分野	生化学	特別実験研究
	分子細胞生物学	特別実験研究
薬効解析学分野	薬理学	特別実験研究
	機能製剤設計学	特別実験研究
	生物薬剤学	特別実験研究
衛生薬学分野	衛生化学	特別実験研究
	公衆衛生学	特別実験研究
医療薬学分野	生物情報薬学	特別実験研究
	薬物治療学	特別実験研究
	生体機能病因解明学	特別実験研究
	生体分子解析学	特別実験研究
	分子医療・ゲノム創薬学	特別実験研究

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性： 大学院博士課程の教育の理念・目的は、生命科学、基礎薬学、創薬科学、医療薬学、衛生薬学などの薬学に関する独創的な研究を行い、卓越した研究能力により国際的に活躍できる薬学研究者・技術者や指導的薬剤師など、将来多様な薬学領域において指導的立場から活躍できる人材を育成し、社会に輩出することにより人類の福祉と健康に貢献することである。特に博士前期課程では、学部教育で獲得した薬に関する基礎的知識・技術に立脚して、薬の開発・創製から臨床における薬物の適正使用に至る高度な知識と応用力を修得する。また、博士後期課程では、最先端の創薬科学研究、臨床薬学研究を推進できる独立した研究者としての能力を涵養し、優れた研究者の育成を目標とする。

本研究科ではその理念・目的を具現化するという目標を達成するために、薬品物性学分野、医薬品化学分野、医薬資源学分野、生体機能薬学分野、薬効解析学分野、衛生薬学分野、医療薬学分野の7つの研究分野を設定して取り組んでいるのが現状である。

博士前期課程においては、表4-(5)-1の「博士前期課程 授業科目」に示す18科目を開講している。学生は2年以上在学し、選択必修の授業科目の中から選定した特論1科目の講義2単位と演習4単位および特別実験16単位（これをその学生の専修科目とする）を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義10単位以上、合計32単位以上を修得することとなっている。また、学外から各領域の優れた研究者を招聘して、年6回の特別講義と年数回の特別講演を実施している。

特論講義は、年9科目を隔年に開講している。授業形態は、集中講義形式で90分の講義を1

日に2コマ行い、7日間で2単位としている。特論演習および特別実験は、それぞれ所属する研究室で指導教員の指導のもとで行っている。

また、近年、医療現場、特に薬剤師を取り巻く環境は著しく変化し、患者を中心とした医療チームの一員として高度な専門的知識と科学的根拠に基づく論理的問題解決能力を有する臨床薬剤師が求められるようになってきている。本研究科では平成9年4月に大学院博士前期課程に6カ月以上の病院実務研修を義務づけた「医療薬学コース」を設置し、これらの社会的要望に応え得る臨床薬剤師の養成に努力している。医療薬学コースを志望する学生は、専修科目を必修とし、表4-(5)-1の「博士前期課程 医療薬学コース関連科目」に示す10科目の中から修了必要単位数として講義8科目、10単位以上を修得し、6カ月以上の病院実務実習を履修しなければならない。医療薬学コースの学生は、博士前期課程1年次の前期に「医療薬学コース関連科目」を受講したのち、後期の10月から翌年3月までの6カ月間、病院実務実習を行うことになっている。

博士後期課程においては、独創的かつ卓越した研究を推進させるため、講義はなく研究に専念させている。博士後期課程は、博士前期課程に引き続いて設置され、博士前期課程での教育および博士後期課程の研究者の養成まで一貫して行えるように配慮している。博士後期課程の修了要件は、原則として3年以上在籍し、授業科目の中から選定した1科目（専修科目）に対して指導教授による研究指導を受け、博士前期課程を含めて32単位以上を修得しなければならない。また、博士後期課程の2年次に「総説講演」を行い、合格判定を受けることが学位審査請求者の資格と定めている。

表4-(5)-2に最近3年間の特別講義の実施状況を示す。

表4-(5)-2 平成15年度 大学院特別講義実施一覧

	月	日	講師名	所属・職位	講義題目
1	5	20	富岡 清	京都大学大学院薬学研究科・教授	分子の構造制御と活性化を基盤とした不斉合成反応
2	6	28	北 泰行	大阪大学大学院薬学研究科・教授	超原子価ヨウ素試薬を用いる有機合成
3	7	19	戸谷 永生	神戸学院大学栄養学部・助教授	糸状菌モルティエセラ・アルピナの特異性
4	9	27	市川 厚	武庫川女子大学薬学部・教授	大学院薬学研究科と衛生薬学に期待すること
5	12	2	Hans-Joachim Knolker	ドレスデン工科大学・教授	Synthesis of Biologically Active Heterocyclic Natural Products Using Transition Metal Chemistry
6	12	13	金子 周司	京都大学大学院薬学研究科・助教授	神経のカルシウムチャネル：新しい遺伝子から創薬へ

平成16年度 大学院特別講義実施一覧

	月	日	講師名	所属・職位	講義題目
1	5	29	島田 和武	金沢大学薬学部・教授	生体内ステロイド分析法の開発ー神経ステロイド及びビタミンD代謝物の分析
2	9	10	千葉 健治	三菱ウェルファーマ株式会社創薬第三研究所・所長	新しい概念に基づく免疫抑制薬 FTY720 の薬理作用とメカニズム
3	10	16	勝村 成雄	関西学院大学理工学部・教授	酵素阻害機構に学ぶアザ電子環状反応：その出会いと展開
4	10	30	阿久津秀雄	大阪大学蛋白質研究所・教授	生体エネルギー変換システムの NMR による研究
5	11	6	丹羽 俊朗	藤沢薬品工業(株) 情報開発部 PDM 研究所・主任研究員	製薬企業での医薬品の研究・開発ー薬物動態を中心にー
6	11	13	近藤 昭宏	大阪大学大学院医学系研究科・寄付講座教授	糖転移酵素から見た糖鎖の機能解析

平成17年度 大学院特別講義実施一覧

	月	日	講師名	所属・職位	講義題目
1	6	25	扇間 昌規	武庫川女子大学薬学部・教授	食品の安全性と食品によるアレルギー
2	7	9	米田 良三	日本臓器製薬株式会社執行役員開発本部・副本部長	鎮痛薬の今昔話
3	10	22	高松 清治	不二製油株式会社研究開発本部フードサイエンス研究所・栄養健康室室長	大豆構成成分の生理機能：食品の機能性評価とその展開
4	11	21	松久 明生	扶桑薬品工業株式会社研究開発センター・主席研究員	細菌感染症の遺伝子診断：敗血症の最新の診断と治療
5	12	5	豊岡 尚樹	富山大学薬学部・助教授	毒ガエルアルカロイドの合成とニコチン受容体抑制活性
6	12	17	中島 欽一	奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科・教授	神経幹細胞分化制御機構とその応用

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

社会人、外国人留学生に対する教育課程についての特別な配慮は行っていない。教育研究の指導は専ら各研究室の指導に任されている。外国人留学生は数は多くはないが、そのほとんどが日本語で日常生活と研究室内の会話を行うことが可能であり、言葉の障壁は現在のところ大きな問題にはなっていない。

(研究指導等)

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は、本研究科では伝統的に大学院学生の研究室内で、すなわち研究室単位で教員や先輩大学院学生による直接実験指導、セミナー、輪読会や研究発表会などを通して行われており、その集大成として学位論文を作成するように指導している。また、分野によっては、複数の研究室で合同のセミナーなどを行い、より幅の広い専門領域の知識の修得に心がけているところもある。

博士前期課程の学生の教育において、学生が自身の研究分野と少し異なった分野の専門知識を修得するという目標を達成するために、全ての「特論講義」を受講できるように配慮している。また、各分野の最先端の学術内容に触れることのできるように、「特別講義」を開催し、学術的好奇心の向上に努めている。

博士後期課程の教育については、従来の研究活動を中心とした教育指導方法からの大きな変更はない。

学生に対する履修指導は、毎年4月に大学院研究科長と複数の教務課職員とともに、履修説明会を行っている。履修内容を理解させるという目標を達成するために、適宜、教務課の窓口でも履修の説明を受けることができるように配慮している。また、必要に応じて、書類などは指導教員から配付できる体制をとっている。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制としては、博士後期課程の学生が担当教員(教授会での承認を必要とする)と他の研究機関の研究員(研究機関の長の了承を必要とする)との了解を得て、実施しているのが現状である。

【点検・評価】

(1) 教育課程等

(大学院薬学研究科の教育課程)

本研究科の理念・目的としている「生命科学、基礎薬学、創薬科学、医療薬学、環境衛生学などの薬学に関する独創的な研究を行い、卓越した研究能力により国際的に活躍できる薬学研究者や指導的薬剤師など、将来多様な薬学領域で指導的立場で活躍できる人材を育成し、社会に輩出することにより人類の福祉と健康に貢献すること。特に博士前期課程では、学部教育で獲得した薬に関する基礎的知識・技術に立脚して、薬の開発・創製から臨床における薬物の適正使用にいたる高度な知識と応用力を修得する。また、博士後期課程では、最先端の創薬科学研究、臨床薬学研究を推進できる独立した研究者としての能力を涵養し、優れた研究者の育成を目標とする。」を達成するために、博士前期課程の教育において、7つの研究分野(薬品物性学、医薬品化学、医薬資源学、生体機能薬学、薬効解析学、衛生薬学、医療薬学)に18科目の「特論講義」を開講し、それらを2年間で受講可能となるよう配慮している点は適切である。

また、さらなる幅広い知識および各分野の最先端の学術内容に触れることのできるように、学内外、国内外の優れた研究者による「特別講義」を毎年6回開催し、学術的好奇心の向上に

努めているのは評価できる。しかし、これだけでは最先端の薬学研究に触れ、学生の学習意欲を喚起するのに十分とは考えられない。今後国際的に活躍している欧米の研究者によるセミナーやシンポジウム等の機会も含めて、超一流のサイエンスを目の当たりにし得るアカデミックな環境を学生および教員に提供できるように予算面、システム面を含めて改善していく必要がある。

本研究科ではこれまで社会的変化と要請を的確にくみ取り、絶えず積極的に新しい方向に向かって研究教育の指導に関して改善を行ってきた。近年の医療を取り巻く急激な環境の変化と社会的ニーズに対応して、薬学部教育6年制を先取りし、平成9年4月に大学院博士前期課程に6カ月以上の病院実務実習を義務づけた「医療薬学コース」を設置し、その充実をはかってきた点は適切な対応であったと評価できる。また、病院実務実習を行う前に「医療薬学コース関連科目」を受講させ、実習を行うのに必要な予備知識を修得させている点は、良いシステムであると考えられる。

また、最先端の生命科学の潮流を薬学研究に取り入れる目的でゲノム科学などの生物系創薬関連分野の研究室を新設するなどの改革を行った点は評価できる。今後もさらなる不断の検討並びに改革が必要であることを認識している。

「社会人」に対しては、平成13年度から「社会人入学制度」を設け、選考を実施した結果、毎年1～3名の社会人が入学しているが、今までのところ、入学者は博士後期課程の学生のみである。したがって、講義を受講する必要はなく、研究中心の指導となるが、該当する研究室の指導教員は、その時間的制約なども考慮し、勤務後あるいは土曜日を有効に活用し、適切に指導が行われていると考えられる。博士前期課程に社会人が入学した場合は、特論講義の開講時間を夜間にするなどの合意がなされており、対応は適切であると考えられる。教育課程については、現行のままで大きな問題はないものとする。また「留学生」に対しては、入学試験において、「日本語」の試験を課しているため、入学してくる学生は日本語を理解できることから、現行のままで特に問題はないとする。

(研究指導等)

各研究室単位での実験を通じた研究指導、合同セミナー、特論講義、特別講義などの教育研究指導は適切に行われていると評価される。平成12年度より、これまで個々に作成していた博士前期課程修士論文の要旨を、要旨集としてまとめた冊子とした。作成した要旨集は、教員及び大学院生以外に、学部の学生の研究意欲を高めるためにも配付している。また、これまでの課題であった「特論講義」のシラバスの作成を平成14年度から行っている。博士後期課程の学生の教育については、各研究室の指導教員が、個別に適切に指導している。また、博士後期課程2年次において、自分の専門分野に近いテーマを取り上げた「総説講演」を行うことにより、より幅の広い高度の知識を得ることができるよう配慮しているのは長所である。

【将来への具体的方策】

薬学部の4年制および6年制の並立を踏まえて、学部4年制の上に博士前期・後期課程(2+3年)、学部6年制の上に博士課程(4年)を設置し、薬学研究および医療において指導的な立場で活躍できる人材を育成するために、その充実に向けて努力しなければならないと考えており、今後1、2年の内に結論を得るように検討を開始したところである。また、今後、さらに必要な研究分野については教授会で絶えず検討を行っていく予定である。

特別講義を毎年6回開催していることは評価できる。ただ、これだけでは最先端の薬学研究に触れ、学生の学習意欲を喚起するのに十分とは考えられない。今後国際的に活躍している欧

米の研究者によるセミナーやシンポジウム等の機会も含めて超一流のサイエンスを目の当たりにし得るアカデミックな環境を学生および教員に提供できるように予算面、システム面を含めて改善していくことが教授会で決定された。具体的には平成18年度より、さらに年間2～3回程度、海外の研究者を講師として招聘し、セミナーを開催する予算を組み込むことが決定された。このことは、学生が国際的感覚を養うのにも貢献するのではないかと期待している。

(2) 教育方法等

【現状の把握】

(教育効果の測定)

教育・研究指導の効果を測定するための方法として、本研究科では、博士前期課程の学生に対する特論講義については、試験、レポート等で学生の理解度をチェックすると共に、成績評価の基礎としている。また、各研究室で行われるセミナーや輪読、研究発表などを通じて常に学生の理解度をチェックしている。種々の学会における研究成果の発表は学生のトレーニングの場と受け止め、積極的にその機会を与えるように努めている。また、博士前期課程においては2年次修了時点において、また、博士後期課程においては3年次修了時点において学位論文を作成すると共に、論文発表会を実施している。論文発表会は学会発表の形式をとり、「修士論文発表会」は、発表15分、質疑応答5分であり、毎年活発な質疑応答がなされている。この質疑応答により、学生の教育効果、すなわち学修到達度はかなり正確に判定することができる。なお、本研究科ではこの「修士論文発表会」を「最終試験」を兼ねるものとみなしている。また、「博士論文発表会」は「公聴会」としており、やはり学会発表の形式をとり、発表30分、質疑応答20分である。さらに、博士学位申請者には「博士論文公聴会」とは別に「最終試験」を課している。「最終試験」は論文内容並びにその周辺知識について、主査および副主査出席のもとに行う口頭試問であり、最終的総合的教育効果を検証する上では効果的システムであると考えられる。

本研究科学生の就職指導は、本学部と同様に学部設置された「就職指導委員会」ならびに「就職指導室」が担当している。大学院学生の就職先の決定には、配属先の指導教員による指導も大きなウエイトを占めている。表4-(5)-3に最近5年間の薬学研究科博士前期課程の修了者の進路先と最近5年間の薬学研究科博士後期課程の修了者の進路状況をまとめた。

表4-(5)-3 最近5年間の本研究科博士前期課程修了者の就職状況（人）

就 職 先		H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
企 業	MR			2	1	
	研究・開発	1	8	5	7	6
医療関係	病院薬局		5	2	2	5
	調剤薬局		3	3	5	1
その他	公務員	1			2	
	進学	2	3	4	2	1
	研修生			1	1	
	その他			3	3	3
合計（内数は修了者総数）		4（4）	19（19）	19（19）	23（23）	16（16）

最近5年間の本研究科博士後期課程修了者の就職状況（人）

就 職 先		H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
企 業	MR					
	研究・開発				1	
医療関係	病院薬局					
	調剤薬局			1		1
その他	公務員					
	教職		1	1		1
	博士研究員			1		1
	その他					1
合計（内数は修了者総数）		0	1（1）	3（3）	1（1）	4（4）

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況としては、社会人入学生として博士後期課程に入学していた大学教員が課程を修了して職場に完全復帰した者が1名、博士後期課程に在籍中の学生が中途退学して大学教員（助手）に就任した者が2名いるのが現状である。

（成績評価法）

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法としては、博士前期課程の学生に対する特論講義については、試験、レポート等で学生の理解度をチェックすると共に、成績評価の基礎としている。また、各研究室で行われるセミナーや輪読、研究進捗状況発表会などを通じて常に学生の理解度をチェックし、成績評価の基礎としている。

（教育・研究指導の改善）

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとしては、本学部にファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という）対策の一環として「学習指導法研修部会」を設け、教育・研究指導方法の改善に取り組んでいるところである。

シラバスについては、平成14年度から「特論講義」のシラバスを作成し、大学院学生ならびに教員に配布し、講義内容の周知に努めている。シラバスには各特論につき、担当者名、教育目標、使用テキスト、参考書、関連科目、試験、成績評価の基準並びに授業のスケジュールとその内容が記載されている。

表4-(5)-4にシラバスのフォーマットを示す。

表 4-(5)-4 大学院薬学研究科授業計画 (Syllabus)

特論講義名					
	薬学専攻	分野名	選択必修	開講形態	単位数
1 担当者 2 教育目標 3 テキスト 4 参考書 5 関連する科目 6 試験 7 成績評価					
スケジュール					
第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回					

なお、本研究科では、学生による授業評価は、現在のところ行っていない。

【点検・評価】

特論講義の評価はほぼ適切になされており、特に大きな問題点は存在しないと思われる。しかし、特論講義において、学生本人の関連する分野の講義は受講するが、その他の分野の講義は受講しない傾向にある。幅広い知識を修得するために設けられた講義でもあるので、学生に幅広い分野の特論講義の受講を促したい。「修士論文発表会」、「博士論文発表会」、「博士論文最終試験」は教育・研究指導の効果を測定するための方法として適切であると評価される。

現在行われている成績評価法は適切であると評価される。

本研究科修了者の就職率に関しては、上表に示した通り、100%であるので、就職に関する指導は適切に行われているものと評価する。数は多くはないが、博士後期課程の学生が大学教員（助手）に就任している点は評価できる。

本学部に FD の一環として「学習指導法研修部会」を設け、教育・研究指導法の改善に取り組んでいる点は評価できる。

「特論講義」のシラバスを作成している点は評価できる。学生はシラバスを履修科目の選定、並びに講義内容の確認に用いている。

学生による授業評価を行っていない点は好ましくなく、授業内容の理解度の確認、授業方法のさらなる改善などの観点から、早急に導入を検討しなければならない点である。

【将来への具体的な方策】

学生の資質向上のために、できるだけ多くの研究成果を学会発表あるいは論文発表できるように、学生の教育・研究の指導方法については常に改善努力をしていかなければならないと考えている。また、院生が学会で発表するための経費の負担策のひとつとして、教員に配分される「個人研究費」から支出できる方策を検討中である。さらに本学部に設けられている「学習

指導法研修部会」等のさらなる有効活用を考えていきたい。

就職については、学部学生の場合と同様、求人情数は多いものの、求人側は「優秀な学生の確保」に傾いている。従って、学生の基礎ならびに専門学力、外国語能力のさらなる向上に向けて努力しなければならないと考えている。特に外国語能力の向上に向けては、本学全体として取り組んでおり、TOEIC、TOEFLなどの講習会を開催している。今後はこれらの対策講座の充実をはかりながら、さらなる求人先の開拓に努めなければならないと考えている。今後とも、大学教員、研究機関の研究員等への就職については、これをバックアップして行きたい。

学生による授業評価を行っていない点は好ましくなく、授業内容の理解度の確認、授業方法の改善などの観点から、来年度からの導入を検討していきたい。

今後は国内外の他大学の改善方法なども参考にしながら、教育・研究指導の改善に取り組んで行く所存である。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の把握】

国際化への対応と国際交流推進に関する基本方針の明確化の状況は薬学部との項と同様であるので、学部の項に記載した。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置としては、より多くの大学と研究交流を行うという目標を達成するために、これまでに世界各国の大学と交流協定を締結し、教員ならびに学生の交流を広げるように取り組んでいるのが現状である。

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況としては、提携大学との研究交流として、隔年に中国薬科大学側から3名の教員が学術交流として講演に来日し、その年は本学部からは1名の教員が中国薬科大学で学術講演している。翌年はその逆で中国薬科大学からは1名の教員の講演、本学薬学部からは3名の教員が講演するという規定に基づき履行されている。また大学基礎データ表12に示すように、毎年、中国薬科大学および瀋陽薬科大学から若手教員各1名を招聘研究員として受け入れており、それぞれ専門分野の同じ、あるいは密接に関連した研究室と薬学総合研究所に配属し、1年間研究員として研究生生活を過ごしている。このように中国2校との教員間の研究交流をスムーズに実行するという目標を達成するために、毎年努力し、さらなる緊密な提携ができるように取り組んでいるのが現状である。

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性に関しては、上に記載したように、中国の提携2校からの研究者の受け入れ体制は整っており、日中学術交流という目標を達成するため努力し、毎年スムーズに運用されるように取り組んでいるのが現状である。

教育研究及びその成果の外部発信の状況としては、本研究科教員は世界に研究成果をアピールするという目標を達成するために、研究成果を国内外の主要な学術誌に主に欧文で発表し、また、国際学会での口頭あるいはポスターによる発表も積極的に行うように取り組んでいるのが現状である。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮としては、研究室ごとに外国文献の抄読会が定期的に実施されており、さらに交流を活発にするという目標を達成するために、研究室間の合同セミナーを行えるように取り組んでいるのが実情である。

【点検・評価】

海外の学生の大学院への入学に関しては、門戸を開いているが、現在、本研究科には外国人

留学生は在籍していない。以前に提携大学からの留学生は在学していたが、最近5年間は入学希望者が出ていない。

教員間の教育交流は中国の2校の提携校から毎年それぞれ1名の教員を受け入れる体制を整えている。また、この中で、中国薬科大学とは教員間の学術講演を通しての交流が毎年実施されており、お互いに最新の研究成果を発表している。この点は評価できる。

国際学会への発表に関しては、大学からの渡航費の補助があり、積極的に奨励されている。本学の留学制度に基づき、本研究科でも若手教員を中心として1年間の海外留学を推奨している。しかし、1研究室あたりの教員が2名のところも少なくなく、最近5年間で1名の海外留学にとどまっている。制度は評価できるが、その有効利用が十分になされていないのは問題点である。一方、提携校以外からの外国人研究者の受け入れ体制は十分とは言えず、そうした希望があっても受け入れる体制は困難な状況にある。改善が望まれるところである。

研究面に関しては、論文発表および学会発表に対する費用援助が大学からされていることもあり、国内外に対してその成果が十分発信されていると評価される。ただ、論文の質的な問題に関しては、近年着実に向上していることは評価できるものの、まだまだ十分とはいえない。この問題は本研究科において文部科学省などの科学研究費補助金の取得がはかばかしくない点と密接に関連していると考えられる。科学研究費補助金取得の項目においても触れたが、教員全体が「独創的かつ卓越した研究を行い、その成果を世界に向けて発信する」、「大学から与えられる研究費のみではなく外部資金を獲得することの重要性」について認識し、日々研鑽と努力を重ねる必要がある。本学では平成15年度より全学的に「業績評価のシステム、ならびに業績評価基準」も制定された。従来は、研究業績の芳しくない人材が長期にわたり助手のポジションに停滞し、人事の流動性を損ねていたが、助手に任期制が導入されたことにより、研究と教育の業績の優れたもののみが講師・助教授へと昇格していくことが可能なシステムとなった。これらの改革も全体としての研究の活性化につながると期待される。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段の修得に関しては、情報をインプットするための手段修得に対しては配慮されているが、一方、アウトプットするための手段については大学院として統一的な配慮はされていない。今後英語によるセミナーの推奨、外国人講演者の招聘およびミキサー開催等考えていく必要がある。ただし、大学施設としての英語コミュニケーションプラザなどを活用して英語によるコミュニケーション能力を個々に鍛えるための施設は備わっている点は長所である。

【将来への具体的方策】

より多くの大学との交流を深めるには、研究活動を活発に行い、学会発表および質の高い学術論文を多く出すことにより、他大学に宣伝およびアピールを行うように努めるべきである。また、一度留学経験のある教員にも、10-15年程度経過した教員に対しては、もう一度海外研修を行えるような制度にしてはどうかと考えている。

英語コミュニケーションプラザの活用および英語を母国語とするポスドクの採用などもコミュニケーション手段修得の一方策かと考えられる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

【現状の把握】

(学位授与)

本研究科の修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準は以下のようになっている。

なお、修士・博士それぞれの最近5年間の学位授与状況は大学基礎データ表7に示す通りである。

博士前期課程の修士の学位審査は次のようにして行われている。まず、研究科教授会において、学生1人に対して主査1名と副主査2名（必要に応じて副査1名を加えることがある）からなる審査委員を定め、これらの委員が修士論文の審査と最終試験（口頭発表を含む）を行う。最終的な合否は、特論講義、演習および特別実験研究の修了に必要な単位を修得していることを確認した上で、審査委員の審査報告に基づいて研究科運営委員会を経て研究科教授会でされる。

医療薬学コースの場合、修士学位論文のまとめに際して、病院特別実習における内容を含めるように指導している。

博士後期課程の博士の学位審査は次のようにして行われている。まず、研究科教授会において、学生1人に対して主査1名と副主査2名（必要に応じて副査1名を加えることがある）からなる審査委員を定め、これらの委員が博士論文の審査（学位論文の基礎となる原著論文の報文数の確認を含む）と最終試験（公聴会、口頭試問を含む）を行う。最終的な合否は審査委員からの審査報告に基づいて研究科教授会で決定される。なお、課程博士に必要なとされる報文数は3報以上である。その内、少なくとも1報は英文で記述されていることを義務づけている。

論文提出による博士の学位審査は次のようにして行われている。まず、研究科教授会において、3名からなる予備審査委員を定め、審査請求者の資格審査、論文の予備審査（論文博士に必要なとされる報文数の確認を含む）、外国語学力（英語）の確認が行われる。なお、審査請求者の資格は、次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たすものと定められており、必要な報文数は4報以上である。

- (1) 理科系修士の学位をもち、かつ薬学に関して修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者。
- (2) 理科系大学を卒業し、かつ薬学に関して卒業後8年以上の研究歴を有する者。
- (3) (1)および(2)のいずれにも該当せず、かつ薬学に関して12年以上の研究歴を有する者。

予備審査に合格した者については、改めて、主査1名と副主査2名（必要に応じて副査1名を加えることがある）からなる審査委員を定め、論文審査を開始する。その後、公聴会、最終試験を経て、最終的に研究科教授会において合否が判定される。

学位審査を厳格に行う、という目標を達成するため、上記のような審査方法を採用している。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況として、本研究科では博士前期課程の修士の学位審査を、次のようにして行っている。最終学年の2月に公開の口頭論文発表会（発表時間15分間、質疑応答時間5分間）では、全教員等より質疑を受ける。また、修士論文の審査にあたる審査委員（主査1名と副主査2名より構成）は会議において適任者を選任しており、十分客観性が保たれていると考えられる。判定は、特論講義、演習および特別実験研究の修了に必要な単位を修得していることを確認した上で、審査委員の審査報告に基づいて研究科運営委員会（助教授以上の有審査資格者より構成）を経て、研究科教授会で行われている。

博士後期課程の博士の学位審査はおおむね博士前期課程の修士の学位審査と同様に行っている。ただし、論文発表会（公聴会）での発表時間は30分間、質疑応答時間は20分間とし、さらに最終試験を課している。

論文提出による博士の学位審査は、予備審査と本審査とで行っている。本審査はおおむね課

程博士の審査と同様に行っている。

留学生への学位の授与について、本研究科では、現在のところ、過去5年間、留学生に対する学位授与はなされていない。過去においては数件あり、日本語の指導については研究室において適切になされていた。また、留学生には博士後期課程に在籍させて、より容易に学位を取得させるという目標を達成するために、学部および博士前期課程において日本語をマスターするように教員一同取り組んでいるのが現状である。

しかし、現在では、博士前期課程に在籍者はいない。学部においては数名在籍しているが、進級するのに精いっぱいという状況である。

【点検・評価】

修士・博士の学位の授与状況については、特に問題はないと考えられる。ただ、博士後期課程への入学者が少なく、定員を満たしていない。したがって、課程修了による博士の学位取得者が過去5年間で9人だけであり、非常に少ない状況にあるのは、研究活動の観点からも問題点を含んでいるようである。

学位の授与方針と基準は適切であり、現在のところ、問題点は見当たらない。なお、課程修了および論文提出による学位申請の場合の必要報文数は、平成11年度まではそれぞれ4報と5報であったが、3報と4報に改訂した。その内、少なくとも1報は英文で記述されていることと規定している。また、論文提出による博士学位申請の場合、少なくとも1報は指導教授と共著であることを義務づけている。これらの条件はやや厳しい感は否めないが、ほぼ妥当な基準であると考えられる。

学位審査の透明性と客観性は十分保たれており、適切に行われていると評価される。

【将来への具体的方策】

修士および博士の学位の授与状況には特に問題はなく、今後も現状でよいと考えられるが、博士後期課程への入学者を増加させるように努力する必要がある。進学説明会および研究発表会などをさらに行之、研究内容をより把握できるように配慮する、などの方策が考えられる。

博士前期(修士)課程進学者は年々増加傾向にはあるが、現状では1学年に20人前後であり、1研究室あたりでは2人にも満たない(平成16年度は1学年1.1人/研究室)ため、活発な研究活動を行い、社会に貢献(研究業績だけでなく人材の輩出も含める)するためには、不十分と言わざるを得ない。したがって、各研究室は大学内外に向けて積極的に魅力をアピールし、より多くの大学院生の獲得に努力する必要がある。また、現状では博士後期(博士)課程への進学率は極めて低い、その原因としては、国公立大学に比べて高額な学費の問題もあるため、学費負担軽減の措置の検討も重要課題である。大学院生の研究業績を勘案し、修業年限未満での学位取得を可能とする制度の導入なども課題であろう。当面の到達目標として、1) 博士前期課程の1学年あたりの在学生数を約40人(2人/研究室)以上とする、2) 博士後期課程の1学年あたりの在学生数を約10人(1人/2研究室)以上とする、3) 博士学位取得に必要な報文数を再検討する(現行は3報)、ことが挙げられる。ところで、平成18年度より、本学部は4年制の創薬科学科30人、6年制の医療薬学科150人の2学科体制に移行した。創薬科学科卒業生は現行の大学院薬学研究科の制度での進学となる。医療薬学科卒業生が進学する大学院(医学部と同様に4年間)の配備は最重要課題であるため、2年以内の制度確立を目指す。新体制での大学院進学率を創薬科学科では50%以上、医療薬学科では10%以上とすることを目指す。

(6) 文芸学研究科

【到達目標】

本研究科の三つの専攻はそれぞれ、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項が定めるところの「広い視野に立って精深の学識を授け、高度の専門的能力を養うこと」を目的として、次のような基本的姿勢を明確にしている。

日本文学専攻は、「古代から現代に至る日本文学の新たな考察と日本語の理解、世界の思想と文学との関連などを、その土台となっている理念の再検討を通して相対化し、新たなパースペクティブを求めて普遍化すること」、英語英米文学専攻は「英米文学・英語学の特殊性と普遍性への理解を深め、様々な学問・文化領域と交わりあう学際的かつ国際的視点を修得すること」、国際文化専攻は「日本文化を軸に世界の文化を捉え直し、比較文化の視点から日本文化を捉え直すこと」を、教育研究上の到達目標としている。

(1) 教育課程等

【現状の把握】

本研究科は、日本文学専攻、英語英米文学専攻、国際文化専攻の3専攻から構成されているが、各専攻とも共時的なジャンル別の研究コース制をとっている。すなわち、日本文学専攻は「創作・批評研究コース」「言語・文学研究コース」、英語英米文学専攻は「詩歌・小説研究コース」「言語研究コース」、国際文化専攻は「日本文化研究コース」「比較文化研究コース」の主専攻をそれぞれ設けている。いずれの研究コースにおいても、学生は「研究」(4単位)「演習」(2単位)の2科目と「特別研究」(2単位)を必修とし、さらに、「専門」(4単位)科目から4科目以上、「総合」(4単位)「共通」(4単位)科目からそれぞれ1科目以上を選択履修することが義務づけられている。なお本研究科には博士課程は併設されていない。

英語英米文学専攻では、平成15年度に言語研究コースが設立され、従来コースに分かれていなかった英語英米文学専攻は、詩歌・小説研究コースと言語研究コースの2コース制となった。

詩歌・小説研究コースは、シェイクスピアを中心とするエリザベス朝の演劇と詩歌、英米小説、現代詩歌等を専門とする教員からなる。本コースは、作品分析と解釈を通して、修士論文に向けた徹底的な個別指導を特色としている。

詩歌の分野においては、16世紀と現代を視座に置き、作家や作品研究の一方で、作品を「文化の詩学」として読解し、ルネサンス文化の研究と解説指導を行なっている。現代詩においては、詩における他者との対話の問題を検討しながら、テキストを詩人の主体位置の観点から分析・考察している。

英米小説では、数多くの英米作家や小説が演習対象となり、文学テキストにおけるディスコース＝意味生成の仕組みや浪漫派詩人との比較の問題、英米文学受容の過程、夏目漱石との比較文学論等々が主要な演習テーマである。最近の修士論文の対象となった作家やテーマは、多種多彩である。

言語研究コースは、語用論、コミュニケーション論、英語学、英語教育学などを専門分野とする専任教員からなる。学生は、言語研究の主な分野の知識を習得し、研究方法を学び、各自の興味関心に応じた専門分野の担当者から直接研究指導を受けながら、修士論文に向けて研究を進めている。さらに、実用的な英語力の向上をめざすことにも力を注いでいる。

本コースの特徴として挙げられるのは、担当の専任教員全員による学生の教育指導体制である。頻繁に研究発表会を開き、各学生は、研究の進捗状況を報告し、議論を行い、教員からの

指導を受けることによって、研究の内容を深めることができる。さらに、発表と討論の技術を高めることもできる。なお、この発表会はすべて英語で行われており、学生の英語力の向上にも貢献している。修士論文のテーマは、語用論、対照言語学、英文法、英語教育、生涯教育と多様である。

日本文学専攻では、平成12年に、従来のコースを学部準じて、「創作・批評コース」、「言語・文学コース」へと変更し、カリキュラムの根本的な見直しを実施した。

文学研究コースでは、日本の古典文学から近現代文学にわたる全領域を研究の対象とする。大学院生は、詩歌か散文のいずれかを核としながら、1年次には日本文学の作品、あるいは他ジャンルの文献を、それぞれの講義を通して広く深く学んだうえで、自身のテーマを見定めて、修士論文の作成に向かう。さらに海外で活動する日本語教員の養成をめざした実践的カリキュラムも組まれている。また「創作・批評研究コース」の科目を自由に修得できるように配慮した。

創作・批評研究コースでは、18世紀から20世紀に及ぶ日本および世界の文学と諸芸術の批評と思想の批判＝吟味、さらに21世紀の思想と社会の動向の再検討を行い、その根本問題を世界各国の歴史、哲学、経済人類学、人類学、社会科学などを通した比較文明的視点から研究している。そして「言語・文学研究コース」の科目を自由に修得できるようにしている。

国際文化専攻は、「日本文化研究コース」と「比較文化研究コース」の2コースからなる。

日本文化研究コースは、民俗学、考古学、日本歴史、日本思想が主軸である。民俗学専攻の指導は、フィールドにおける調査、聞き取り調査に基づく民俗誌の記述を中心に行われている。テーマとしても個々の事物研究から地形環境論、婚姻儀礼、御田植祭など多様である。考古学では、東アジアを基軸とする広い視野に立った研究をめざしており、瓦の起源やその製造技法、寺院造営と伽藍配置、円筒埴輪工人集団などについてユニークな研究を行っている。

日本歴史は、中世の交通史が中心で、若狭の鯖街道の研究など、近畿ならではの独創的研究でしられる。

日本思想では、日本の主要思想家の研究の他に、台湾からの留学生が日本統治下台湾の日本語教育について研究を行ったごとく、東アジアの文化・学術交流などにも力点を置いている。

比較文化研究コースは、心理学・社会学系の教員が加わり、文化を歴史的・地域的に捉えるのみならず、その内的構造を分析する方法論も導入された。その幅の広さ、ジャンルを超えた研究への取り組みなどの長所は、学生の独創的な研究テーマに反映している。

女性学が大学院科目として開講されるのは、近畿圏では先駆的といえる。その研究領域もセクシュアリティ論、戦争と性暴力の分析、高齢者問題など多岐にわたっている。哲学思想の分野では、異なる学問領域にまたがる学際的な研究者が多く、その研究テーマも奇術論、音楽論、境界論、人間の多様な空間認識、エイブル・アート論など多彩で変化に富んでいる。自分の関心事をとりあえず論文化したいという各自の情熱を契機に、個人的な問題提起を普遍的な議論につなげていくための論理的説得力を錬磨させるという、哲学術の実践が展開されている。

比較文化論は内外の人気があり、留学生が多い分野である。テーマも、映画論、地域文化論、食物文化論、メルヘン論など多様である。社会心理学では、ホームスクールという新しい学びの形態への取り組みがあり、注目されている。

国際文化専攻は、分野が広く、授業選択も学際的となるため、各自の関心分野を共有するためのプレゼンテーション能力の習得が重視されている。

このような専攻ごとの理念・目的に即した具体的かつ基本的方法の提示は、先にも述べたように、ジャンル別の研究コース制を柱にしたカリキュラム編成の基盤にあるものである。それ

によってより高度な専門的能力を身につけた人材を社会に送り出し、文化の進展に寄与することをめざしている点で、本研究科の教育課程編成は、学校教育法第65条ならびに大学院設置基準第3条第1項に適うものであると言える。

1) 学士課程との連携

学部に基礎を置く大学院研究科における研究内容と当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係に關していえば、文芸学研究科修士課程は、文芸学部の文学科と文化学科に併設して創設されており、教員も学部と研究科は共通している。学士課程においては、各分野において現代社会に必要な幅広い教養の取得に力点が置かれるが、研究科修士課程では、専門分野の知識を深めること、思考方法、理論的スキルなどを深めることが重視されている。卒業論文などを通して、専門分野をより深く探求したいと希望する学生が、研究科に進学するケースが多い。そのためゼミ指導などにおいても、進学希望者に対しては、様々な情報提供、受験に必要な語学指導など特別の配慮がなされている。

平成17年度から導入された大学院生が学部授業にティーチング・アシスタント（以下「TA」という）として入る制度は、学部生に大学院への関心を呼び起こす契機であり、また学部と院との交流の役割を担う結果をもたらしている。指導教員の許可の下で、学部4年生が大学院ゼミに参加することも可能である。

2) 社会人入学、外国人留学生等への教育的配慮

社会人学生、帰国生徒については、現在、特別な教育課程編成上の配慮をしておらず、一般学生と同じ教育研究条件によって指導を行っている。教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性に関しては、入学時に全体的な履修指導を行った後、専攻によって学生の研究能力・学識を高める指導を行っている。外部からの入学生の場合、学術論文の読解力や文章力に関して習熟していると言い難い者も多く、その場合は個別的導入教育を徹底している。

3) 研究指導等

1年次は選択必修科目を複数選択し、その中から自分の研究テーマを決定し、2年次で指導教員が正式に決定され、その下で、修士論文指導を受ける。また幅広い知識を養うため、総合科目、共通科目から各1科目以上を受講するよう定められている。

また大学院研究雑誌、院生研究発表会（毎月）、修士論文発表会（2年次に2日間）での研究発表の指導、演習・研究に関する研究誌の発行、ホームページ上での論文の発表と研究課題の資料の提示、研究への発言の掲載、メーリング・リストを通して研究に関する質疑応答、Eメールによる速効性のある指導、現地指導など、研究科全体のレベル・アップを図る努力がなされている。

学生個々の研究状況や希望進路等は、指導教員各自に把握されている。それゆえ個々の学生への適切な指導が可能である。たとえば、研究成果のあがらない学生には別途に時間を設けて個別指導を行い、また能力ある学生には学会発表、学会誌への投稿、専門誌への寄稿等を薦めるなど、研究指導効果を上げる努力・工夫がなされている。

4) 履修指導等

履修指導に関しては、「大学院文芸研究科履修要項」に基づき、適切なガイダンスを行っている。特に他大学からの入学生、留学生については、個別的履修指導を通して、様々な助言や支

援を試みている。

【点検・評価】

・改善状況

本研究科教育課程の編成は、従来の縦軸による細分化を、横軸の共時的なジャンル別の主専攻制によって再構成したもので、多様化し複雑化した現代社会の要請に応える取り組みへと改善されている。2年間という短い時間に、学生が専門的知識を習得し、ジャンルを超えた視点に立つ幅広い研究を可能とするべく厳しい指導が行われている。共時的なジャンル別の研究コース制は、各自の専門性を重視するカリキュラムとなり、専門的能力を高めより高度な学際性を促進するという点で、明確な効果を上げてきた。専門ジャンルを超えて〈国際性〉をめざす理念・目的の下で開設している「共通」科目は、修士論文の幅を広げる点で効果的であることは、各テーマに切り込む方法論が多様かつユニークなものへと改善されていることから明らかである。

・長所と問題点

英語英米文学専攻の詩歌・小説コースの学生には、社会人も含まれ、中には、科目等履修生としてここ3年にわたり受講している70歳を超える社会人もいる。今後こうした社会人の大学院への入学が、生涯学習の一環としての意味を持つのみならず、若い院生並びに学部学生への刺激剤となると思われる。そのため優秀な学部卒業生を大学院生として獲得すると同時に、人生経験豊富な社会人の受け入れを積極的に推進していく方法を、コースの独自性を活かしつつ企画していく必要がある。

言語研究コースでは、学問的な教育研究と実用的英語力の向上を目指すというコース設立時に掲げた目的に向かって着実に進んでいる。今後の課題として、従来の方針をさらに効果的に実行に移していく体制を整備することに加えて、優秀な留学生を迎えて、さらに活力のある国際的な教育研究の場の形成をめざすことが必要とされる。

日本文学専攻では、21世紀を展望する新たな文芸研究の方法とその根本問題への方法論が各コースにおいて構築され、それぞれのコースの特色と独自性が理解されるように配慮している。その結果、すでにユニークな研究や人材などの輩出において成果をあげている。

国際文化専攻は、さまざまな分野を幅広く学べるという長所があるが、専門領域を深めるという点においては、各分野の教員数が少なく、体系的な学習・研究が難しいという問題がある。そのためにも既成の分野にとらわれない教員間の連携の必要性が自覚され、学際的な共同研究体制が作られている。

特別な教育課程編成上の配慮を必要としない能力のある留学生、社会人学生、の場合は、本研究科がめざすところの〈超ジャンル〉による高度な〈学際的〉〈国際的〉な教育が可能になっている。むしろ、同じ教育研究条件下で、彼らが努力し大きな研究成果をあげていることが、一般学生にとっての刺激となり、本研究科全体のレベルを維持し活性化している。

しかし明確な研究テーマを持たずに入学してくる学生も少なくなく、そのために彼らが関心を持ち、かつ彼らの能力に適切で、またその研究が彼らの知的・人間的成長につながるような研究テーマを共に探し、決定する指導教員の役割は大きい。この仕事を果たすためには院生と指導教員の相互理解と関係性の強化、十分な時間などが必要である。多くの教員は学部と兼務しているため、時間的制約があるが、その中で所定の授業時間以外にも指導を行うなど努力をして重責を果たしていることは、修士論文の質の高さなどに反映している。

・目標到達度

各学生が学士課程で関心をもったテーマを、研究科において指導教員の個別指導の下で深く研究し、その成果を修士論文で表すという形態をとるため、教育内容が個別化されやすい。本研究科の様々な分野の交流とそれを踏まえた総合的知性の育成という目的を実現するために、院生の発表会は全専攻の学部生にも開放されている。そのため専攻を横断して、文化学科から日本文学専攻の研究科へ、芸術学科から国際文化専攻の研究科へ進学するケースも増えている。この傾向は本研究科の特徴であるが、これは学際的な研究の促進という目標が達成されたことのひとつの証左である。また平成17年度から始まったTA制度は、院生が学部の授業に積極的に関わる契機ともなっている。さらに学部と密接な交流を促進していくために、共同シンポジウムを開催するなど、積極的取り組みが行われている。

専攻・科目・学生個人によって一律ではないものの、個別の適切な教育研究指導の成果は年々高まり、各研究機関での発表の成果も徐々に認められつつある。また、教員と学生間で自由闊達に研究をめぐっての議論が行われている日常的状況も、〈超ジャンル〉による〈文芸〉の大きな成果である。なかには、卒業後「すばる文学賞」(2006)を受賞したもの、あるいは司馬遼太郎フェロー賞を得て、米国における劇場の実態を調査して発表し、演劇雑誌で評論活動を行っている者もいる。

個別的な研究指導に付随して、学生には自由に資料室・図書・複写機等の利用が認められ、資料収集・研究をバックアップする研究環境ができ上がっている。学生に多角的な研究視点を持たすために、特に多彩な総合・共通科目の開設がはかられている。また入学後の専攻・コース変更希望には、変更前と後の教師が綿密な連絡を取り合って、学生の希望を実現している。

【将来への具体的方策】

平成19年度より、カリキュラムが変更される。指導教授との関係を緊密にするために、専修科目担当教員による1年次の「選択必修科目」(4単位)、2年次の「演習」(4単位)を必修とし、さらに専修科目以外から16単位以上、共通科目(総合を合併)から8単位以上を選択履修することが義務づけられる。「特別研究」は廃止とする。

従来は一定の専修科目を担当する主査を中心とする講座制形式をとっていたため、主査以外の教員を指導教員に希望するものにとって、履修は分かりにくい難点があった。しかし平成19年度のカリキュラム改革で解決される予定である。科目名称も、より内容に即したものに変更する。

(2) 教育方法等

【現状の把握】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性に関しては、教育研究上の指導は基本的には各科目の少人数制による授業を通じてなされる。全授目で毎時間の発表・討議等を通じて、担当教員は各学生の学修・研究達成度を把握する。さらに、学期末にレポートの提出を課し、学年度末での学修・研究達成度を測定する。それ以外にも、各教員が最も効果的とみなす方法論に基づくレポートやミニ論文提出によって効果の測定を行い、その都度適切な指導を行っている。またファカルティ・デベロップメント(以下「FD」という)には、現在では専攻単位で取り組んでいる。

1) 各専攻において

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性に関しては、各専攻において評価方法は多様である。

英語英米文学専攻の詩歌・小説研究コースにおいては、「評価と指導は表裏一体」を原則に、研究者にとって必須の精緻な作品分析能力と解釈力の習得度、及び研究資料渉猟と資料分析・統合能力の発展度に即して適切な指導の下に評価を行なっている。一方で、ペーパーをまとめさせ、その成果発表を評価に入れている。特に2年次は、2年間の研究演習における最終的な成果としての修士論文評価へとつなげている。

言語研究コースにおいては、高度な英語運用能力の習得状況、各学生の専門分野の知識、学生の研究の進捗状況を、指導教員が評価すると共に、毎学期数回行われる英語による研究発表会においてはコースの全教員の厳しい評価を受ける。

日本文学専攻は、学生の研究テーマの取り組み方を重視し、テキストの読み方と理解のあり方の指導、その背景と基盤の検討を行なっている。20世紀に成立した世界の文学・文化・思想の批判と新たな問題意識に基づいて、その再検討を、各自の発表と質疑応答を通して、徹底的に行っている。

国際文化専攻は、学生の研究テーマを重視し、そのテーマに即した演習を行っている。テキスト読解とそれに基づく発表が平常点の基礎となるが、年に数回小論文を課題としている。1年次に苦労した学生ほど、2年次に読解・発表ともに著しく資質を向上させており、それが修士論文の完成に繋がっていく。

シラバスの適切性に関しては、個々の学生の研究テーマが多様であるため、それに幅広く対応したシラバスとなっている。個々の教員の研究テーマと必ずしも結びつかないものであっても、学生の教育をまず中心にするべく、教員自身が事前研究するなどして適切なシラバスが提供されている。

学生による授業評価に関しては、少人数教育を生かして、学生との直接的交流において意見を把握し、それを研究科委員会で検討したうえで、授業に反映させている。

2) 修士論文の評価方法

本研究科の到達目標の一つとして修士論文の作成がある。修士論文の提出から合否判定までのプロセスは、近畿大学学位規程第2章「修士の学位」にそっている。

成績評価は、主査を中心とした副査二人の厳しい試問の後、提出された意見書をもとに指導教員によって審査・採点される。さらに研究科委員会の判定会議で、指導教員は修士論文の成績評価の論拠を説明し、厳正な審議を受ける。その後、研究科委員会全員一致で認定される。なお、本研究科の独自の評価法として、優秀と認められた修士論文は、院生の研究誌『文芸研究』に掲載され、業績となり、今後の研究に活用されるよう配慮されている。

【点検・評価】

・改善状況

指導教授による研究指導は、主として必修科目の「研究」「演習」によってなされるが、それらの授業においても、学生の研究進展状況を的確に把握し、それに基づいて指導している。領域横断的な合同演習・研究にも取り組み、高度な知識を多角的な論点から習得するよう、改善されている。近年主要な能力開発として重視されているのは以下の通りである。

- ① 語学能力：外国文献を読みこなす能力、主要論文を翻訳する力をつける。

- ② 論理的思考能力：課題に対して、主要先行研究を分析し、それらを批判的に検討しつつ、新たな問題提起ができる論理的思考能力をつける。
- ③ プレゼンテーション力：問題提起を明確にし、研究したテーマを他者と共有できるように、説得力ある理論と表現形態を開発する。
- ④ コミュニケーション力：問題提起した内容について、他者のコメントを受容し、それに対する応答を適格に行なうなど、議論を通して問題を展開していく方法に習熟する。
- ⑤ リーダーシップ：様々な研究テーマと方法論を持つ大学院生の横の繋がりを密にし、異なったアプローチでの共同研究を可能にする指導能力を育成する。

・長所

以上のような個人の能力の開発に関しては、個々人のゼミにおける発表だけでなく、毎月開かれる専攻を横断した研究発表会の準備、進行形式、質疑応答においても厳しい指導が与えられる。専攻を超えた複数の教員による成果の測定は、それぞれの学生の能力を的確にチェックをし、今後の研究にとって有効な学際的コメントを提供できる点で優れている。

学生が研究内容に必要な他機関や研究所、他大学院などに助言を希望している場合は、指導教員が適切に連絡を取り、紹介の便をはかっている。このことを通して、研究上の連携をとる場合もある。

各授業科目内での教育研究上の効果は、最終的には修士論文に結実するカリキュラム編成になっているので、修士論文の判定は、指導効果測定上重要である。本研究科では、研究科全体で2日間にわたる修士論文発表会を行っており、専任教員全体が参加し、論文内容のみならず、プレゼンテーションの仕方、文献の取り扱い方などを厳しくチェックする。これは、ジャンルを超えて全学生の研究達成度を組織的に把握する方法として、特に効果的であると思われる。

・問題点

個々の学生の研究テーマを重視した教育を行っているので、前もって準備したシラバスは適切である場合と、そうでない場合がある。その場合、個々の学生に即したシラバスをその都度作り変えていく柔軟性が必要となる。各教員は担当学生と十分に話しあって、有効な指導方法を選択しているが、そのため体系性に欠ける問題が残る。

・目標到達度

各専攻・コースの卒業生の能力向上に関する目標到達度は、専門職への就職状況に現れている。

英語英米文学の詩歌・文学研究コースの修了生としては、中高等学校の教員、英語学校の教員、事務長、また国内外の大学院博士課程進学者がいる。

言語研究コースの修了生の中には、修士課程2年次より高校非常勤講師として教鞭を取る者、地方自治体の主催する英語講座の講師を務める者、さらに、修了と同時に教員に採用された学生もあり、高い語学力が評価されていると言える。また、在学時に国際学会で研究発表をした学生もいる。

日本文学専攻の言語・文学研究コースがめざしているのは、日本の古典文学と近現代の専門の研究者、大学教師、高校の教師、日本語教師などを養成し、各界へ送り出すことにある。その成果として、このコースから古典、近現代の研究者、大学教師、高校講師、また大学院博士課程進学者などが輩出している。

創作・批評研究コースがめざしているのは、世界的な視野を有する人文学、諸芸術、社会学などの専門の研究者、大学教師、高校教師、ジャーナリスト、評論家、編集者、小説家、プロデューサーを含む多彩な人材を育成して各界へ送り出すことである。その成果として国内外の大学院博士課程進学、高校講師、ジャーナリスト、評論家、編集者その他多彩な人材が輩出している。

国際文化専攻からは、その多彩なテーマと深い専門知識を活かす人材が輩出している。日本文化研究コースの民俗学修了生は、大学院博士課程への進学に加え、研究センターの専任講師勤務、各地方自治体などの嘱託として、調査を続行しつつ、業績をあげている。またその研究成果の一部が出版され、当領域で注目を集めているケースもある。考古学修了生は卒業後専門知識を生かして、県文化財保護課、埋蔵文化センター嘱託などで活躍している。また日本史専攻の修了生は、国家公務員となっている。

比較文化研究コースの女性学修了生は国内外の博士課程進学、海外留学などの学業を続ける者の他に、女性学の知識を活かして看護師、システム・エンジニア、女性のための人材派遣会社などの職についている。

社会心理学修了生は、大学非常勤講師、公務員などの職についている。

【将来への具体的方策】

従来の固定化された主査制度では、主査と指導教員が一致しない場合は、2年次に主査から指導教員に修士論文指導を委任するという形式をとっていたが、この制度では指導の責任の所在が曖昧になる嫌いがある。そのため修士論文指導は指導教員に委託する方式へと徐々に移行してきたが、平成19年度からは固定化した主査制度を廃止し、指導教員が責任をもって2年間の指導を行うゼミ制度に変更する。この方式により、新時代の大学院教育の重点目標とされているコースワークを導入する目途が立っている。また学生による客観的授業評価は平成19年度から行う。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の把握】

1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

本研究科では、その創立時における理念のひとつとして国際的な学の創造を掲げており、英語英米文学専攻や国際文化専攻はもちろんのこと、日本文学専攻でも国際社会の現状を視野に入れた対応、課題に取り組んでいる。これには海外研究者も参加している。全学的にも教育・研究の国際化が急速に進展する中で、それに対応するための体制づくりが積極的に行われている。平成12年度から文芸学部にもセメスター制を実施したのも、学生の留学をより容易にすることが目的のひとつである。また、教員の海外留学制度もセメスター制の導入によってより活用できよう。

2) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

全学的には世界各国の大学と提携を結び研究・教育の交流が進められている。

本研究科独自の大学間協定と交流は今のところないが、学部レベルでは、平成15年以来、オーストラリアのウェスタン・シドニー大学との協定にもとづいた学生派遣を主とする交流が着々と進んでいる。この学生派遣は制度的には研究科学生にも適用可能であり、今後この制度による大学院生の派遣留学が企画されている。

3) 国内外の大学間の組織的な教育研究交流の状況

全学的には世界各国の大学との共同研究・研究交流が進められており、学部段階でも教員の研究活動の一環としての国際学会での活動や海外の研究機関との研究交流が活発に行われている。しかし、文芸学研究科としては、いまだ教員の個人的レベルでの共同研究や交流にとどまっている。しかし当大学院の研究室に拠点をおいた国際的な共同研究が、日本文学・考古学・宗教学・エジプト学・女性学などの分野で始まっており、その成果としての出版物も出ている。こうした研究作業には、当大学の学生が参加する機会が多く、国際化意識の醸成に一役をかつている。

【点検・評価】

・改善状況

学部段階における留学の制度化も進んでいる。単位の互換、留学期間の在学期間算入などの制度を利用して、英語英米文学専攻を中心に、平成15年度より、毎年15から20名程度の学部生が留学をおこなっている（特に留学の場合、留学先の大学で取得した単位を文芸学部の単位として認定し、帰国後進級できるようにしなければならない）。この文芸学部独自の留学制度は、規程上大学院の学生にも適用できることになっており、今後、大学院学生の留学が活発になることが期待される。また、本研究科の英語英米文学専攻学生の場合、率先して留学を行なうよう指導がなされている。

・長所

国内外の大学間の組織的な教育研究交流の状況に関しては、学部の学科単位での共同研究と交流をめざして、海外の特定の大学との協定の締結をめざす努力が行われている。それが実現できた場合はこうした協力を短期間のものに終わらせないように、継続的な調査研究を可能とする人的・予算的措置に関して協議中である。

国際文化専攻では、これまで中国・韓国をはじめとするアジアの漢字文化圏、およびインド・エジプトなどと教員の個人的努力による交流を深めてきており、研究会やフィールド調査などへの学生たちの参加機会も増えてきている。

・問題点

国内外の研究交流に関して、現在適切な予算措置がない。個々人の教員が文部科学省科学研究費補助金その他の外部基金で交流促進を行っているが、当然限界もある。研究科としての支援体制が必要な時期である。

・目標到達度

現在学部レベルで英語英米文学専攻を中心に交流を行っているウェスタン・シドニー大学とも、研究科の教員の研究を含むより包括的な交流に発展させることを検討している。個人レベルであるが、韓国の研究者との日韓女性の近現代に関する3年間の共同研究の成果としての、歴史教材が平成17年11月に日韓同時出版され、日韓両国で注目されている。

【将来への具体的方策】

本研究科における国際化の目的は、グローバルな視野での相互理解を深めることにある。こうした観点からも、長期（5年～10年）にわたる海外の大学との間で行われる共同調査と研究を組織的に継続することが必要である。まず、特定の大学と協定を結んで教員と院生の訪問・

見学・研修等の短期間の交流を深め、その過程で可能となった共通の関心となるテーマを選び、共同研究・調査を実施して交流を深めることを企画していく。

平成17年度に提携を結んだ韓国の慶熙大学との学術交流が、現在学部レベルで始まっているが、研究科レベルの交流も促進する。教員間の相互訪問、客員研究員制度の確立、国際シンポジウムの企画などを通して、東アジアの学術交流を準備していく。

(4) 学位授与・課程修了の認定

【現状の把握】

各専攻とも「文芸学」修士の学位取得のためには、当該課程に2年以上在籍し、専修科目を含む合計32単位を習得しなければならない。

1) 学位審査の透明性・適切性

修士の学位授与の要件は、「近畿大学学位規程」第1章第3条によって、次のように定められている。『修士の学位は、本大学院修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数を修得し、かつ、必要な研究科指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する』。また、審査体制・審査基準は、次のように明文化されている。

「修士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。審査委員は、当該指導教授を主査としてその論文に関連のある他の指導教授2名以上をもってあてる。ただし、必要があるときは、他の教員を加えることができる」。最終試験：「修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が修士論文を中心として口頭または筆答試験によって行う。ただし、必要により関連のある科目について行うこともある」。可否の決定：「審査委員は論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の可否を議決しなければならない。前項の議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を要する」。さらに、修士論文合格基準も、「修士論文は、当該専攻の学問分野における精深な学識と研究能力を有すると認めた者をもって合格とする」と定められている。

本研究科の修士の学位は、以上のような学位規定に従って、学長が授与している。

課程修了の認定に関しては、標準修業年限未満の修了を、今のところ認めていない。

学位取得者は、過去5年間について言えば、英語英米文学専攻が11名、日本文学専攻が40名、国際文化専攻が35名である。

【点検・評価】

・改善状況

学位論文の質を高めるため、審査は主査と副査2名、合計3名による厳正な口頭試問が行われる。また文芸研究科独自の行事として修士論文発表会が開かれており、専門的および学際的な質疑応答が2日間にわたって行われる。主査は、副査からの意見書に基づいて書類を作成し、研究科委員会で論文内容と成績判定の説明を行うが、その場合も委員会メンバー全員から厳しい学際的な質疑を受ける。不十分と認められた場合学位の認定が承認されない場合もある。

こうした厳格な審査のために、中途退学希望者は毎年数人出ているが、本人との話し合いや担当教員の変更などの説得作業で改善され、学位取得者の割合は上昇している。日本文学・英

語英米文学・国際文化の各分野において、2年間という所定年限内で、幅広い研究から高い水準の修士論文を作成するのはかなり厳しいと見なされる場合は、論文作成のために半年後の9月修了などを認めて、適切な指導が続けられている。

・長所と問題点

修士論文の評価はかなり高い。修士論文を基礎として卒業後もさらに研鑽を深め、書物として出版した者が民俗学専攻から出ている。全ての学位論文を一定水準に達するべく、個別的に熱心な指導が行われている。

修士の学位授与に関する審査体制・審査手順・審査基準は、研究科全体としては、修士の学位水準を維持するにふさわしい適切なものである。直接試問や研究発表会の場合以外、判定委員会などでの修士論文の内容の説明については、主査の教員が行うことになっているが、より学際性を高めるために、公開討論会などが随時企画されている。

・目標到達度

修士の学位授与は、厳正な基準と手続きを経て行われているために、一定のレベルを維持することができている。このような方針はまた、学生に修士論文作成に向けての真摯な研究態度を定着させる働きもして、教育上効果的である。期間内に修士論文提出を見送る学生に対しても、その後も適切な指導が続けられ、多くは半年後、9月に卒業している。国内外の大学院博士課程進学者も毎年2、3名出ている、本研究科の学位の信用を高めている。

【将来への具体的方策】

修士論文判定の透明性をより図るため、判定会議に臨む前に、主査・副査以外に希望教員に修士論文の査読を依頼する制度を検討している。

(7) 農学研究科

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

【到達目標】

本研究科は、関西における唯一の私学農学研究科としての自覚に立ち、地域社会に密接に結びついた教育研究を推進している点が特徴である。産学協同の研究も数多く行い、地域の農林水産業、医療・保健、食品・科学など幅広い産業分野の振興に重要な役目を果たしている。陸上や水中の水産生物、バイオテクノロジー、資源開発、環境管理は世界的なテーマであり、人類の未来を支える最優先の課題といえる。明日の食糧を生み出し、豊かな自然環境を守る「知の拠点」。それが本研究科の目指すところである。

【現状の把握】

本学大学院は、より高い研究成果を生み出し社会に貢献する研究拠点として全国有数の規模を誇っている。農学部を基盤とするものとして、昭和 50 年に本研究科を設置。生物生産、バイオテクノロジー、資源・環境におよぶハイレベルな研究で、国内のみならず世界をリードし、とくに水産分野では世界的研究拠点 (COE) に選ばれている。研究テーマの発展・深化にふさわしい環境づくりのために、ソフト、ハードの両面から教育研究体制を整備・拡充。水産研究所、附属農場、演習林、共同研究棟など優れた実験研究施設群を活用して、農業生産科学、水産学、応用生命化学、バイオサイエンス、環境管理学という 5 つの専攻で、最先端の研究が続けられている。

【点検・評価】

特論、実験、演習などの指導に加え、教員や研究室で実施する研究プロジェクトへの参画を通じて学校教育法および設置基準に示された目標達成を図っている。この場合、専門分野での研究能力のみならず、教員や他の研究者との接触を通じて、より広い視野にたった学識や能力の取得が可能となっている。特に、実学的な研究プロジェクト (産学官連携による研究活動) に参画することにより、より地域や社会と密着した研究能力や職業的な専門性の取得が可能となっている。(大学基礎データ表 28)

【将来への具体的方策】

今後の課題として、専攻分野に細分化した研究・教育を推進しつつ、各専攻間の交流・協力体制の整備を図り、地球環境問題を含むより広い視野に立った学際的、広域的な課題解決のための研究・教育が実施できるようにする。同時に、国際的な研究の推進や、海外研究機関との共同研究の実施など一層の充実を図る。

- ・「広い視野に立って清深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

【現状の把握】

本研究科の博士前期課程の基本的なカリキュラムが、この目的に対応している。同時に、先に述べた実学的な研究プロジェクトへの参画により、知識の取得と研究能力や専門性能力の確保に対する有効な連携が図られている。

【点検・評価】

博士前期課程目的達成のためには、その時代の要請にあった教育課程を準備し、柔軟な対応を行うことが重要である。このため、本研究科では学部改組に併せて、新学科に対応した専攻体制とし、科目や内容、人員配置を見直し、社会的なニーズの変化に柔軟に対応している。

【将来への具体的方策】

新たな専攻体制に応じて整備された科目や講義内容、研究体制を、今後の実践を通じて、一層の充実を図る。

- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の把握】

博士後期課程の学生は、前期課程での研究活動能力や専門的な学識の取得を基本として、より専門的、実学的な研究活動に従事しており、本研究科の博士後期課程の教育課程は、大学院設置基準に述べられた基本的な目的に適合している。

【点検・評価】

博士後期課程では主に、指導教員により深く絞り込んだ課題に対する研究活動をベースにした専門教育が行われている。本研究科ではこうした研究活動に加え、学内外の研究会・学会へ参加、あるいは実学的な共同研究・委託研究への参画を通じて、より幅の広い見識や知識の取得、あるいは外部との接触を推進してきた。

【将来への具体的方策】

平成17年度に実施した改組に伴う新しい体制の充実を図りながら、より広域的かつ学際的な研究能力の獲得や国際的な研究活動への従事による国際レベルで活躍できる人材育成を図るための体制作りを開始する。

- ・学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

【現状の把握】

本研究科は平成17年度の学部改組に併せて、学部の学科をベースに各専攻（応用生命化学専攻は、学部の応用生命化学科と食品栄養学科が対応）が設置されており、学部と研究科の教育内容の連携が十分に確保されている。特に、博士前期課程の学生の多くは、学部の卒業研究テーマをさらに追求し、より広い観点から研究を継続しようとしており、学部との連携は高い。また、大学院進学者の多く（前期課程、後期課程とも）は、学内からの進学であり、その点で

の連携は十分であるとする。また、外部や海外からの進学者に対しては、受験前に研究方向や内容について十分な打ち合わせを行った上で受け入れを行っている。

【点検・評価】

博士前期課程の学生は、専修科目 20 単位以上（講義、演習、実験）を含む 30 単位の修得が必要であり、その大半は専攻分野の授業科目での修得が可能である。加えて、大学院の講義等は学部での講義の応用、高度化した内容となっており、学部教育との連携は確保されている。学部では、研究室体制がとられており、学部 3 年生あるいは遅くとも 4 年生には、それぞれの研究室に配属され、研究室（専攻分野）の研究を実感しながら、大学院への進学が行われるため、学部と博士前期課程の連携は高い。

【将来への具体的方策】

現在の農学部の学科構成と本研究科の専攻の構成の関係はほぼ理想的に整合している（応用生命化学専攻は、学部の応用生命化学科と食品栄養学科が対応）。今後は、より深い専門分野での研究の追及のほかに、学際的な研究を可能にする体制整備が重要であり、環境管理学専攻を中心に実施している、キャンパス里山整備・保全活動等を通じて、セカンドメジャーや新たな専攻体制の整備も視野に入れておく必要がある。

- ・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

【現状の把握】

博士前期課程における教育内容は、基本的に博士後期課程の教育内容に受け継がれており（学部の学科をベースにした博士後期課程の設置）、両者の連携は十分に確保されている。

【点検・評価】

博士前期課程における教育内容は、学部レベルの教育内容を一層深化、高度化させ、実用化を目指したものとなっており、適切な内容である判断される。また、学生が希望すれば、博士後期課程については他の大学等の大学院に進学することも可能である。

【将来への具体的方策】

博士前期課程から、同じ研究科の博士後期課程へ進学することによるより細分化された専門に限定された研究や知識の取得に伴う弊害を排除するため、前述の学際的研究体制の整備、セカンドメジャーの可能性に関する検討、あるいは他大学、他研究機関等との一層の協力・連携体制の強化に努める。

- ・課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の把握】

課程制博士課程においては、博士課程担当教授として認定された専修科目指導教授による研究指導を受け、講義科目 4 単位、演習 6 単位を選択必修し、博士前期課程修得科目 30 単位を含めた 40 単位以上を取得し、各人の研究に基づく学位論文を提出する必要がある。

【点検・評価】

博士前期課程修得科目 30 単位を基本とし、それに加えた講義、演習および学位論文のための研究指導が行われており、教育内容は適切である。また、学位論文の審査に当たっては研究科

主催の公聴会において、全教員の審査を受けなければならない。また、面接による最終試験では、独立した研究者に要求される広い学識と深い洞察力について厳格な審査が行われている。さらに、内部の評価ばかりでなく対外的な研究レベルや能力を評価するために審査機能をもつ学会誌等において、筆頭者として1報以上（英文1報を含む）の論文が掲載される事が、論文提出の前提条件となっており、教育内容・研究指導の内容は適切である。

【将来への具体的方策】

博士前期課程から、同じ研究科の博士後期課程へ進学することによるより細分化された専門に限定された研究や知識の取得に伴う弊害を排除するため、前述の学際的研究体制の整備、セカンドメジャーの可能性に関する検討、あるいは他大学、他研究機関等との一層の協力・連携体制の強化に努める。

- ・創造的な教育プロジェクトの推進状況

【現状の把握】

大学内の研究施設を利用した研究ばかりでなく、関係研究所、農場あるいは国内外のフィールドにおいて実用的な応用研究が行われている。特に COE となった水産学専攻においては、特別研究員などとの交流を通じて、活発な研究が行われている。

【点検・評価】

研究の実用化、応用を視野に据え、創造的な研究が実施されており、学生の視野の拡大、能力の向上に有効に作用している。これに加えて、キャンパス里山整備・保全プロジェクトが開始されており、こうした活動等に関連した研究の実施により、学際的な視野や知識の確保も可能となっている。

【将来への具体的方策】

幅広い分野に対応できる研究能力を有する研究者・専門家等を育成するため、里山修復プロジェクトや国際協力も視野に入れたフィールド型実践教育・研究を推進する（特色ある教育 GP への申請と、その関連性の確保）

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

- ・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の把握】

社会人学生、外国人留学生の数は、博士後期課程にそれぞれ13名、5名の在籍であり、各専攻分野の担当教員が個人レベルで修得が必要な知見について把握を行っており、必要に応じて博士前期課程の講義の履修を行うよう指導を行っている。

【点検・評価】

個人の能力や研究志向に応じた指導が個人レベルで行われており、社会人学生、外国人留学生に十分配慮した内容となっている。

【将来への具体的方策】

今後の学際化、国際化の動向を見ながら、外国語などによる講義・指導が可能となるよう留学生等への受け入れ態勢を一層整備する。

(生涯学習への対応)

- ・ 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

【現状の把握】

研究分野では、最先端の研究や新たな能力確保のために会社や研究所から派遣されて研究能力を向上させるために入学する社会人を対象に、社会人入学の制度が設けられている。

【点検・評価】

社会人入学制度を通じて、有効な再教育、生涯学習のシステムが提供されている。

【将来への具体的方策】

産学連携を推進する過程で、今後社会人に対する対応を一層強化する必要がある。

(研究指導等)

- ・ 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

【現状の把握】

博士前期課程の学生は、講義科目を履修しながら実験・研究をすすめるため、研究の方向付け、実験・調査技術の伝授、論文検索方法といった研究者に必要な基礎的知識の蓄積と実験技術の鍛錬に重点を置いた指導を行っている。こうした基本に基づき、研究者として必要な研究課題の設定、実験調査のスケジュール管理などの指導を行い、集大成としての修士論文取りまとめに対する指導を徹底している。また、論文成果の公表を積極的に推進し、国内外の関連学会での発表や紀要、研究所報告への投稿を推奨している。これらの一環として、大学院生も農学部紀要への投稿が行えるような投稿規程の改定を平成 17 年度に行った。

博士後期課程の学生は、それぞれの専門分野における新しい知見を公示する事が求められるため、大学院教員の直接的な指導のもと自立した研究活動を進めている。その場合、修士段階の研究に加えて、一層高度な研究を目指しており、そのために COE の枠組みや、多様な研究設備あるいは農場や研究所等を活用して、実用化に向けた研究や高度な研究に取り組む体制が整備されている。

【点検・評価】

学生の所属する課程や学生個人の研究能力・志向に応じて、適切な知識や研究能力向上のための教育・研究指導が行われている。

【将来への具体的方策】

本研究科の教育目的に沿って整備された研究体制や教育課程が有効に機能していると考ええる。一方で、多様化する社会的ニーズに有効に対応するためより広い視野にたった学際性や国際性の追求を推進する。

- ・ 学生に対する履修指導の適切性

【現状の把握】

学生の履修に対しては、履修ガイダンスを実施するとともに、Web ページ、履修要項に講義の目的、内容、評価方法、講義スケジュールを明示して十分な対応を行っている。また、必要に応じて、各人の研究計画に応じた履修指導を、研究室レベルで実施している。

【点検・評価】

所属する研究室の教員を中心とした個人レベルの履修指導が行われており、適切である。

【将来への具体的方策】

多様化する社会的ニーズに有効に対応するため、より広い視野にたった学際性や国際性を有する研究体制や学生指導体制の整備を推進する。

- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の把握】

授業科目については、受講生が講義の内容に関する予習を行い、それに基づくプレゼンテーション、教員の質疑応答などを行い、大学院生の理解度や教育上の効果の測定を行い、それを研究や講義にフィードバックする体制がとられている。

指導教員は、修士課程に入学した時点から研究計画の樹立、実施状況の把握、研究発表（学会、学術雑誌など）への指導に密接に関わっている。また、段階的に論文の中間発表会を開催し、研究の進捗状況の把握に努めている。

【点検・評価】

指導教員と学生は、講義や演習のみならず、日常の研究活動において密接な連携を保っており、研究指導は十分に実施されている。

【将来への具体的方策】

研究や教育に対する指導は十分に行われており、有効に機能していると考えるが、必要に応じて学際性や国際性を追求して、一層の充実を図る。

- ・複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

【現状の把握】

学生に対する指導、教育を行う教員は各専修分野（研究室）に複数いることとなるが、個別の指導責任や研究の内容については指導担当教員が持ち、最終的な専門分野の研究指導責任は、研究室の教授が負うシステムになっている。これは、論文の最終審査に、主査、副査、副主査という形で反映されている。

【点検・評価】

各専修分野において、教員それぞれの役割に応じた教育研究指導責任が明確となっている。また、必要に応じて他の専修分野や他の専攻の教員との連携も図られている。

【将来への具体的方策】

研究指導教官の責任の明確化を基本として、一層の学際的研究能力や知識確保のため、他の専修・専攻分野との連携の充実を図る。

- ・教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

【現状の把握】

教員間、学生間の学問的刺激を誘発させるために、自主ゼミ、輪読会等が自主的に組織され、意見交換が行われている。また、研究成果の最終発表だけでなく中間発表の機会を設け、学生

の研究状況をモニタリングしている。さらには、外部の研究者、学生との意見交換を推進するために学会での発表、学会誌等への論文の投稿を推奨しており、修士課程の学生で1～2回、博士課程では3～4回の発表を義務付けている。

【点検・評価】

学内外の研究発表や自主研究会等の研究交流活動が活発に行われており、学生の学問的刺激を誘発する措置は適切かつ有効である。

【将来への具体的方策】

社会への貢献も含めた、地域社会、企業との一層の連携を図り、学問的刺激を誘発するために、オープン・フォーラムなどのセミナーを積極的に開催する。

- ・研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

【現状の把握】

学生の研究分野変更の希望に対しては柔軟に対応している。あくまで主体は学生であり、自分の所属した研究室ばかりでなく、他の研究（専修）分野へ変更する学生も見受けられる。また、内部進学ばかりでなく、学生の研究希望分野に応じて他大学の大学院への進学も紹介している。

【点検・評価】

学生からの研究や指導に対する要望には適切に対処が行われている。

【将来への具体的方策】

よりオープンな研究分野の選択が可能となるよう、横の連携や連絡を密にし、学際的な研究体制の整備を推進する。

- ・才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

【現状の把握】

学生の研究過程において、十分な能力と才能が発掘された場合、文部科学省の特別研究員への応募、海外への留学、あるいは他の研究機関への紹介などを積極的に進めている。大学院の教員には、海外を含めた他の研究機関との連携を保った者も多く、そうした連携を活用して国内外の研究機関へ送り込む体制は確保できている。

【点検・評価】

学生の一層の研究能力や才能向上のための研究指導体制は適切に整備され、有効に機能している。

【将来への具体的方策】

有能な人材発掘のためには、研究指導能力の向上が必要であり、上述の対応に加え教員の海外留学を含めた制度の充実を図る。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

- ・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状の把握】

本研究科においては、明文化した効果判定基準は完成されていない。講義科目・演習については、基本的には指導教員の判断にゆだねられている。講義科目・演習については、定期テスト、レポート提出、口頭試問、課題発表会等様々な方法で教育効果を測定している。研究指導については、各専攻または研究科委員会（教授会）において、学生の在学中における論文発表、学会発表および修士論文、博士論文公聴会など研究能力の啓示に係わる学術活動をより実質的評価基準として、その効果を測定してきた。さらに、学生の就職先が、大学院において教育された専門的知識・技術を発揮できるような機関・職種に相当するか否かについても、教育効果判断の一つの基準としている。

【点検・評価】・【将来への具体的方策】

授業科目・演習の評価は基本的には担当教員の裁量によっているが、上述のような方法で教育効果の測定はおおむね適切に行なわれていると判断される。しかし担当教員のみに評価を委ねていると、学生と担当教員の間に「馴れ合い」が生じる危険性が常に存在する。測定・評価方法をできるだけ基準化し、公平で客観的な評価がシステムティックに行なえるようにすることが望まれる。研究者としての客観的評価は学会等における研究成果の公表によって達成される。研究内容の水準は専門分野により、また研究領域によって異なるが、発表の実績は教育効果判定に適正な基準を示すと考えられるので、本研究科の実施方法は効率的であると考えられる。少なくない学生が希望する機関・職種に就業できなくて、習得した専門知識・技術を有効に生かせていない。この問題は教育効果が上がっていないことに起因するのか、目的とする教育内容が適正でないことに起因するのかについて検討し、対策を立てる必要がある。

- ・修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【到達目標】

学部学生の場合より、さらに高度な専門職志望の傾向が強い。しかし、一方では採用する企業の方も採用しても果たして役に立つ人材かどうか、より詳細に検討することになる。その為に、企業のニーズや社会のニーズ、将来の傾向を学生自らが的確に把握できるような教育・研究体制が重要で、学生支援課および指導教員が連携して就職指導にあたるように務める。

【現状の把握】

大学院へは、表 4-(7)-1 のように農学部卒業生の約 10～15%が進学している状況である（過去4カ年の集計）。また、博士前期および後期課程修了者（修業年限満期退学者を含む）は 283 名で、企業の研究職・技術職に就きやすい応用生命化学専攻の修了者が約半数を占め、就職に対する関心も高い。

表 4-(7)-2 に示したように、大学院修了者の約 50%が企業の研究職・技術職に就いており、公務員・教職へはいずれもほぼ 10%程度の進出状況である。なお、博士前期課程修了者の約 10%が本学および国公立大学大学院の後期課程にそれぞれ同数程度進学している。就職状況は 90%程度を維持し、比較的好調である。

【点検・評価】

大学院修了者の就職については、就職の世話をする学生支援課のサポートに加え、ゼミ指導教員の存在が大きい。幸い、これまでの就職状況は 90%程度を維持し、比較的好調であった。しかし、学生支援課とゼミ教員との連携については必ずしも万全ではなかった。また、修了学生の進路についても多様化してきており、表 4-(7)-2 で示した“その他“の者の中に未定者が約半数含まれ、比率的に低いもののその数が年々増加傾向にある。

【将来への具体的方策】

前述のように、大学院学生の就職指導については、学部学生の場合とは若干異なり、ゼミ指導教員の考えと指導の影響が大きいことが特徴として挙げられる。従って、就職指導を担当する学生支援課としてはゼミ教員との連絡を密にし、最新の情報提供と情報の共有に努めたい。また、最近の傾向として、社会を余り知らないので就職はしたく無く、研究も面白いので何となく大学院に進学するケースが増加している。そこで、指導教員の協力を得て、低学年の内に将来の進路について本人の自覚を喚起させるようなカウンセリングの機会を多くつくりたい。また、学部の就職委員会のような組織を大学院に設置し、学生支援課および教員がカウンセリングと情報提供に努め、企業訪問なども積極的に自身で展開できるよう指導する必要がある。

表 4-(7)-1 過去4年間の大学院博士前期および後期課程修了者数

専攻名	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	総計
農学	16	19	19	14	68
水産学	11	12	15	16	54
応用生命化学	21	38	44	35	138
国際資源管理学	5	5	6	7	23
総計	53	74	84	72	283

表 4-(7)-2 過去4年間の大学院博士前期および後期課程修了者の進路 (人数)

	技術職・研究職	一般職	博士後期進学	公務員	教職	その他	計
14年度	24	6	8	5	2	8	53
15年度	40	4	11	8	5	6	74
16年度	37	9	13	6	10	9	84
17年度	32	15	6	4	2	13	72
総計 (比率)	133 47%	34 12%	38 13%	23 8%	19 7%	36 13%	283

(成績評価法)

- ・学生の資質向上の状況を検証するための成績評価方法の適切性

【現状の把握】

講義においてはレポート提出、プレゼンテーション、質疑応答、試験などにより成績が評価され、資質向上の状況をチェックしている。

学生の研究分野での資質向上の状況を検証するための方法は、各担当教員により違うものの、多くの教員が学生の発表（過去の論文、研究成果等）を中心に資質の向上を判断しており、そうした過程を経て、内部の研究会、外部の学会等での研究成果の発表により評価が行われている。

【点検・評価】

講義などの評価として、試験を課す教員は少なく現状ではレポート、発表に基づく評価が大半を占めている。専門的分野の評価においては、基礎的な知識を問う試験よりも、より体系的な能力や取りまとめ能力を判断できるレポートや発表による評価がより有効であると考ええる。

【将来への具体的方策】

学生の資質向上を判断する上で、専門分野にかかわる知識や能力の判断は個々の教員レベルでは適切な評価が行われていると考えるが、一方で専攻や研究科全体の統一的な判断基準は必ずしも明確とはいえない。このためシラバスの充実を図り、教育目標の達成基準を明確する。研究能力に関する資質向上については、論文発表や審査体制は有効に機能しており、改善の必要はないと考える。

(教育・研究指導の改善)

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

【現状の把握】

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）委員会を設置し、教育・研究指導方法の改善について組織的に取り組んでいる。FD委員会では、年に1～2回教員を対象とした研修会を実施するとともに、各教員から学生評価に対する対応・改善に関する報告を提出させ、それを集約して報告書として公開している。

【点検・評価】

大学院における教育・研究指導方法は、ある程度指導教官や専修研究室により違いがあり、それは多様性という観点から必ずしも組織全体として統一する必要はないと考える。一方で、新しい教育・研究指導方法などについては積極的に取り入れる必要があり、そうした意味で前述のFD委員会の対応が組織的な取り組みに有効に機能していると考ええる。

【将来への具体的方策】

現在の学生からの評価は、それぞれの講義科目ごとに教員の判断で行われており、今後必要に応じて統一的な授業評価の導入を検討する。また、研究科修了者に対する研究科全体あるいは専攻全体としての総合的なアンケートなどを実施し、それを組織的に教育・研究方法の改善にフィードバックする。

- ・シラバスの適切性

【現状の把握】

シラバスについては、全体の達成目標、各週毎の内容などを冊子に加え Web 上で公開し、学生に対して明確な情報の提供を行っている。また、授業評価に基づき、各教員レベルでシラバス改善の対応を行っている。さらに、平成 17 年度の農学部改組に伴い、大学院でのシラバスの内容も新しい体制に対応した内容に改善されている。

【点検・評価】

シラバスには、授業の概要、計画、週毎の授業内容、到達目標、テキスト、評価基準等が明示されており、適切であると判断できる。

【将来への具体的方策】

個別の授業レベルでは、シラバスは適切に準備・活用されているものの、新専攻体制の定着を図りつつ、専攻や研究科全体の到達目標に向けた関連性や統一性が確保できるよう、それぞれのシラバス間の調整を行う。

- ・学生による授業評価の導入状況

【現状の把握】・【点検・評価】

現状では、大学院生による授業評価の実施は教員個々の判断に委ねられており、組織だった活動は行われていない。各授業とも少人数（10 名程度）の授業形態であり、学生は教員と同じ専攻に属していることが多く、学生と親密な関係であることが多い。このような状況の中で、学部と同じ形態の授業評価を行ったとしても、学生からの客観的な評価は出にくく、大学院における授業評価の導入には否定的な意見が多い。

【将来への具体的方策】

現在、大学院教務委員会において、どのような形態で授業評価を行っていくかについて検討中である。

(3) 国内外における教育・研究交流

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

【現状の把握】

本研究科では、国際化への対応と国際交流の推進に関する明確な基本方針は定めていない。しかし本研究科は、「大学間の交流に積極的に取り組み、国際交流を図る」という本学の方針にそって、積極的に交際交流を推進している。本研究科の生物生産、バイオテクノロジー、資源・環境関連分野における世界的な研究成果を活用して、アフリカ、東南アジアをはじめとする開発途上地域の開発・発展に寄与すべく国際交流を推進している。本研究科は、国際学術交流を通じて、タイ、マレーシア等の水産養殖産業の発展に貢献している。本研究科は教員が外国で行なわれる国際学会や国際機関の会議で講演・発表・参加することを推進している。そして毎年多くの教員が国際学会で講演・発表・参加している。

【点検・評価】・【将来への具体的方策】

アフリカ、東南アジアの開発途上国と積極的に国際交流を行ない、その地域の開発・発展に寄与しているのは評価できる。しかし、国際交流に積極的に取り組んでいるのは一部の大学院担当教員で、交流内容も偏った分野に限られている。これは本研究科が国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針を明確にたてることなく、一部教員が独自に海外の大学・研究機関と積極的に交流を推進していることに原因がある。本研究科として適切な国際対応活動、交際交流を行うにはまず国際対応と国際交流の目的を明確にして、すなわち基本方針を明確に定めて、本研究科として必要とされる国際対応活動、国際交流を推進しなければならない。

- ・国際レベルの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状の把握】

本学は教員が国際学会や国際機関の会議での講演・発表する際、1回に限り費用を負担している。この制度により、本研究科の多くの教員が、毎年、国際会議に参加し国際交流を行っている。本学の「近畿大学海外研究・出張規程および国内研究・研修員規程施行規則」を定めて、教員が海外に留学・研究を行う際に経済的支援を行っている。この制度を利用して農学部では毎年1名の教員が海外留学を行っている。開発途上国からの留学生が毎年1～2名入学してきている。

【点検・評価】・【将来への具体的方策】

本学が、年1回に限り国際学会や国際機関の会議への参加費用を負担してくれる制度を利用して、毎年多くの教員が国際会議に参加して国際交流を行って本研究科の教育・研究レベルの向上させていることは評価できる。農学部は6学科より構成されているので、各学科の教員一人が、本学の海外留学規程により留学できるのは6年に1回である。留学の成果が最も効果的にあがる留学時期が存在する。この適切な時期に留学できるように、農学部（本研究科）の留学定員を毎年6名（各学科毎年1人）に増員することが望ましい。教員の国際交流は活発に行われているが、大学院生の国際交流は停滞している。海外からとくに発展途上国からの留学生が毎年1～2名というのは、本研究科の優れた農学分野の研究成果を国際的に流布・活用するためには少なすぎる。1人当りの年間平均所得が低い国々の留学生にとって、日本の生活費と本学大学院の授業料は極めて大きな負担となっている。長期滞在の外国人留学生・研究者のための国際交流会館や宿舎をさらに充実させる必要がある。本学は外国人留学生・研究者に対し

て経済的負担の軽減措置等講じて、外国人留学生・研究者の受け入れを推進すべきである。本研究科では農林水産関連分野で世界をリードする数多くの研究業績があるので、開発途上国からだけでなく、先進国からの留学生の受け入れも推進して、世界中で本研究科の研究成果を広め活用すべきである。

タイ国のチェンマイ大学とチュラロンコン大学、中国南京林業大学、マレーシア国サバ大学および韓国麗水大学と学術交流協定を結んで農林水産学分野の研究で相互交流している。

特別に外国人研究者の受け入れの制度は設けていない。国際的に活躍している教員が外国人研究者を受け入れているが、その人数は極めて少なく年に1～2名である。

多くの教員が毎年国際学会や国際機関の大会・会議で発表・講演している。また、外国雑誌に毎年本研究科の教員の論文が数多く掲載されている。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段獲得のために、特別な配慮はしていない。国際言語としての英語の重要性を考慮して、教授、助教授、講師昇格時に必要な英文の論文数（教授と助教授2報、講師1報）を定めている。しかし、この制度はその教員の英語力を見定めるのに機能していない。その人物の英語力を適正に判断できるものに改定する必要がある。国際的コミュニケーション手段としての英語の習熟は各人の努力にまかされている。毎年多くの教員が国際学会・会議で発表・講演し、数多くの英語論文が外国雑誌に掲載され、少なくない外国人が本研究科を訪れて交流していることから、本研究科においては、英語力を上達するための特別な配慮を行う必要はないように考えられる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

- ・修士、博士の各々の学位授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状の把握】

本研究科においては、大学院設置基準、本学学位規程に基づき、博士前期課程（修士課程）ならびに博士後期課程の修了要件を定めている。すなわち、本研究科博士前期課程においては2年以上在学し、専門分野に係わる講義科目6単位、演習4単位、実験または調査12単位を必修し、専修科目以外の科目と合わせて、講義科目14単位、演習4単位、実験・調査12単位、合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、指導教授が認めた本学他研究科または他専攻において修得した科目については、6単位を限度として、修了単位数に加算することができる。また、博士後期課程にあつては、3年以上在学し、博士課程担当教授として認定された専修科目指導教授による研究指導を受け、講義科目4単位、演習6単位を選択必修し、博士前期課程修得単位数を含めて合計40単位以上を修得しなければならない。なお、課程博士にあつては、審査機構をもつ学会誌等に筆頭者として英文1報以上の論文発表があること、また論文提出による学位請求論文では3報以上（うち英文2報以上）発表実績があることが論文提出の前提条件となっている。過去5年間で、修士の学位取得者は275名、博士の学位取得者は50名（課程博士33名、論文博士17名）である。

【点検・評価】・【将来への具体的方策】

本研究科の学位授与基準ならびに学位授与状況は、わが国における一般的水準を満たしていると考えられる。学位審査にあたる主査は、選考に関わりなく、その論文の内容審査に最もふさわしい副主査を専任して、提出論文の詳細な審査を行うので、極めて適切な論文審査が保証されている。より効果的に学位論文審査を行うためには、入学時に主査・副主査・副査を決定

し、より広い専門的立場から教育・研究指導を行うことが望ましい（カンファレンス制度の設置）。

- ・学位審査の透明性・客観性をたかめる措置の導入状況とその適切性

【現状の把握】

修士論文に対しては、研究科より選ばれた審査委員〔主査1名（通常専修科目の指導教授）、副主査2名（関連分野の教授、助教授）、必要に応じて副査を加える〕が論文の査読、面接試問、研究発表会の開催を通じて審査を行い、専攻会議の内定を経て、その結果を研究科委員会に計って、過半数の同意により決定している。博士論文に関しては、ほぼ同様に構成された審査委員により、論文査読、面接試問、公聴会を通じて審査を行い、専攻会議の内定を経て、研究科委員会で審議された後、投票により可否を決定している。さらに、修士論文、博士論文ともに、全学的機関である大学院委員会において審議が行われ、最終的に学位授与が決定される。修士論文の審査の前提条件として、しかるべき学会での発表を義務付けている。課程博士においては、審査機構をもつ学会誌等に筆頭者として英文1報以上の論文掲載があることまた論文提出による学位請求論文では3報以上（うち英文2報以上）発表実績があることが論文提出の前提条件としている。

【点検・評価】・【将来への具体的方策】

学位審査は、定められた学位規定・手順にしたがって厳格に行われており、学位審査の透明性・客観性は保たれていると考える。本研究科は広く学際的な専門領域を網羅しているので、学生の志望分野がだんだん多様化してきており、研究科の教員だけでは、十分な学位論文の審査が難しくなりつつある。学位審査の透明性・学位への信頼を高めるために、専修科目指導担当者と研究科内の関連研究者を審査員とする制度について再検討し、他大学院や他研究機関からの審査が可能な制度を構築する必要があると考えられる。

本研究科として、留学生の学位授与のために特別な配慮措置は講じていない。指導教授およびその研究室が中心になって、日本語指導、宿泊施設の確保等の配慮措置を行っている。

(8) 生物理工学研究科

【到達目標】

本研究科の理念と目的は生物、生体のもつ優れた各種機能のメカニズムと情報伝達の仕組みを研究し、その成果を生物工学だけにとどまらずコンピュータ・ロボットなど、種々の工学的分野に応用することで、それら分野に新しい研究開発を提供するとともに、自然界との共存、人間と調和する機器やシステムの開発を図っている。

上記の理念と目的に則り、修士（博士前期）課程の各専攻分野における研究能力および専門的職業能力の養成の目的・適合性に合致した教育を進めている。また、博士後期課程では、研究者および高度専門的職業従事者として自立できる研究教育を進めている。

【現状の把握】

このような本研究科の理念と目的を達成するため、博士前期課程として生物工学専攻および電子システム情報工学専攻が、修士課程として、機械制御工学専攻が設置されている。さらに、大学院博士後期課程に生物工学専攻および電子システム情報工学専攻が設置されている。本研究科の理念・目的は学校教育法第65条の趣旨と一致しており、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に準拠している。

平成18年度の修士（博士前期）課程在学者97名、博士後期課程19名のうち、それぞれ95名および15名は生物理工学部学士課程からの進学者である。生物工学専攻では、博士後期課程に社会人学生3名、博士前期課程に外国人留学生1名が在籍している。また、平成16年度より岐阜県畜産研究所との連携大学院を設置している。

生物工学専攻では、21世紀COEプログラムや平成16年度からの岐阜県畜産研究所との連携大学院により、極めて創造的な教育プログラムを推進している。また、先端技術総合研究所内には、遺伝子工学・発生工学技術を産業利用し、遺伝子改変マウスの作製を受託するジーンコントロール株式会社が設置されており、高度な職業人の養成にも寄与している。また、電子・機械系の専攻では生物学・工学の融合研究を鼓舞すべく、生物機能に学ぶテクノロジー教育に力を注いでいる。

研究教育の成果は、博士前期（修士）課程にあつては修了年度末に公聴会という形で科内公表され、教員が率先して質疑応答を行い在学学生に刺激を与えている。学位の授与に当たっては査読つき国際誌への掲載、主査・副主査・副査での審査、公開の学位論文発表会での発表と質疑応答により、総合的に審査しており、透明性と客観性を高めている。留学生への学位審査においては、学位論文は英語とするが、学位論文発表会は、日本語による発表と質疑応答とし日本語の適切な教育指導を行っている。

【点検・評価】

（改善状況）

生物工学専攻では、平成14年度選定の21世紀COEプログラムや平成16年度設置の岐阜県畜産研究所との連携大学院により、基礎研究に加え、社会に役立つ研究を目指して高度な研究教育を推進している。

上述のとおり博士前期課程に関しては、当該研究科が、ほぼ学士課程における教育内容の高度化を達成しつつあることは明らかである。博士後期課程に関しては、在学者19名のうち、前期課程からの進学者は14名であり、一貫した研究・教育システムを提供していることは明らかである。また、博士後期課程には3名の社会人入学者がいるが、専攻内容との適合性を十分審

査した上で入学を許可したものである。平成 18 年度までの学位授与者は 6 名（生物工学専攻 3 名、電子システム情報工学専攻 3 名）であり、全員が博士前期課程 2 年・博士後期課程 3 年で学位を授与されていることから、博士課程の教育システム・プロセスは適切といえる。

社会人学生に対しては、業務における研究内容が課程における研究内容と合致していることをあらかじめ十分検討した上での入学許可であるため適切な研究教育指導となっている。外国人留学生に関しては、入学試験時に課した専門性に関する能力評価はもちろん、日本語能力と外国語（英語）能力が十分高い評価であったことから、入学後も十分な教育研究指導がなされている。

平成 17 年度には、21 世紀 COE プログラムと共同で、連携大学院・21 世紀 COE プログラム合同サマーセミナーを岐阜県高山市・世界生活文化センターおよび畜産研究所にて 1 泊 2 日の日程で開催し、生物工学専攻博士前期・後期学生 27 名、生物工学専攻教員 7 名および畜産研究所の客員教員 3 名が参加した。以上のように非常に体系的かつ適切な教育を推進している。

就職状況に加え、人材育成の成果を端的に示すものとしては、生物工学専攻では、卒業生が熊本大学医学部助手として 1 名、本学医学部助手として 2 名、電子システム情報工学専攻では、神奈川工科大学情報工学部助教授として 1 名、立命館大学 21 世紀 COE 研究員として 1 名が活躍していることがあげられる。高度な研究教育指導がなされていると自負できる。また、電子システム情報工学専攻の修了者には、研究と関連する分野でベンチャーを起業した者もいる。

国際化への対応と国際交流の推進についてはすでに述べてきたように、生物工学専攻における 21 世紀 COE プログラムは、元来、国際的研究教育拠点形成として選定されているため、海外大学教授を客員教授としていることや平成 14 年度から毎年複数名の著名な外国人研究者を招請しシンポジウムを開催するなど短期的な国際交流に関してはきわめて積極的である。

（長所と問題点）

本研究科が 21 世紀 COE 拠点到選されたことを機に、中心に岐阜県畜産研究所との間での連携大学院が設置され、学生派遣などにより教育の厚みが増した。また、外国人研究者を招いた COE シンポジウムにおいて原則として大学院生全員をポスター発表させるなど、学外および国際研究教育交流を積極的に推進していることは本研究科の特色といえる。ただ、これらの活動は生物系を中心に行われており、電子・機械系においても同様な展開が行われる努力が必要であろう。

なお、学外および国際交流をハード面で支える、招聘研究者や共同研究者の宿舎に供する目的で岩出市内にマンションの一室を借り上げている。しかしこれは短期滞在者の用に供する目的のものであり、長期滞在者に対してはまだ充分な対応ができていない。また、外国人留学生に関しても国際交流の専門施設がないため、大学院として十分な対応ができず、当該教員の個人的指導、負担に頼らざるを得ないのが現状である。検討すべき問題点といえる。

（目標達成度）

本研究科の博士前期・修士課程においては、学部の教育課程における教育内容の高度化を達成しつつあることは学生の充足率から明らかである。博士後期課程に関しては、在学者 19 名のうち、博士前期課程からの進学者は 14 名であり、一貫した研究・教育システムを提供していることは明らかであり、また、博士後期課程の 3 名の社会人入学者は、専攻内容との適合性を十分審査した上で入学を許可したものである。平成 18 年度までの博士の学位授与者は 6 名（生物工学専攻 3 名、電子システム情報工学専攻 3 名）であり、全員が博士前期課程 2 年・博士後期課程 3 年で学位を授与されていることから、博士課程の教育システム・プロセスは適切といえ

る。

【将来への具体的方策】

博士前期課程は順調に充実しつつあると云える。これからの課題としては、博士後期課程の充実であると考えられる。奨学金制度の充実、国際交流の活発化などに一層努力することが必要である。さらに、研究科と地理的に近い先端技術総合研究所（海南省）などとの一貫した研究教育体制をより強固にする。

このような基本的な理念に則り以下のような課題に取り組む。

教員の教育・研究指導方法の改善の組織的取り組み：専攻間の有機的共同研究体制については、研究費の共同研究に対する推奨的配分などで一応確立されているといえる。今後は、教育面での相互性を拡大してゆくことが求められるであろう。すなわち、合同でのシンポジウムやセミナーを企画することで互いの教育、研究指導方法の改善を行う。

学生の授業評価：体系的な授業評価は行っていないが、教員との個別面談により評価を受け、授業改善を進める。

学生満足度の調査：体系的には行っておらず、卒業生や雇用主からの評価も含め今後検討すべき課題である。

(9) システム工学研究科

(1) 教育課程等

1) 大学院研究科の教育課程

【到達目標】

本システム工学研究科では、教育目標を達成するために、専門性に沿って教育課程を適切かつ体系的に編成し、さらに、学術研究の進歩や文化の多様化、科学技術の高度化等の動向にも十分に配慮したカリキュラムを構築している。また、研究者に必要な教養や倫理観の涵養にも十分に留意するとともに、実践力を涵養することを目標としている。

また、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項を遵守している。修士課程、および博士課程においては、それぞれの「教育理念・目的」に留意して、それにふさわしい授業科目を配置し、教育研究の指導を行うことができるよう目標を定めている。また、これらのことを実践するために、他クラスタの授業科目を履修することを義務付けている。

さらに、学部と大学院を一貫させる形でカリキュラムを構成し、学部で基礎的専門知識と考え方を修得させ、大学院で応用能力と実践力を身に付けさせる教育内容をカリキュラムに盛り込み教育することを到達目標としている。

以上のように、当該研究科の教育目標を達成し、十分な成果をあげうるような教育・研究指導内容を整備することを目指している。

特に、生物化学システムクラスタでは、化学とバイオが関わる「広い視野にたつて精深な学識を授ける」ため、学部を通しての基礎化学的理解と基礎生物化学的理解をさらに強化しながら、これらの知識を活用して化学とバイオの両面で探求・研究能力を養成できるカリキュラム構成を目標としている。

また、前期課程の研究テーマに関連したテーマで、後期課程において研究を継続する道が開かれており、就学を希望する前期課程の大学院生に対しては継続して博士（後期）課程での確実な学位取得と就職を実現出来る教育およびサポート体制を目指している。

建築都市システムクラスタにおいては、理念・目的で述べたように、「環境開発理論の確立」を目指しており、快適で質の高い人間的環境を創造する建築・都市計画と、環境制御や省エネルギーシステム等を技術的に提案する能力ある人材に養成することを到達目標としている。

また、システム工学研究科博士後期課程を目指せるように、建築構造システム学特殊研究と建築人間環境特殊研究を設けており、博士前期課程の建築構造システム学特論と環境構成材料学特論の学生に進学の道を開くことを到達目標としている。

機械システムクラスタにおいては、専門分野に偏らず広い視野に立って精深な学識を授け、機械システムに関わる高度な研究能力などを養い、「現状の把握」、「問題の分析」、「問題解決手段の考案と実践」、「結果の評価・検討」が行える能力を養成する。

また、博士後期課程では、博士課程前期での考究をさらに発展させ、深く探求するに必要な知識を修得するに適切なカリキュラム構成を行っている。

【現状の把握】

本研究科の教育にあたっては、学位論文の作成等に対する研究指導とともに、授業科目の授業によって行っているが、本研究科の教育目標や学問分野、研究領域の体系を考慮して、個々の学生の教育を行っている。また、各クラスタの教育課程の編成にあたっては、受け入れる学生の学部教育内容、教育水準についても配慮している。

特に、生物化学システムクラスタでは、学部教育との一貫教育を配慮しながら、「広い視野にたつて精深な学識を授ける」ため、無機化学分野、有機化学分野、環境化学分野、生命化学分野の物質化学にかかわる広い分野の科目を設置している。

建築都市システムクラスタにおいては、「環境開発理論の確立」を目指しており、快適で質の高い人間的環境を創造する建築・都市計画と、環境制御や省エネルギーシステム等を技術的に提案する能力ある人材に養成することを目標としている。このため教育課程には環境計画理論、制御技術などの構造システム開発を基本におく構造理論、及び建築材料の開発を基本と置く建築材料工学等の中間的な領域の授業科目で構成されている。

機械システムクラスタは、学部二学科の上に設置されており、学科での教育と密接な関連を持たせて、機械系と制御系に関連したコア科目と関連科目によりカリキュラムを構成することにより、機械と制御に関する広範な知識を教授する講義科目を設置している。

電子情報システムクラスタは、工学部の2学科（電子情報工学科と情報システム工学科）に基礎を置いている。電子情報工学科と情報システム工学科は共に情報という共通項目があり、科目内容も共有できる面が多いことを考えるなら、クラスタの教育内容は両学科の教育内容と一部重なり、それらを含んでいると考えられる。

博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う博士課程の目的に適合する教育課程を設けている。時代とともに変化する複合的課題に対応できる教育・研究体制をとり、研究分野、研究単位ごとのクラスタの垣根を越えた幅広い学識を養い、システム工学の実学を体得し、民間研究機関等での研修や実習（インターンシップ）を行うシステム工学特別研修や、様々な分野で柔軟に対応できる能力を育成し、複数の領域にわたる知識を活用できる能力を養うために、教員、学生、外部研究者、技術者とグループを組んでプロジェクト研究を行うプロジェクト研修制度を導入している。

【点検・評価】

（改善状況）

＜修士課程の履修方法について＞

- ・ 原則として本課程に2年以上在学し、「クラスタ科目」の授業科目の中から選定した1科目講義4単位と特別研究Ⅰ、Ⅱの合計16単位（これをその学生の専修科目とする。）を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目（「関連科目」の2区分以上の履修を含む）から講義14単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。
- ・ 学生は専修科目を担当する教授を指導教授とする。さらに、指導教授と協議のうえ副指導教員を選定し、その副指導教員を加えた複数指導教員による研究指導を受けなければならない。

＜修士課程の修了要件について＞

2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって修士課程を修了したものとする。

＜博士課程の履修方法について＞

- ・ 履修方法は、原則として本課程に3年以上在学し、「特殊研究」の授業科目の中から選定した1科目6単位（これをその学生の専修科目とする。）を必修し、さらに「関連科目」の授業科目の中から4単位以上、合計10単位以上を修得しなければならない。

- ・ 学生は専修科目を担当する教授を指導教授とする。さらに、指導教授と協議のうえ副指導教員を選定し、その副指導教員による研究指導を受けなければならない。

＜博士課程の修了要件について＞

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって博士後期課程を修了したものとする。

なお、生物化学システムクラスタの教育課程は、理念目標を達成できるように編成されており評価できる。具体的には物質化学や生命科学の根源に関連した精深な知識を得る科目から、将来の科学技術の発展が期待される化学と生物学との境界領域に関連した科目までが開講されており、広い視野に立った精深な学識が授けられるようになっていることは評価される。

さらに、博士前期課程の研究テーマに対応した後期課程の特殊研究が開講されていることは、より精深に研究をすすめることができる点で評価される。

建築都市システムクラスタにおいては、博士前期課程の上に後期課程が開かれていることは評価できる。建築・都市を取り巻く環境は国際化の傾向にあり、今後これに対応する教育課程の大幅な見直しが予想されるが、本クラスタの理念・目的に沿って新しい概念を持つ上記諸分野の授業科目は、高度な総合的判断力と専門技術力を養うためには非常に重要なことであるとの考え方は継承すべきであり、評価されるべきである。

機械システムクラスタの教育課程は、機械工学科と知能機械工学科の学習内容に基礎を置き、かつ、分野横断的な教育研究を実現して広範な分野で活発な研究活動を可能とし、多様な人材の育成を行うように編成されている。また、学部のカリキュラム改定に対してその都度カリキュラムを見直すことはしていないが、受講生の理解度を把握しながら講義内容の難易度を調整するなどにより、適切な対応をしている。

電子情報システムクラスタにおいては、さらに「広い視野」を確保するため、他クラスタで設定した科目の履修単位を修了単位に含めることができるようにしている。

また、基礎とする学科（電子情報工学科、情報システム工学科）における教育内容の学修を基礎としたカリキュラムを構成しているため、適切であると判断している。

（長所と問題点）

それぞれのクラスタにおける講義科目、専修科目以外の授業科目に加えて、「関連科目」の2区分以上の授業科目の履修をするように規定していることは長所である。このことによって、広い視野に立った精深な学識、研究能力を培うことができるものと期待している。さらに、システム工学の実学を体得するために、民間研究機関等での研修や実習（インターンシップ）の研修制度を導入しています。さらに、複数の領域を理解し、その知識を活用できる能力を養うために、教員、学生、外部研究者、技術者とグループを組んでプロジェクト研究を修得単位として認めている。また、学部・大学院の教育内容は一貫性のあるカリキュラム構成となっている事が長所である。

特に、生物化学システムクラスタにおいては、広い範囲の学問分野を学べるように授業が配置されており、選択必修および選択科目として開講されているため、学生が研究の必要性から、あるいは自ら興味のある専門分野を選択して履修できることは長所である。

建築都市システムクラスタにおいては、規制緩和、グローバル化、情報化に晒され極めて流動的な建築界においては、理念・目標を堅持しながら教育課程の内容を時流に沿って変更していることは評価できる。高度の建築計画・都市計画の教育・研究をするための基礎力が不足し

ている。一方、構造・材料・環境系の学生は逆に建築・都市計画系の基礎理論の不足が目立つ。

機械システムクラスタにおいては、特別研究の成果を学会で発表させ、研究水準の維持と内容の社会的水準の評価を行う点は長所である。問題点は、大学への就学人口低減に伴う学生の基礎能力の低下に対する教育プログラムの備えが不十分であることと、エネルギー変換や機械製造に伴う環境対策分野を機械設計に取り込むための教育・研究の不足が目立つことにある。

電子情報システムクラスタにおいては、大学院生の多様な教育ニーズから多様な科目が履修できるよう配慮しているが、これが広い視野を確保につながる利点ともなるが、その反面、講義中に時に基礎的な知識が不足する大学院生の指導の追われることもある。

博士後期課程においては、個々の指導教授による研究指導は早期に高度な研究を遂行することができることは長所であるが、個々の研究テーマに関する研究指導はそれぞれの指導教授が直接あたっているため専門分野が限定されることは否定できない。また、教育・研究の成果は研究室で定期的に行われる中間発表会、研究会を通じて確認され、最終的には成果を学会発表してたえず外部の評価を受けるようにしており、その過程を通じて人材の養成が図られていることも長所である。

(目標到達度)

それぞれのクラスタにおいては、当該研究科の教育目標を達成し、十分な成果をあげうるような教育・研究指導内容を整備することを目指して努力しており、その目標は十分に達成できていると判断している。

生物化学システムクラスタにおいては、広い範囲の学問分野を学べるように授業が配置されており、選択必修および選択科目として開講されており、目標を概ね達成されている。

また、現在での博士後期課程修了生が2名ではあるが、継続して在籍者を確保しており、目標は概ね達成されている。

建築都市システムクラスタにおいては、博士前期課程の建築構造システム学特論と環境構成材料学特論の学生に進学の道を開くことが到達目標であるが、現状は【到達目標】で書いたように平成16年度に工業技術研究科博士後期課程システム工学専攻時に一名の博士後期課程修了生を輩出し目標は達成している。

さらに、カリキュラム内容は学部と合わせて6年間教育としての大学院にふさわしい教育内容を身につけさせることを到達目標としているのに対し、確かに学部で学んだ基礎専門の上に、2年間の大学院教育で専門知識が身につけてきている。

機械システムクラスタの博士前期課程では機械工学に関わる広範囲な講義科目とコア科目を備え、複数指導教授制の実施、他専攻開講科目の自由履修システムの採用、などによりおおむね目標を達成している。また、大学院のカリキュラムは学部での学習内容に基礎をおくが、大学院での講義が少人数教育であるので、受講生の学部での修得内容に応じてシラバスに示される範囲内で柔軟に対応し、常に改善する姿勢がとられている。

【将来の具体的方策】

現在、学年進行中であり、特に、問題点は見当たらず、本研究科の教育課程の成果が期待されている。完成年度にさらに改善・改革に向けた方策・提言を行う予定である。

特に、生物化学システムクラスタにおいては、大学院のカリキュラムと学部のカリキュラムとの整合性を継続的に検討するシステムが必要である。また、それに伴い大学院の講義のシラバスを充実させ、到達目標と合わせ、早急に開示する必要がある。

指導教員、副指導教員が大学院生とよく話し合い履修指導することにより、将来の希望する

進路に合わせた履修指導をすることが効果的であると考える。

建築都市システムクラスタにおいては、基礎的な判断力を持たせるように教育をすると共に選択科目の履修指導を徹底する必要がある。開講科目や授業内容もやや狭い分野を強調した教育研究に陥っており、全体的に内容・資質を高めていくためのシステムの構築と教員同士が研究を相互に融合した合同プロジェクトの形成を図ることが必要である。

機械システムクラスタにおいては、一部のコア科目と担当教員数のアンバランスの是正、修了者の意見を専攻運営に生かす体制の確立、国際化に適応できる機械技術者の養成など時代に即した教育課程の見直しを行うことが必要である。

電子情報システムクラスタにおいては、適切な大学院生への履修指導の徹底が必要で、また担当教員の教育力の向上も求められている。

博士後期課程においては、指導教授と副指導教員による複数指導制を定着させ、幅広い分野にわたる課題の解決能力、研究能力の育成にむけて、民間研究機関等での研修や実習（インターンシップ）を行うシステム工学特別研修や、様々な分野で柔軟に対応できる能力を育成し、複数の領域にわたる知識を活用できる能力を養うために、教員、学生、外部研究者、技術者とグループを組んでプロジェクト研究を行うプロジェクト研修制度を積極的に促進すべきである。

2) 単位互換、単位認定等

【到達目標】

本研究科では、広島県内の大学等、および本学園の他研究科間との単位互換制度の導入を目指している。

【現状の把握】

現在、広島県の27大学（短期大学、高等専門学校含む）との間で、大学院の単位互換制度を導入している。また、この単位互換制度の他に、専修科目の指導教授が当該学生の教育、研究上特に必要と認めて、他の研究科又は他の大学院から修得させた授業科目（講義）の単位は、10単位を限度として所定の単位数に充当することができる制度を導入している。

【点検・評価】

（改善状況）

若干の学生がこの制度を利用しているが、特別な条件化にある学生には、有益な制度である。受講学生が少ないので、今後改善すべきである。

（長所と問題点）

制度としては、学生にとっては、他大学の授業を受講できること、あるいは他大学の学生とのふれあいができる有益なものである。受講生が少ないのが、問題点である。

（目標到達度）

単位互換については、課程の目的と専門性の要請をよりよく充たし、教育研究の多様化、活性化を図るために大学院間の単位互換を推進しており、大学院間の連携・交流が可能なシステムを構築している。

【将来への具体的方策】

この制度は、従来から導入されているが、特別な一部の学生以外には、あまり有効に利用さ

れていない。今後、このシステム下にある他大学の受講は、学生のプラス思考に繋がると考えられるので、学生にその趣旨を説明、推奨できる方策を講じていく。

3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の把握】

社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮は行っていない。しかし、教育研究においては、指導教員がきめ細かな指導を行うようにしている。

【点検・評価】

(改善状況)

社会人学生、外国人留学生とも、現状では人数が少ないために、指導教員による教育研究指導がきめ細かに行われている点は評価できているが、大学および大学院としての体系的な教育上の配慮はほとんどなく、改善の必要性がある。

(長所と問題点)

社会人学生については、本務の会社における研究開発、あるいは仕事があるために、研究を遂行する上で支障が伴う点が問題である。また、留学生については、言葉の問題、経済上の問題などがある学生もいるため、これらに十分に対応できる態勢とはなっていない点は問題である。

【将来への具体的方策】

今後は、社会人学生に対するカリキュラム上の配慮、外国人留学生に対する日本語教育と併せて英語による講義の導入など検討する必要がある。

4) 研究指導等

【到達目標】

生物化学システムクラスタにおいては、専修科目に関連した専門的研究の実施によって得られた成果を大学院修了時に修士学位論文としてまとめ、修士学位論文公聴会にて発表することを義務付けている。また、国内外の学術機関に公表することを奨励している。

建築都市システムクラスタにおいては、教育課程で建築計画から建築構造まで幅広い専門知識を学び取り、それを修士論文作成時の研究内容における洞察力を高めることを到達目標にしている。

さらに、各指導教員1名につき院生は2～3名であり、各院生はほぼ個人に近い状況のもとで研究指導体制が行われており、その成果は定期的刊行物である学内紀要や学会発表等で公表することを到達目標としている。

機械システムクラスタにおいては、専修科目に関連した専門的研究を実施して、その成果を大学院修了時に修士学位論文としてまとめ、修士学位論文公聴会にて発表することを義務付けている。また、国内外の学術機関に公表することを奨励している。

さらに、博士前期課程の2年間に渡り、指導教員1名と副指導教員1名からなる研究指導体制を実施して、徹底した研究指導にあたる。

【現状の把握】

生物化学システムクラスタにおいては、各担当教員により学生個別の専門研究の指導が行わ

れ、専門知識と研究技術の修得をめざしている。博士前期過程1年の後期に研究中間発表を行い、研究科の全教員により研究の進行状況等の確認が行われる。研究過程で得られた成果を修士学位論文としてまとめ、公聴会にて発表し評価を行う。

さらに、指導教員により個別に緻密な研究指導が行われている。中間発表で指導教員以外による進行状況等の確認があり、指導の見落としなどを防いでいる。

建築都市システムクラスタにおいては、教育課程で建築計画から建築構造まで幅広い専門知識を学び取り、それを修士論文作成時の研究内容における洞察力を高めることを目標にカリキュラムや各教員の講義内容になっており、教育研究指導は適切になっている。

また、学生に幅広い専門知識を学び取れるように、学部教育と併せて六年間教育課程として大学院教育課程を考えてカリキュラム構成を行っている。各指導教員は、学生の自主性に任せず履修指導を心がけている。

機械システムクラスタにおいては、大学院生にたいしてそれぞれの専修科目を選択させ、その専修科目に関連した専門的研究を指導教員と副指導教員の指導のもとで実施する。この研究過程において得られた成果を大学院修了時に修士学位論文としてまとめ、修士学位論文公聴会にて発表することを義務付けており、学位論文としての価値を主査・副査にて判定する。また、博士前期課程1年の後期において、研究の中間発表会を実施して研究内容の進展度や適切性を評価している。

さらに、それぞれの大学院生が特別研究を実施するにあたって指導教員1名と副指導教員1名からなる研究指導体制を実施している。これにより、研究を完遂するにあたっての複眼的視野が醸成され、研究課題を解決するための幅広い物の見方・考え方が育成されることを期待している。

電子情報システムクラスタにおいては、複数の担当教員の指導もと研究指導を行っており、常に複数の視点からの幅広い研究指導を行なっている。また、研究の進行状況を中間発表の形でまとめさせ、質疑応答を受けさせる形で、チェックを入れている。また、その基礎となる講義では電子から情報分野にまたがる先端的な科目を設け、学生の適性に応じた教育指導体制を整えている。

さらに、複数教員による研究の個別指導が行なわれており、研究遂行における多様な見方、研究成果に対する内容の深み、広さを与えることを目指している。また、研究指導においては、研究テーマの選定、研究の進め方についても、学生の意欲を強く配慮した指導を行なっている。

博士後期課程における研究指導の方法は、1人の主指導教授を含む複数指導教授制である。学生は日常的あるいは定期的なセミナーで研究の途中経過を説明し、意見を述べ、以後の方針を決定している。研究の成果は、積極的に学会で発表させることによって研究能力の向上に努め、査読のある学会誌への投稿を義務付けている。

さらに、博士学位論文の指導は専修科目を担当する教授が、マンツーマンによる個別指導を行っており、学位論文の研究テーマは指導教授の発想がもとになっている場合が多い。学生は日常的あるいは定期的なゼミで研究の途中経過を報告し、指導教授とともに以後の方針を決定している。研究成果は、積極的に学会で発表させると同時に、査読のある学会誌に投稿し、研究内容が学会から高く評価されるように努力している。

【点検・評価】

(改善状況)

生物化学システムクラスタにおいては、学生と指導教官の協議により研究課題が決定されており、個人の適性に合ったテーマが選ばれている。研究発表の機会を学内外で設け、研究者と

しての姿勢を育んでいる。教育では専門分野外の科目を多く履修する必要があり、専門に捕られない思考の形成に役立っている。

建築都市システムクラスタにおいては、各指導教員が少人数の学生をほぼ個人指導に近い形で行うことができるのは評価できる。しかし、各指導教員は1人で研究指導を行うので専門領域はどうしても限定されたものになる。

また、修士論文を仕上げるために学部教育から6年間教育課程で基礎専門から高い専門まで学ぶように構成されているので研究内容の把握力や洞察力が高まり、修士論文作成を容易にしているシステムの適切性は評価できる。

機械システムクラスタにおいては、大学院生それぞれの研究内容を修士論文としてまとめることとその公聴会における発表、ならびに中間発表に関しては厳格に実施されている。大学院生の研究課題立案からその論文作成に至る過程、ならびに口頭発表に関しては、専修科目の指導教員と副指導教員が適切なアドバイスをを行い、高度な機械システム工学を専門とする研究者・技術者として素養が育成されている。

電子情報システムクラスタにおいては、複数の指導担当による指導により幅広い視点からの研究を進めており、学生の取り組みにおける意欲向上、研究の深みの点では成果を挙げている。個々の大学院生は希望の研究分野の指導教員を割り当て、責任を持った個別指導を行っている。

さらに、論文作成の大学院生には個別的な研究指導が毎日行われており、充実している。

博士後期課程においては、厳しい学位申請資格要件を定めており、学位論文を作成するためには一定の研究業績を要求される。このため、学生に定期的に研究の途中経過を報告させ、学生は研究の成果を積極的に学会で発表するようになった。また、学位論文作成前に査読のある学会誌へ論文が掲載されるよう絶え間なく努力をするようになった。

また、副指導教員を1名以上選定して2名以上の複数教員による履修指導を行っている。学生は、関連科目の中から副指導教員の担当する2科目以上の講義科目を選択履修することにより、幅広い分野の課題の解決能力、知識が習得できるように履修指導していることは評価できる。

(長所と問題点)

生物化学システムクラスタにおいては、学部教育から研究科においても広範囲の専門カリキュラムが準備され、学生は専門科目の自由な選択が可能である。そのことは学生の特性を活かし、専門性を築き上げる条件となっている。研究科における指導は個々の学生に応じて行われ、研究活動においても個性が培われている。しかし、学生により基礎専門知識の修得や研究に対する熱意に差がある為、指導が困難である。

建築都市システムクラスタにおいては、大学院教育も含めて六年間教育としてカリキュラム構成を行っている点は長所である。しかし、上述のように学生自身の好みによって履修を行うものもあり、問題である。

また、教員の学生に対する履修指導によって幅広い専門知識を身につけさせることができ長所である。

機械システムクラスタにおいては、大学院生それぞれが、その研究課題の立案から実施、ならびに論文作成と公聴会での発表という一連の過程を経験するために、高度な機械システム工学を専門とする研究者・技術者としての自覚と姿勢を身に付けることができると考えられる。その一方で、研究成果が学内における評価と発表に限られるため、得られた研究成果の社会的評価や社会への還元が少なくなっている面がある。

電子情報システムクラスタにおいては、対象とする研究分野も幅広いことから、多様な履修

科目を設け、かつ複数の指導教員のもとでの指導を行なうことにより、基礎的な研究能力の育成させている。しなしながら、それぞれの科目で専門性も高く、学生それぞれが分野固有の基礎知識を有していない場合も多くある。

博士後期課程においては、専修科目は設定された研究課題についての「講義および演習」と博士学位論文の作成のための「研究指導」であり、これを複数教員で指導することは広く問題を発見する能力および解決の方法を考え出す能力が養われると考えられ長所である。問題点としては研究課題が深い専門領域では、副指導教授の評価・指導が行き届きにくい場合がある。

(目標到達度)

生物化学システムクラスタにおいては、研究発表の機会を有効に利用させ、その評価を活かして論文作成に結びつける姿勢を育んでいる。修士論文の作成は確実に行われているものの、修了時点で国内外に論文掲載を実現できているケースは十分ではないといえる。

また、指導教員は、学生をよく理解した上で研究指導が綿密に適切に行われており、概ね目標は達成されている。

建築都市システムクラスタにおいては、その到達目標を達成するために開講されているカリキュラムや各教員の講義内容も充実させており、それに伴う教育研究指導は適切になされている。

機械システムクラスタにおいては、大学院生それぞれの研究内容を修士論文としてまとめることとその公聴会における発表、ならびに中間発表、学会発表に関しては実施されている。

【将来への具体的方策】

生物化学システムクラスタにおいては、研究科も考慮に入れた学部教育カリキュラムの構築と研究科独自の教育の充実を図るべきである。

また、指導教員個人の担当科目数などの大学における負担を少なくすることで研究指導の時間を十分に確保できる事が予想できる。結果として、指導教員の研究能力や指導能力の向上が図れ、研究指導がより充実するものと期待される。

建築都市システムクラスタにおいては、各指導教員が学生の力量を見きわめながら、個々の学生の能力に応じて適切な履修指導を行って行くことが学生の将来に繋がることであり、必要である。

機械システムクラスタにおいては、研修を主体とした特修科目も設けられており、カリキュラムはますます多様化・学際化する傾向にある。

また、機械システム工学という幅広い分野の中で自らの専門領域を確立させることを目的とした特別研究を実施しているが、この研究指導にあたることのできる指導教授が限られており、特定の教授に集中することも多い。教員全体の研究能力の向上を図り、研究指導にあたることのできる教員をできる限り多くすることも重要課題である。

電子情報システムクラスタにおいては、できるだけ多くの教員に履修ガイダンスに参画し、その後の履修指導において適切な指導ができるように改善していく必要がある。

博士後期課程においては、大学院学生にそれぞれ自己の専門性を明確に把握させるための履修指導が重要な課題となる。研究を進めるに従って、専門分野への理解を深めてゆくためには、幅広い周辺分野の理解が必要であると大学院学生に理解させる必要がある。

(2) 教育方法等

1) 教育効果の測定

【到達目標】

当該研究科の教育目標を達成し、十分な成果をあげうるような教育方法の改善を目指し、入学時・進学時などにおいて適切な履修指導を組織的に行ったり、論文作成過程で必要に応じた適切な教育・研究指導を行うことに重点を置くことを目指している。

生物化学クラスタにおいては、講義形式の授業および研究指導に関して学生個々の研究内容に対する理解度や問題解決への取り組み方を指標として教育効果を測定する。担当教員それぞれの基準に従って成績を評価しているが、明確な基準を開示することを目標とする。

建築都市システムクラスタにおいては、教育効果を測定するために各教員のシラバスに沿った授業と各クラスタ教員自が行う試験によって、授業効果がどれだけあったのか、また、研究指導においては、各指導教授が行う授業の中で研究内容を発表させ、どれだけ学生が研究内容を理解しているかを各システムクラスタ教員が測定して、教育・研究指導効果を把握することを到達目標としている。

機械システムクラスタにおいては、学生がどの程度「問題発見・解決能力」を修得しているかを各講義における発表や報告書、また特別研究における報告書や研究発表などにより測定・評価するとともに、外部知識者の評価を取り入れて教育・研究指導の効果を測定することとしている。

電子情報システムクラスタにおいては、教育・研究指導の効果を測定するための到達目標としては次の3点を掲げている。①論文や各種資料を読みこなし、そこから問題点を発見する能力の育成。②論文をはじめとする文章にまとめる能力の育成。③発表できる能力の育成。

博士後期課程における教育効果をあげるためには、学生の学習意欲一層促進する適切な履修指導を行う必要がある。履修指導にあたっては、開設している授業科目の意義・内容を十分に理解させるために、入学時のオリエンテーション、および在学生についても年度初めの履修指導ガイダンス、個々の学生に対して、印刷物などを配布して履修指導を行っている。その際には、履修方法のみならず修了要件、学位授与に関する要件や規準もあらかじめ学生に周知させている。

【現状の把握】

生物化学クラスタにおいては、講義形式の授業については口頭試問、レポート提出、課題発表(プレゼンテーション)、および定期試験等の様々な方法での教育効果を測定している。一方、研究指導に関しては、クラスタ全体で1年次後期に中間発表会を、また2年次後期には修士論文公聴会を開催し、学生個々の研究内容に対する理解度や問題解決への取り組み方を指標として教育効果を測定している。

建築都市システムクラスタにおいては、教育効果を測定するために各教員のシラバスに沿った授業と各自が行う試験によって、授業効果がどれだけかをあつたかを測定する。また、研究指導においては、各指導教授が行う授業の中で研究内容を発表させ、どれだけ学生が研究内容を理解しているかを測定している。

機械システムクラスタにおいては、各講義において課題のレポートや発表、特別研究における研究成果の中間発表および修士論文発表の多数教員による評価、および学会等での口頭発表と外部学会員による評価により、教育・研究成果を測定している。

電子情報システムクラスタにおいては、講義科目については定期テスト、レポート提出、口

頭試問等様々な方法で教育効果の測定している。演習を伴う科目では、学生による発表、プレゼンテーション等を通して評価している。一方、研究指導については、1年次の後期に中間発表の義務化、学会発表、研究紀要への投稿の推奨を通じ、2年次には修士論文公聴会の開催を通じて研究指導の効果を検証している。

博士後期課程においては、学会発表を随時行わせるとともに、学術論文や成書を用いた定期的な輪読会・研究報告会を通じて研究内容の理解度などから教育・研究指導の効果を測定している。また、外国語（英語）によるプレゼンテーション能力は博士後期課程では必須能力であるため、国際会議等での発表、質疑応答の仕方での研究指導の効果を測定している。

【点検・評価】

(改善状況)

生物化学クラスタにおいては、講義の目的・内容がシラバスに明記されているため、教育効果の測定も適切に行うことができている。一方、研究指導に関しては、中間発表会から修士論文公聴会に至るまでの期間に、学生個々が着実に研究能力を身につけていることが明確に示されることから、教育効果測定の方法は適切であると評価できる。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員のシラバス配布によって授業内容を明確にさせ、学生が何をその中から学ぶかがハッキリしているので教育効果があり、学生があまり欠席しなくなったことは教育効果が適切であったことは評価できる。

機械システムクラスタにおいては、講義科目に関しては少人数教育であり、教育効果の測定法の良否を各担当者が検討しながら常に改善している。特別研究では研究室単位で研究活動の進捗具合を学生のアウトプットや研究姿勢など多方面から評価するよう測定法の改善に努めている。

電子情報システムクラスタにおいては、博士前期課程の2年間の間に、学会等で発表したり、工学部研究紀要に投稿することを努力目標にして指導し、それなりに成果を上げているといえる。また、1年次の後期には中間発表会を開催することになっている。

博士後期課程においては、設定された研究課題の目的に基づいて策定した研究計画に沿って論文作成、研究を進めるので指導教授がその過程において教育・研究指導の効果を測定することは容易となった。また、学会発表を義務付けているので、教育・研究指導の効果だけでなく、研究の進捗状況を絶えず測定できるようになった。

(長所と問題点)

生物化学クラスタにおいては、カリキュラム上、化学分野に加え生物工学分野の講義が開講されており、研究指導においても、これらを融合した領域での研究開発能力の養成が可能であるという長所を潜在的に持っている。しかし反面、異分野の領域の教育成果を適切に評価することが困難になるという問題点も内包している。

建築都市システムクラスタにおいては、シラバスで各授業内容がハッキリ示されていることはシラバス作成の長所であるが、授業内容がわかるが故に、その科目を敬遠して履修しないのは問題であり、履修指導で改める必要がある。

機械システムクラスタにおいては、学生の「問題発見」・「解決能力」の修得度合いを、学生のアウトプットにより直接的に評価している面が長所である。一方、学生の個性による差異や評価基準の絶対性に問題点が残る。

電子情報システムクラスタにおいては、元々電子情報工学科と情報システム工学科の2学科の上にできたシステムであり、それぞれの考え方の異なる教授による指導であり、それが長所

といえる。しかし、2学科の上にできたクラスタであり、学科の違いによる知識の差がややもすれば、教育の困難さを伴う。

博士後期課程においては、研究面では、得られた成果は指導教授と共同で口頭発表あるいは論文として公開することを申し合わせていることで適切性は保たれ長所である。また、博士後期課程では複数指導制を採用しており、多角的な視点から教育・研究指導上の効果が測定されていることは長所である。問題点としては、学位論文の審査の前後で実施される最終試験が形骸化の傾向にあり、効果の測定の尺度として不十分である。

(目標到達度)

生物化学クラスタにおいては、講義の目的・内容がシラバスに明記されているため、教育効果の測定も適切に行うことができている。一方、研究指導に関しては、中間発表会から修士論文公聴会に至るまでの期間に、学生個々が着実に研究能力を身につけていることが明確に示されることから、目標は概ね達成されている。

建築都市システムクラスタにおいては、各システムクラスタ教員が測定して、教育・研究指導効果を把握することを到達目標としているが、測定結果の次年度の教育内容に反映させており、目標は達成されている。

機械システムクラスタにおいては、教育・研究指導の効果の測定法としては目的をおおむね達成しているが、到達レベルについては未だ揺らぎ幅が大きいと考えられる。

【将来への具体的方策】

生物化学クラスタにおいては、研究の方向性や方法論が多岐にわたり、成果の評価にも多くの基準が存在する。そのため、講義や研究指導による教育効果を測定する方法も確立されているとは言えない。知識量や研究に費やす時間の長さもさることながら、問題解決能力や応用力などを客観的に評価するシステムの開発・改善を続けて行く必要があると言える。

建築都市システムクラスタにおいては、それらのことを無くするために、教育的な倫理観を植え付けて、建築・都市クラスタの学生には総合力が備わるように教育し、それを指導教員はチェックし、見直しを図っていくことが必要である。

機械システムクラスタにおいては、学部から進学して来る学生の基礎能力を均一化するための手法を考案することが必要と考えられる。また、学生による授業評価などを取り入れることも必用と考える。

電子情報システムクラスタにおいては、大学院の教育・研究指導の効果を測定する方法は確立していない。学部レベルまでは教育工学や教育学の観点から種々議論され、実践されつつあるが、今後は大学院まで含めた評価法の研究が必要と考える。そして、これらの研究成果を大学院に適用する必要がある。

博士後期課程においては、得られた成果は指導教授と共同で査読付きの学会論文誌などに採録されてはじめて論文としての価値が認められ研究の水準が保証されるため、将来も公開した研究成果の質と量によって教育・研究指導の効果を測定する尺度としたい。

2) 成績評価方法

【到達目標】

生物化学システムクラスタにおいては、評価方法、評価基準をシラバスに明記することを到達目標とする。

建築都市システムクラスタにおいては、各クラスタ教員に任せているが、授業最初に配布す

るシラバスによって、その授業の評価方法は知らせており、その基準を満たすことを到達目標としており、それが達成できれば単位を認定する。

機械システムクラスタにおいては、大学院生は複数の選択科目を履修することにより、専門性を備えた幅広い機械システム工学研究者・技術者として活躍できる資質を醸成することを目的としている。

【現状の把握】

生物化学システムクラスタにおいては、口頭試問、レポート提出、課題発表（プレゼンテーション）、あるいは定期試験等を課し、担当教員それぞれの基準に従って成績を評価している。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員に任せているが、授業最初に配布するシラバスに評価方法を知らせており、その基準にしたがって評価している。

機械システムクラスタにおいては、2年間にわたる特別研究4科目のほかに、エネルギー科学科目16科目に加え、関連科目39科目の選択科目を用意している。修士学位取得に必要な複数の選択科目の成績評価を定期試験、あるいはレポート提出により実施している。

電子情報システムクラスタにおいては、講義科目については定期試験の結果、レポート提出状況等により、担当教員が成績評価を行っている。大学院であるので受講生は数名程度であり、マンツーマン教育が展開されているといえる。

博士後期課程においては、査読のある学会論文誌への投稿を義務付けており、4単位の関連科目は、いずれも関連分野における文献研究など広範な学識に関するものであり、投稿論文の採否によって評価する成績評価法を採っている。

【点検・評価】

（改善状況）

生物化学システムクラスタにおいては、講義科目ではシラバスや講義開始時に成績評価の基準を学生に示している。しかし、評価を数値化するにあたり、絶対評価するための明確な基準や、その客観性の有無は全ての講義で点検されているとは言えない。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員のシラバスによって成績評価を決めているので、それについては評価できる。しかし、シラバスの外部評価を受けていないため、評価の基準に曖昧さが残る。それを外部評価受ける必要がある。

機械システムクラスタにおいては、履修選択科目に関しては、担当科目の教員が大学院生の出席状況と定期試験やレポートに見られる理解状況とから総合的にその資質向上を判断して可否を決定している。

電子情報システムクラスタにおいては、学部レベルのマスプロ教育に対し、大学院での少人数教育は評価できる。たんなる知識伝達だけでなく、人間教育について個々の学生それぞれの資質に応じた対応が可能である。

博士後期課程においては、4単位の関連科目では、関連分野における文献サーベイを中心とした講義が行われており、指導教授との連名で学会発表を義務付けるなど適切である。

（長所と問題点）

生物化学システムクラスタにおいては、どの講義や研究でも少人数教育が実践できているため、学生個々の学力や研究開発能力の向上について、評価することが可能となる長所を持っている。反面、教員の個性や価値基準に加え、さらには個々の研究テーマにおいて目標達成の難易度が異なるなど、学生の資質向上の状況を客観的に成績として評価することは困難となって

いる。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員の配布するシラバスで学生は何を学ぶかを事前に知ることができ評価できる。しかし、各教員のシラバスで示した成績評価は各自まちまちであるため、学生にとっては非常にわかりにくい成績評価となり問題である。

機械システムクラスタにおいては、大学院生は幅広い選択科目の中から自由に履修科目を組み合わせて修了に必要な単位数をそろえることができる。一方、選択科目の可否は担当教員個人の判断に委ねられているため、教員個人が合格と設定しているレベルに格差が生じる懸念がある。このため、大学院生の選択科目にたいする理解度が均一であるとは言い難い。

電子情報システムクラスタにおいては、学部レベルのマスプロ教育に対し、大学院での少人数教育は評価できる。担当教員の裁量で成績が評価されており、それはシステムの資質向上の状況を検証する成績評価法といえるものでないことは問題点である。

博士後期課程においては、学会発表を通して培われたプレゼンテーション能力、課題発見能力、問題点解決能力を研究者としての資質としており、これらの資質向上の状況を検証するために、学会発表を義務付けていることは長所である。反面、学会での成果発表のための旅費等の負担が大きいことは問題点である。

(目標到達度)

当該研究科の教育目標を達成し、十分な成果をあげうるような教育方法の改善を目指し、入学時・進学時などにおいて適切な履修指導を組織的に行っている。また論文作成過程で必要に応じた適切な教育・研究指導を行っており、目標は達成できている。

生物化学システムクラスタにおいては、上記に関して適切な指導を行っており、目標は達成できている。

建築都市システムクラスタにおいては、各クラスタ教員は授業最初に配布するシラバスによって、その授業の評価方法は知らせ、その基準が満たされれば単位を認定しており目標は達成されている。

機械システムクラスタにおいては、大学院生が自由に履修科目を組み合わせて修了に必要な単位数をそろえているため、幅広い知識・技術を得るという目標は概ね達成されている。問題としては、履修科目の理解度に個人差が残っている点である。

電子情報システムクラスタにおいては、大学院の評価方法は、学部のように点数で評価すべきでなく、将来高度な技術者として、その素質をいかに磨いたかを評価すべきであると考えている。

【将来への具体的方策】

生物化学システムクラスタにおいては、これまでの成績評価方法に加えて、講義および研究における専門性の違いによらない成績評価システムの構築が必要と考えられる。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員のシラバスを検討し、本クラスタ科目全体の系統的に整える必要がある。

機械システムクラスタにおいては、選択科目の可否判定は担当教員の個人的判断に任されている。本クラスタを修了する大学院生として最低限の資質を保証するシステムと客観的な判断基準の構築を行う必要がある。

電子情報システムクラスタにおいては、今後の課題として、講義を担当する教員と、演習担当教員、研究指導する教員の合議による成績評価システムの構築が必要であると考えている。

博士後期課程においては、学会発表を通してプレゼンテーション能力、課題発見能力、問題

点解決能力を付け、自立した研究者として育成するためには、学会発表を義務付けることは不可欠であり、今後も続ける必要がある。

3) 教育・研究指導の改善

【到達目標】

生物化学システムクラスタにおいては、授業改善に積極的に取り組み、教員間の交流を通して、大学院教育の改善案を個別に話し合う機会を多く持ち、組織的に取り組むことを到達目標としている。

建築都市システムクラスタにおいては、各クラスタ担当教員のシラバスは、学期始めに配布し、この授業では何を学ぶべきかを明確化することを到達目標においている。また、各クラスタ指導教授は、研究内容について学生に明確に把握するように関連教員にも協力を得て研究指導を行っている。

機械システムクラスタにおいては、教育・研究指導法の改善を目指す組織を設けるとともに、授業内容が詳しく明示されたシラバスを提供する。

電子情報システムクラスタにおいては、半年間あるいは1年間の講義の内容があらかじめ把握できるように詳細に記述されていることが到達目標であると考えている。

【現状の把握】

生物化学システムクラスタにおいては、学部教育の授業改善に積極的に取り組んでいるため、それらの成果は大学院教育にも生かされつつあると言える。また、教員間の交流を通して、大学院教育の改善案を個別に話し合う機会を多く持っているが、組織的取り組みには至っていない。授業内容はシラバスに示しているが、限られた字数であり概要に留まっている。

建築都市システムクラスタにおいては、各教員の授業内容については授業の最初に配布するシラバスによって何を教授するのかを明確にしている。また、各研究指導教授は、研究内容について学生に明確に把握するように関連教員にも協力を得て研究指導を行っている。

機械システムクラスタにおいては、大学院担当教員はすべて大学学部の教育・研究指導も実施しているため、学部においてのファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という）活動には参加しているが、大学院独自のFD活動は実施していない。また、機械システムクラスタ開講科目は概要のみであり、詳細なシラバスは整備されていない。

電子情報システムクラスタにおいては、学生に提示するシラバスは、300字程度の講義概要だけであるのが現状である。

博士後期課程においては、指導教授は必然的に博士前期課程において修士論文の指導に当たっている。FD活動等についても博士前期課程と変わるところは無い。

【点検・評価】

(改善状況)

機械システムクラスタにおいては、大学院担当教員は学部におけるFD活動を実施しているが、大学院単独のFD活動は存在しない。また、学部のシラバスは整備されているが、機械システムクラスタ開講科目のシラバスは整備されていない。

生物化学システムクラスタにおいては、各教員が学部教育とは異なる教育改善の必要性を感じており、一部個別的な試みがなされているが、組織的な取り組みには至っておらず、十分な点検がなされているとは言い難い。また、学生の講義選択の自由度が比較的小さいため、シラバスを活用する必要性にも乏しい。

建築都市システムクラスタにおいては、関連教員も協力させて学生の研究指導を行い研究内容の把握に努めていることは評価できる。しかし、研究の指導体制は個人の指導教授であり、複数指導体制にする必要がある。

電子情報システムクラスタにおいては、これまでのシラバスは不十分であると考えている。これでは学生はどのような講義や研究指導が行われ、どのように評価されるかもわからない状態である。

博士後期課程においても、事情は博士前期課程と変わるところは無い。

(長所と問題点)

生物化学システムクラスタにおいては、学生間、教員間、さらには教員と学生間の交流が多く、教育・研究指導方法の日常的改善を行いやすいことが長所である。しかし、大学院教育・研究のために充てる各教員の時間が学部教育に比して少なくなりがちである。また、大学院生および教員の絶対数が少なく教育研究レベルを高めるための環境・雰囲気作りが困難となっている。

建築都市システムクラスタにおいては、一人の指導教授のもとできめ細かい研究指導することが長所である。しかし、一人の指導教授のもとでは研究領域の幅が狭くなり、社会のグローバル化に対して対応しにくい問題点がある。

機械システムクラスタにおいては、大学院担当教員がすべて学部の FD 活動に参加しているため、教員の教育・研究指導方法の改善を促進する組織的な取り組みについての共通認識は持ち合わせている。一方で、大学院の教育・研究に特化した FD 活動にはなっていないのが現状である。また、機械システムクラスタ開講科目のシラバスが整備されていないため、大学院生が履修科目を選択する場合に授業内容を取り違えることが考えられる。

電子情報システムクラスタにおいては、これまでのシラバスは不十分であると考えている。これでは学生はどのような講義や研究指導が行われ、どのように評価されるかもわからない状態である。また、急速に進展する情報化社会に対応できるシラバスにする必要があると考えているので、固定化はかえって問題が残るとも考えている。その意味で、現行のシラバスは、柔軟に対応可能であるという長所があるともいえる。しかし、現行のシラバスはないに等しく、単なる講義概要であることは問題である。

博士後期課程においても、事情は博士前期課程と変わるところは無い。

(目標到達度)

生物化学システムクラスタにおいては、学部教育の授業改善に積極的に取り組んでいるため、それらの成果は大学院教育にも生かされつつあると言えるが、組織的取り組みには至っていない。授業内容はシラバスに示しているが、限られた字数であり概要に留まっている。

建築都市システムクラスタにおいては、各クラス他担当教員は、この授業では何を学び取るべきかを明確化しており、目標は達成されている。

機械システムクラスタにおいては、大学院独自の FD 活動組織はなく、学部の FD 組織をこれにあてている。詳細なシラバスの提示は行われていない。

【将来への具体的方策】

生物化学システムクラスタにおいては、専門分野が多岐にわたっているという特徴がある。これは、長所でもあり短所でもあるが、長所として大学院教育をさらに改善してゆくためには、従来通りの教育・研究指導システムに固持し続けることなく、常に新しい方式を模索していく

必要があると考えられる。たとえば、同一テーマに対する各専門分野からのアプローチを示すためのオムニバス形式の講義などの新設など、新たな講義形式も有効となろう。

建築都市システムクラスタにおいては、複数指導教授の体制に移行して、1人指導教授体制を改善し、もっと幅広く物事を捉えるようにすることが必要である。

機械システムクラスタにおいては、大学院の教育・研究内容を充実させるためには独自のFD活動を設ける必要がある。また、大学院生が履修内容の詳細を知ることのできるシラバスの整備を早急に実施する必要がある。

電子情報システムクラスタにおいては、半期科目なら15週分、通年科目なら30週分のシラバスを早急に整備する必要があると考える。また、評価方法も明示する必要がある。

博士後期課程においても、事情は博士前期課程と変わるところは無い。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の把握】

本システム工学研究科では、国際交流への対応は本校が締結している海外の大学を中心に行われてきたが、2001年度に当学部（建築学科）・研究科（建築都市クラスタが）独自に英国エジンバラ芸術大学（ECA：Edinburgh College of Art）と交換留学協定の締結を行い、毎年2種類のプログラムを実施している。

研究交流については、本学部教員の海外留学・海外出張者は全て研究活動を目的とする者であることから、その実績で概要を説明することができる。本学では「近畿大学海外研究・出張規程及び国内研究・研修員規程施行規則」があり、この規程により、教員の研究活動のための海外研究、海外出張が可能となっている。在外研究については、平成12年（2000年）度以降、毎年1名が海外留学を行った。研究先は、ニュージーランド・ニュージーランド大学 1年間、アメリカ・テキサス大学 1年間、オーストラリア モナシュ大学 1年間他であった。

以上のように、交換留学、共同研究、研究交流、在外研究など国際交流に関しては、積極的に実施している。

なお、建築都市システムクラスタにおいては、エジンバラ芸術大学との交流で相互に建築設計課題の集中演習を行う試みをしてきている。毎年秋および春の2回、1週間ずつ実施しているもので、秋には本校が、ECAからの学生を受入れ、当校において集中演習を行い、あわせて広島、奈良、京都等、新旧の日本の建築文化を紹介する。ついで、春には本校の学生がECAにおもむき、演習に参加するとともにエジンバラ、グラスゴー、ロンドン等を見学し、イギリスの建築文化にふれるという試みである。

そのほか、中国四川省西南科学大学の視察団を受け入れるなどの措置を行っている。

【点検・評価】

（改善状況）

国際交流に関しては、基本方針は明確には提示されていないが、共同研究や研究交流については、教員レベルで積極的に交流が行われており、評価できる。また、在外研究についてはほぼ毎年1名の教員が参加できる体制にあり、これらの積み重ねが国際交流の推進に役立つといえる。

現状ではエジンバラ芸術大学との緊密化は図られているが、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置は十分であるとはいえない状況にある。

(長所と問題点)

エジンバラ芸術大学との交流はすでに5年度にわたる実践を経て、実績もあり、このような特色ある交流があることは長所である。また、在外研究についても、ほぼ毎年1名の教員が参加できる体制にある点は長所である。しかし、海外との交換留学ができる大学は、まだ1校にすぎず、学生間の国際交流を活性化するには問題がある。

エジンバラ芸術大学との交換留学は、特色ある交流で、緊密化も図られており評価できる。しかし、他の交流に関しては、十分な措置は実施されていない。

【将来への具体的方策】

今後国際交流を推進するためには、交換留学可能な提携校を増やしていくとともに、大学院生などの国際会議への参加を促すなどの方策が必要である。また、工学部の国際交流委員会を中心に、今後の本研究科の国際交流のあり方についての提言を求めることも必要であろう。

工学部の国際交流委員会において「システム工学研究科の国際交流のあり方」についても検討を行い、これに基づいた措置をとることが必要と考えられる。

具体的には、①国際化の意識の高揚を図るための啓蒙努力を行う。②国際化教育に関わるカリキュラムの強化を推進する。③マルチメディア機器による教育設備の充実。④語学教育（ヒアリング能力の育成強化策）の見直し。以上の諸点について改善・改革を実施する必要がある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

1) 学位授与

修士および博士の学位授与は、修士・博士課程の目的を基礎に、本研究科の理念と目的に則って学位授与に関わるシステムを確立している。学位授与の可否に関わる実態的な判断基準や審査手続き等を明分化し、その適切性のいついては不断に検証している。学位授与状況については、基礎データ表7に示す。

なお、当該研究科の学位授与方針は明示されており、学位授与の状況に授与方針が十分に反映されている。

【到達目標】

生物化学システムクラスタにおいては、前期課程修了に必要な単位数を取得することと大学院博士前期課程修了者に相応しい修士学位論文を修業年限内に完成させ、主査1名と副主査2名による厳正な合否判定によって授与されることを学位授与方針・基準とし、実行することを目標としている。また、学位審査の透明性・客観性を高めるために、学位取得の基準を明確に示し、修業年限内に学位取得できるように指導することを目標とする。

建築都市システムクラスタにおいては、博士前期課程1年生に中間発表会を行い、修士論文や修士設計の方針を明確化させることや学外評価を取り込むため全国大会や支部研究報告会での発表を到達目標にしている。単位取得30単位の中身は各自の専攻分野だけでなく他分野の単位も十分取得させている。また、毎年10名以上の修了生を到達目標としている。

さらに、博士前期課程1年次及び2年次の中間発表会や公聴会開催時に客観的評価を得るためにOB会、非常勤講師及び企業の専門家に依頼して、各指導教授の下で行った修士論文や修士設計の内容につき、それぞれの専門的立場からの質疑応答に対して、的確に応答することを到達目標にしている。それを受けて公聴会を含めた学位論文の最終審査は、主査、副主査だけでなく、当該クラスタ教員全員による承認に基づいている。

機械システムクラスタにおいては、大学院博士前期課程修了者に相応しい修士学位論文を完成させることと、前期課程修了に必要な単位数を取得することとを義務づける。

また、修了予定生は学位論文の内容審査を受けることに加えて、公聴会において発表することが義務付けられ、公聴会の質疑にたいして適切な回答が求められる。

電子情報システムクラスタにおいては指導教員の下で学習・実験した成果を踏まえて作成したオリジナル論文を求めている。

また、クラスタ内部の中間発表のみならず、公開の公聴会を設け、さらに学外の学会、研究会での発表を行なわせることを目標にしている。

【現状の把握】

生物化学システムクラスタにおいては、大学院1年次で中間発表を行い、修士論文作成、公聴会の発表に繋げている。中間報告会では、研究内容の新規性、独創性の検討とともに研究計画の妥当性も含めて中広く検討している。また、学外からの評価を取り入れるために学会、研究会での発表を指導している。単位取得に関しても、自分の専攻分野だけでなく幅広く取得するように指導している。

建築都市システムクラスタにおいては、毎年定員10名に対して10名～17名程度の修了生がでている。単位も30単位に対して36単位程度修得しており、自分の専攻だけでなく幅広く修得している。修士論文の内容も1年次で中間発表を行い内容をチェックし、公聴会で評価を受け、その内容は学会論文で外部評価を受けている。

また、博士前期課程1年次及び2年次の中間発表会や公聴会開催にOB会や非常勤の教員に依頼してOBや設計事務所等が修士論文や修士設計の内容について透明性・客観性を高めるために外部評価を行い、常に緊張感を与えている。

機械システムクラスタにおいては、大学院生は2年間に特別研究4単位を遂行して、これを修士学位論文としてまとめ、公聴会において発表することが義務付けられている。加えて、修了に必要な選択科目16単位をそろえることが必要条件である。修士学位論文内容と取得単位数とから総合的に判断して、修士学位の授与を決定する。

また、修士課程2年間に実施した特別研究内容を修士学位論文としてまとめ、公聴会において発表することが義務付けられている。提出論文は、1名の主査と2名の副査により審査され、公聴会においては関連する大学院教員の質疑にたいして適切な回答が求められる。

電子情報システムクラスタにおいては、クラスタ内部での中間発表を義務付けることにより、質疑応答を通してその新規性、独創性を広く検討している。さらに、学外の学会、研究会における発表を指導しており、単に内部での評価のみならず、広く外部からの評価も取り入れている。これらは公聴会に先立つ主査、副主査および副査による論文審査における判定にも生かされている。

また、クラスタ内部の中間発表のみならず、公開の公聴会を設け、さらに学外の学会、研究会での発表を行なわせ、これを審査に反映させることにより、学位審査の透明性、客観性を保っている。修士論文提出者が公聴会（公開の発表会）において発表した論文可否は審査担当の主査、副主査、そして場合によっては副査を加えた当該クラスタ教員の全員の承認による。結果は大学院会議に報告され、そこでの審議ののち、決定される。

博士後期課程においては、研究成果を学術誌に投稿し、掲載あるいは掲載決定した論文に基づいて学位論文が作成されている。また、1年前に予備資格審査制度である「学位論文課題に関する口述試験」に合格することが必要である。「学位論文課題に関する口述試験」に合格後、専攻の全学生と専攻の全教員によるセミナー形式の「論文作成中間報告会」を行うこととしてい

る。なお、大学院の学位の授与は「近畿大学学位規定」に準拠して厳正に行われている。

博士後期課程においては、博士学位論文については、予備審査会を設け、申請論文を複数の教員が査読して完成度を確認、学術的判断から適切な助言が与えられると、主査教授は論文を完成に向けて修正などを指導して最終的に学位論文を受理している。

【点検・評価】

(改善状況)

生物化学システムクラスタにおいては、中間発表、公聴会に対して、学部生など多くの学生も参加しており、透明性・客観性は高い。また、発表後に行われる質疑応答に多くの時間を割いており、大学院生には簡潔にして的確な回答が求められている。

建築都市システムクラスタにおいては、学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性について評価できる。それは修士論文の内容が建築学会の発表での評価やコンペ等で入選していることからわかる。しかし、学会発表を義務づけていないので全員が外部評価を受けて入るわけではない。もう少し幅を広げてもっと第三者的な立場の専門家を招いて評価を受けることが必要である。

機械システムクラスタにおいては、修士学位論文の研究内容はもちろんのこと、その公聴会における発表・討論をも含めた合否判定を主査1名・副査2名により厳正に実施している。また、修了に必要な取得単位数に関しても、綿密な点検を行っている。

電子情報システムクラスタにおいては、クラスタ内部における中間発表は研究に対する新規性、独創性を中心に審査し、公聴会でまとまり具合を審査している。しかしながら、現状ではすべての研究が学会もしくは研究会への発表を行なっているとは言えず、その場合は公聴会に先立つ主査、副主査および副査による厳密な審査を求めている。

博士後期課程においては、予備審査会における論文の完成度、学術的・工業的な価値は、査読のある学会論文誌に採録されたか否かによって研究の完成度、レベルを客観的に判断することは適切である。

(長所と問題点)

生物化学システムクラスタにおいては、1年次の中間発表での研究計画のチェック、学外での学会、研究会等での発表が修士論文作成、公聴会での発表の基礎となっている。このパターンは、ほとんどの学生に当てはまり良好に推移しているが、学外での発表については義務付けされているものではない。

建築都市システムクラスタにおいては、博士前期課程への進学が少なくなっている。これは、指導教授の定年制のため教授人材育成が難しくなっていることが問題点となる。

また、第3者機関としてOB会や非常勤講師によって評価を仰ぐことは、母校愛や学生の理解者として厳しいアドバイスを与えてくれる長所はあるが、他大学・学会・企業等の機関からの出席を促し、もっと外部にさらすことが必要である。

機械システムクラスタにおいては、修士学位論文に関してはその研究に関連した1名の主査と2名の副査が合否の判断を決定しているため、概ね査定に問題はないと考えられる。

電子情報システムクラスタにおいては、クラスタ内部における中間発表は義務であるが、学外の学会もしくは研究会への発表を行なわせ、学位の適切性を保っている。しかしながら、現状ではすべての研究が学会もしくは研究会への発表を行なっているとは言えず、その場合は公聴会に先立つ副主査、副査による厳密な審査を求めている。

博士後期課程においては、学位論文は定められた書式にしたがって作成されており、学位論

文公聴会では活発な議論を通じて研究の公開が行われており、学位審査の透明性、客観性がたもたれていることは長所である。

博士後期課程においては、平成10年から平成17年度までの8年間で授与した博士(工学)数が11名であることは本学の博士後期課程の規模から適切である。博士後期課程への入学者がゼロの年があり、平成15年度は入学者がなく、平成18年度の学位授与者がゼロとなるのは問題である。

(目標到達度)

生物化学システムクラスタにおいては、修士学位論文の主査1名と副主査2名による厳正な合否判定と、幅広い単位取得の指導により大多数の大学院生学位は適切に学位を取得している。

また、学位取得の基準を明確に示し、修業年限内に学位取得できるように指導されており、ほぼ目標は達成されている。

建築都市システムクラスタにおいては、博士前期課程1年生に中間発表会を行い、修士論文や修士設計の方針を明確化させることや学外評価を取り込むため全国大会や支部研究報告会での発表を到達目標にしているが、その目標は達成されており、また、毎年10名以上の修了生を送り出すことも達成されている。

機械システムクラスタにおいては、大学院前期課程修了に必要となる、修士学位論文の完成と必要単位数の取得に関して厳正に審査されているが、その審査基準が一律とは言えない。

【将来への具体的方策】

生物化学システムクラスタにおいては、修士学位論文の主査1名と副主査2名による厳正な合否判定と、幅広い単位取得の指導により大多数の大学院生学位は適切に学位を取得している。しかしながら、論文審査にあたっては、合否判定基準を明確にし、より客観性を持たせることが、今後の検討課題である。

建築都市システムクラスタにおいては、上述問題を解決するためには、助教授の教授昇格等で人材を確保することと、社会の要請が修士生を求めて入る点を強調して進学状況をよくする必要がある。その上に立って、将来さらに、学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性を改善していく必要がある。

機械システムクラスタにおいては、修士学位論文の合否判定は1名の主査と2名の判断に任されている。さらに、修了には選択科目16単位をそろえることが必要である。現在まで、大多数の大学院生がこの基準をクリアして学位取得に至っているが、論文審査を実施する主査・副査の評価基準を統一することも重要である。

電子情報システムクラスタにおいては、クラスタ内部における中間発表や公開の公聴会のみならず、学外の学会、研究会発表も重要視しており、将来的には学外発表も義務付ける形とすることを検討している。さらに、よりレベルの高い学会、研究会での発表を目指させることも検討している。

博士後期課程においては、博士後期課程の入学者の不足の原因は経済的要因だけでなく、大学教員・研究機関等への就職が容易でないことによるもので、これについての対策が必要である。

また、学生の研究成果を正當に評価するために「論文作成中間報告会」を開催し、博士後期課程の多数の指導教授による審査を経て、客観的に論文を評価できるシステムを検討したい。

2) 課程修了の認定

【現状の把握】

課程修了の認定として、修士課程、博士課程とも在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、標準修業年限未満で修了することを認めているが、今までに適用された学生はいない。

【点検・評価】

(改善状況)

成績優秀者については、学費減免制度があり、毎年、数名の学生がこの制度の適用を受けているが、標準修業年限未満で修了した学生は、今までいないので、点検・評価はできない。

(長所と問題点)

課程修了の認定として、修士課程、博士課程とも在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、標準修業年限未満で修了することを認めているが、今までに適用された学生はいない。制度は設けているために、特に問題点はないと考える。

【将来への具体的方策】

この制度が活かせるような優秀な成績、優れた研究業績を上げられるような学生の教育研究を目指したい。

(10) 産業技術研究科

【到達目標】

- ・学部教育における教育支援体制を創設することで、教員が学生を指導する時間を今以上に確保する。このことで研究を今以上に活性化し、学生募集にもつなげる。
- ・平成 20 年を目処に研究科の改組を実施する。その具体的内容として
 - ・社会人の受け入れ態勢を充実させるために、土日や、夜間開講も視野に入れた受け入れ態勢の充実を図る。
 - ・国際交流支援体制の充実。
 - ・学位審査に外部審査員を加えることを制度化。
- ・平成 20 年度よりシラバスのフォーマットを刷新する。
- ・産業技術研究科の特色として産官学連携を活性化する。
- ・学生による意見収集および授業評価の仕組みを作り、学生のニーズの調査、教員のスキルアップ、教育環境の改善に繋げる。

【現状の把握】

近畿大学大学院学則の第1章総則のなかの（目的）第1条の内容は、学校教育法第六十五条第1項「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」に準拠したものとなっている。第2項「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」については、産業技術研究科は法科大学院等の専門職大学院ではないのでこれに相当しない。近畿大学大学院学則の第1章総則のなかの（課程）第2条の内容は、大学院設置基準第3条第1項「修士課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」、および同第4条第1項「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」に準拠した内容になっている。

本研究科ではハードサイエンスとソフトサイエンスの調和を目指して、環境に調和し、人間の感性を豊かにする持続可能な科学技術の発展に貢献する教育と研究を目指している。本研究科は以下の4専攻で構成されており、いずれの専攻も博士前期課程と博士後期課程を有しており、近年の学位授与状況を大学基礎データ表7に、学部からの進学状況を表8に示す。

物質工学専攻

電子情報工学専攻

造形学専攻

経営工学専攻

元々は工学を母体としたハードサイエンスが主体となっているが、バイオサイエンス、環境浄化システム、クリーンエネルギー、生体情報処理、芸術、都市・地域計画、経営・経済、人間工学、労働衛生など、いずれの専攻も今後の社会で必要とされるソフトサイエンス、環境、人間と深く関わった内容となっている。

前期課程の教育科目は選択必修科目（専修科目）、選択科目、必修科目（セミナー、特別研究）に大別される。学生は複数の選択必修科目から専門に応じて1科目を選び、これを専修科目とする。セミナーでは、学生が研究経過の状況を全教員・学生の前で発表し、進捗状況・問題点

などを議論し、研究の進展に役立たせている。前期課程は実社会での指導者としての思考力・応用力の養成を目的としている。そのため、特にセミナーは他分野の教員や大学院生と幅広い議論を提供できる場と位置付けている。

後期課程は前期課程の上位教育課程に位置づけられており、基本的には前期課程修了者を対象にしている。後期課程の教育科目は選択必修科目、演習から成っている。選択必修科目から1科目を選び、これを専修科目とする。さらに指導教員が担当する演習科目を選択し、他に選択科目1科目以上を履修するものとする。後期課程は研究課題を通して自立した技術者・研究者の育成をすることを目的としている。したがって、他の大学と同様に、大学院生が所属する研究室の指導教員の個人的な指導が教育課程の中心に据えられており、研究室を横断する教育体制は特には存在しない。

本研究科の博士前期課程は、大学卒業レベルを対象として、更に高度な専門能力を身に付けるために設けたものである。各授業は、大学卒業レベルを前提とした高度な内容となっており、特別研究においては指導教員による個別指導で研究能力の養成が行われる。さらに個人の専門性を高めるとともに、専修科目の異なる学生がセミナーを通じてお互いに自らの専門を示すことで、関連分野についての専門性も深めることができる。

本研究科の博士後期課程は、後期課程のみの授業は少ない。しかし、指導教員による個別指導により、学会などでの研究活動を通じて高度の専門的な知識を得るとともに、自立して研究活動を行うための能力を養っている。

本学産業理工学部（旧九州工学部）と本研究科との関係は以下の通りである。

産業技術研究科	—	産業理工学部（旧九州工学部）
物質工学専攻	—	生物環境化学科
電子情報専攻	—	電気情報工学科
造形学専攻	—	建築学科、産業デザイン学科
経営工学専攻	—	経営情報学科

以上のように造形学専攻を除いて学部と1対1の関係となっている。造形学専攻においても、現在の産業理工学部において、基本的には建築学科と産業デザイン学科が統合されて建築・デザイン学科となっているため、両学科は相互に密接な関係にあるものであり、対応している。

博士前期課程は高度な専門性を有し、社会での活動における思考力・応用力の養成を目的としている。それに対して、後期課程は研究課題を通して自立した技術者・研究者の育成をすることを目的としている。そのため、前期課程では専門性が高いとともに広い分野の科目を提供し、履修することになっている。またセミナーにおいては、専門の異なる教員からの評価を受けるとともに、自分と異なる専修科目の学生の発表に対しても検討を行うことで広い視野を養う。これらの前期課程に対して、後期課程では、指導教員による緊密な個別指導のもとで、授業というよりも学会活動を通して専門性の高い能力を身に付けるようにしている。

全専攻が博士前期課程と後期課程を有しており、前期課程での研究を深めるために進級することが可能である。博士後期課程を担当する教員は、博士前期課程担当教員の全てではないため、博士前期課程と後期課程とで指導教員が変わる必要がある場合も生じる。そのような場合は、後期課程に進学した学生の研究指導に、前期課程担当教員が参加することで、研究の継続性を保つこととしている。

学位授与までの流れについては、入学の決定においては、予定指導教員との研究内容と進学後の研究の進め方についての相談を行った後、入試選考として語学と専門の記述試験および、複数の教員の前でそれまでの研究概要と今後の研究計画を示す口頭試問が行われる。入学後は、指導教員による個別指導を中心として、前期課程では複数教員に対する発表形式のセミナーが

行われる。学位論文の審査は、申請資格の確認の後、主査、副主査、必要に応じて副査が審査を行い、公聴会で審査をしており、学位授与までのシステム・プロセスが適切に実施されている。

本研究科には単位互換制度はない。しかし、研究科内共通の規程として、博士前期課程の大学院生が指導教員の承認のもとで他の専攻、他の研究科、もしくは他大学で修得した授業科目は8単位を限度として所定の単位数に充てられる。また、教職課程の単位修得が本学だけで不足する場合に限っては、近隣の教育系大学で受講し単位を得ている。

本研究科における社会人の受け入れ例は、この5年間で全専攻において存在し、留学生は1専攻を除いて受入れ例があった。受入れ例が少数であるため、個別指導によって問題とならないように対処してきた。なお比較的例の多い経営工学専攻においては、社会人学生に対しては、勤務の関係から1日に多くの授業科目を履修できるように、セミナーを夕刻に開催するなどの配慮をしている。また、セミナーⅠ・Ⅱ（計4単位）については、社会人院生の便宜を図るため、研究科として全専攻で月曜日「5時間目」（16:20～17:50）に開講するように配慮している。また、専修科目（2単位）や特別研究Ⅰ・Ⅱ（計12単位）については、指導教員が個別に夕方以降に実施するなど、必要単位数30単位のうち、18単位については取得の便宜を図っている。また、遠隔授業も始まっているため、今後、遠隔授業の更なる利用にも期待している。

また、経営工学専攻においては、社会人学生はその勤務内容が専攻の研究テーマと重複する分野が多いため、指導教員と相談の上で課程での研究課題を在学期間だけで終わらせないように配慮しており、勤務先の職務内容と関連があるテーマを考えることもある。

外国人留学生に対しては、特に日本語能力が十分でない場合、講義で使う専門書をいきなり与える前に、まず初級程度の入門書を与えて理解の程度を把握したり、授業の前に予習をさせるなど、個別に対応している。

博士前期課程は、専修科目となる選択必修科目から1科目2単位と特別研究Ⅰ・Ⅱ12単位とセミナーⅠ・Ⅱ（4単位）を必修として、さらに専修科目以外の授業科目の中から12単位以上、合計30単位以上を修得する必要がある。

本研究科はハードサイエンスとともに、生命工学、環境、生体情報、芸術、経済、人間工学などのソフトサイエンスとの調和を目指しており、各専攻において様々な分野の授業が設けられている。各学生は、自らの専修科目以外に関連する異なった分野の科目を選択することで、研究科の目的を達することになる。選択に関しては分野を限定しておらず、自由に選ぶことができるが、いずれの科目も学部教育の上に成り立っており、学生自身が自らの専門との関係を知っており、学生による自由な選択が不適切になるようなことはない。

学位論文のための研究は、前期課程では、セミナーで各専攻の全教員から評価・助言を受けることで、広い考えによる適切な指導が行われるようにしている。

博士後期課程は、専修科目1科目の指導教員による研究指導および演習とともに、博士前期課程開講の科目を含めて合計14単位以上を修得する必要がある。博士後期課程での指導の適切性は、学会などの社会における研究活動による確認が重要となっている。学位論文の審査には学会誌での論文の受理が必要となっており、確認機構として機能するようになっている。

履修指導は入学の時点で各専攻別にガイダンスを行っている。ガイダンスでは、各授業担当教員の紹介が中心となるが、各授業の内容に関しては、学則、論文審査の書式、授業要項および授業担当教員の研究紹介を冊子としてまとめたものから知ることになる。当然、各学生の指導教員によって履修指導は行われるが、産業理工学部からの進学者は各教員の授業の方向性に関して、推測できるものでもあり、履修指導に問題は生じていない。ただし、専修科目、特別研究、セミナーを除いた授業は、隔年開講であり、1年次の履修で必要な選択科目の単位はほ

とんど満たしてしまう。そのため、各人が履修する科目は、研究との関係性とともにもその学生が1年次の時に開講されるか2年次の時に開講されるかが、強く関係している。しかし、専門科目の隔年開講は、大学院生が研究を進めながら2年間で授業を無理なく履修できるための工夫である。これらの科目は、各専攻ごとに大学院担当教員が持つ専門性を生かし、大学院生の専門的能力を伸ばすために必要な授業科目が配置されている。その他、隔年度ではあるが、各専攻で「特別講義」や「講演会」を開講して、第一線の研究者から最先端の研究成果や最新のトピックス、国内外の研究動向等が学べるよう配慮している。

基礎的素養は学部において、クラス分け教育なども行われているため、大学院進学以前に終了しているが、大学院設置基準の改正に伴い関連する分野の基礎的な素養についても、専門分野に関する実践的な英語や数学等の科目を新しく設ける他、海外の Open-Course-Ware を取り入れた授業の展開を検討している。

指導教員による個別的な研究指導の評価は、学生が自らの研究状況を各専攻の全教員の前で行うセミナーの内容によってされている。発表内容に対する各教員からの意見や批評は指導教員に向けたものでもある。その意見を考慮しながら各教員は個別指導を行っている。後期課程の場合は、学内での評価というよりも、学会における学外の評価が重要であり、学生には学会などでの発表を求めている。指導が不十分であれば、結果的に論文審査に合格できないことになる。論文・作品の質は保たれており、国内外の学会で賞を受けることもある。大学院終了後は、企業の研究所や公的な研究機関に就職する他、製薬メーカーや環境分析などの分析室、機器類メーカーなどで、翻訳なども必要とされる専門的な知識を活かした営業職に就くものいる。また、近年は派遣会社へ就職するものもいる。

本研究科では、すべての授業が小人数で行われ、毎時間の出席状況、学修態度、討議、レポート、試験等を総合的に評価することで教育上の効果を把握している。しかし、本研究科で教育効果を測定する方法は、学部ほど明確ではない。つまり、産業理工学部では、平成17年度より JABEE 対応で授業を進めることになり、授業実施の指針、授業の到達目標、学習・教育目標が明確化され、評価基準も明らかにされている。これに対して大学院における授業の方式や授業内容は各科目の担当教員の判断に任されている。したがって例えば、講義中に興味ある物理現象に出会えば、その内容を更に深く検討することも許される。一方、学生が講義内容を理解できない場合等は再度基本に戻って講義を行うことも可能である。

教育効果を測定するひとつとして、セミナーにおける研究発表と関連学会での論文発表等がある。学生自身で執筆した研究成果の発表に対する評価・質疑とそれに対してどの程度応答できるかが教育効果を示すものである。このセミナーでの評価の質をどのようにして高めていくかが問題である。物質工学専攻においては、学位論文公聴会に対する中間報告会において、いずれの発表も全教員によって、研究の進捗状況、理解度、質疑応答などを数値化することで教育効果を明確にしている。教育・研究指導の結果は、学内においては、セミナー、論文審査、公聴会において行う学生の発表に示される。これらの発表の場における学生の発表への評価自体が、教育・研究指導方法への評価となっており、これを元に工夫・改善している。

平成15年度までは講義内容を詳しく示したものであったシラバスは、現在は研究目標と講義内容を簡単に示しているだけである。学部の授業が同一時間帯に複数の授業が組み込まれ、授業の履修以前に授業内容を詳しく知る必要がある一方で、大学院の授業は常に単独であり、小人数授業であるため、ゼミ、輪講形式の授業も多く、学生の希望に合わせてテーマを調整する場合もあることから簡略化した。授業や研究指導に関しては学生から個別に意見があった場合にそれに対応している。制度としての授業評価はない。

研究科 FD を円滑に進めるには、現状の把握と情報の共有化が第一と考え、研究科での各種

規約や関係資料をサイボウズ上に電子ファイル化して、情報を共有できるようにした。また、現在集計中の教員に対するアンケート結果や本年度修了予定の修了生に対するアンケート結果をもとに、実現可能な改善策を検討し、授業改善に役立てる他、これまでの学部で培った FD 活動を院の FD 活動へと展開する予定である。

国際化への対応と国際交流の推進は、本研究科が産業理工学部の研究組織とほぼ同じであることから、産業理工学部と一体となって行っており、研究科としては別途定めていない。本学理工学部・大学院総合理工学研究科と共催している「環境自然科学コロキウム」において、国内外の著名研究者を招聘した。また、専攻ごとに海外の研究者が来日した際に講演を行ってもらうケースがある。外国人留学生に対しては必要に応じて英語での授業を行っている。本研究科を修了した留学生が、母国での大学教員となり、その大学の卒業生が本研究科に入学するようにもなっている。また、最近産業理工学部が台湾国立虎尾科技大学との間で締結した大学間協定には大学院生の育成も明記されており、大学院生の相互派遣・研修等が始まるものと期待されている。

学位の授与状況は大学基礎データ表 7 に示す通りである。この5年間の状況としては、修士は平成 16 年度を除いては 30 名以上である。博士は結果的に隔年の授与となっており、5年間で課程博士が 8 名で論文博士が 4 名であった。学位の審査は、規程に従い、審査資格の確認、審査、公聴会で行っている。博士の審査資格には、審査論文の一部が学術論文誌に掲載されていることを条件としている。これらの審査には外部組織の審査員を加えることもあり、透明性を確保している。近畿大学大学院学則において、優れた業績をあげた者に対しては標準修了年限未満での修了を認めているが、現在まで適用された事例はない。近畿大学では、「近畿大学 21 世紀教育改革委員会・大学院委員会」で基本目標を

- (1) 大学院教育・研究の活性化
- (2) 大学院進学率の向上
- (3) 大学院生の満足度の向上
- (4) 大学院改革の推進体制の確立

と定めて大学院改革に着手した。従って、本研究科では、これらの目標に沿って、学生定員、教員数および大学院担当教員の資格基準導入など本研究科の実情を勘案しながら、大学院改組を進める予定である。現在、その観点から理念や教育目標の策定を検討している。

【点検・評価】

(改善状況)

大学院修了者は高度技術者として活躍しており、後期課程修了者においては大学教員として研究の職についている者もいる。しかしその一方で、修了と同時に就職できなかったり、退学する者もいる。また入学者は、後期課程の多く、および前期課程も一部の専攻において定員に満たない場合もあり、入学者の学力水準のばらつきが大きい。学生のやる気を引き出したり学生を確保する上でも大学院の魅力を大きくすることが重要である。学生にとってより魅力ある大学院にするために、教員と大学院生および企業と地域とが一体となった研究交流は重要であり、このような動きが活発になってきている。このことは本研究科と直結する産業理工学部が大学基礎データ表 28 に示すように産学官連携による研究活動状況が学内トップクラスであることが物語っている。また、大学基礎データ表 27 に示す通り、特許申請状況は学内トップを維持し続けていることから、学内有数の産学官連携拠点となっている。しかし残念ながら、こ

のような実績の割にはインフラがついてきていない状況にある。大学基礎データ表 41 に示すように、国際ジャーナル（定期刊行物中の外国書）の種類が極端に少ないため、産学官連携を遂行するうえで利便性が乏しい。研究室の修繕による研究環境改善や、複数のインキュベーションルームの設置を進める必要がある。キャンパス内の分子工学研究所との協力関係は、今後本研究科の教育面・研究面で優位となることが期待される。

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うためには、教員自体が最新の研究状況を知っていなければならない。研究に関しては情報を得るための機関が整備されており、学生の能力開発に役立っている。

後期課程での教育の質は指導教員に依存するところが非常に大きい。点検・改善の仕組みは学部における様々な委員会によるものではない。指導教員によって学生の学習状況が点検され、指導されている。全体的な点検は研究科委員会などにおいて、研究業績をチェックし、各専攻主催で中間報告会、論文公聴会を開催し、学生の学習状況を把握したり、指導を行っている。博士前期課程と後期課程での現在の教育内容は適切なものである。

博士後期課程では主に1名の教員により、絞り込まれた研究課題を通して自立した技術者・研究者の育成を行っている。そのため後期課程への進学者で、指導教員が前期課程と異なる場合は、研究の継続性の点から問題が生じやすい。これを解決するために、現状の説明で記したように、前期課程の指導教員も研究指導に加わることで対応している。

単位互換制度はないが、博士前期課程では他大学・他研究科・他専攻で修得した単位を認定することができる。履修にあたって大学院生の各大学間の移動が問題となることから、放送やコンピュータ等によるマルチメディアの情報通信技術を利用する「遠隔授業」による単位互換制度や実技を伴う集中講義などを柔軟に検討していく必要がある。これにより、大学院生には、外部の異なった教育研究環境で経験を積む機会を提供できる。しかしながら、前期課程の大学院生が自ら外部の機関で開講されている講義科目の中から効果的な受講科目を見つけることは非常に困難なことと思われる。したがって、これには指導教員と近隣の外部機関とのふだんからの交流が要求される。

博士前期課程、後期課程ともに学会活動や産学官連携を通じた研究、社会貢献によって、より実践的に豊かな学識を養い、専門分野の技術を身につけられるようになっている。通常の実験室での研究生活や授業などの他に、学外から著名な学者の講演会を開催したり、学会やセミナーなどでの他機関の研究者との交流や、共同研究先との交流は、そういった学習の支援に役立っている。

授業、研究分野によって適した評価方法は異なる。大学院では各教員の専門分野を重視して、その評価方法については各教員に委ねてきている。大学院の内容は専門性が高いので最終的に評価方法を各教員に委ねること自体には問題がない。ただし、評価方法についての明示は学部教育にならって実施する必要がある。また、学生による授業評価アンケートは今のところ実施していない。

これまで教員ごとに学外の大学や研究機関との交流はあった。また、国際セミナーの開催なども実施してきた。近年、始まった台湾虎尾科技大学と学部との交流は本格的な組織同士の交流であり、今後産業技術研究科との交流が期待される。また、研究面では、キャンパス内の近大ヘンケルリサーチセンターとの交流が挙げられる。教員ごとではなく、組織としての教育、研究両面での国際交流は徐々に活発化してきているといえる。分子工学研究所を介した共同研

究が行われており、毎年発行されている分子工学研究所所報などにまとめられているが、充実した連携は今後の課題といえる。

学位授与は適正に行なわれている。修了年限短縮に関する規程が、学則第3章試験及び課程の修了（課程の修了）第17条に明記されているが、現在まで事例がない。修了年限の短縮を認めていること自体には問題はない。

（長所と問題点）

大学院を高度な教育機関として保つには大学院生そのものの学力の向上が必要である。しかし、現在の専攻には進学志望者が少なく、大学院生の確保を学内からの進学者に頼らざるを得ない現状のままでは、対応策に限られる。大学院の教員が魅力的な研究を通して学部の優秀な学生を引き付けなければ功を奏しない。また、研究科の理念・目的を達成するためにも、教員が従来の専門領域の枠組みを越えて独自の学際的な教育研究を進展させていく必要がある。

図書館やインターネットによる文献の講読が可能であるので、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うための条件はよいといえる。しかし、大学基礎データ表41に示すように、国際ジャーナル（定期刊行物中の外国書）の種類が極端に少ないため、産学官連携を遂行するうえで利便性がたいへん乏しい。実験室の老朽化も問題点である。インキュベーションルームの設置も求められる。一方で、キャンパス内の分子工学研究所との協力関係は専攻によっては学生の研究環境にいい影響を与えている。分子工学研究所では才能豊かな人材に対して雇用制度を設けており、専攻によっては大学院生の就学支援に役立っている。また、リエゾンセンターは産業界のニーズを積極的に発信しており、共同研究を行う機会を与える中枢的な役割を果たしている。そのため、学生が具体的な職業に関する知識や知恵を身につける機会がある点は、長所といえる。また、博士前期、後期課程ともに指導教員を軸にした博士課程の目的に適合した教育が行われている。本研究科と直結する産業理工学部が、大学基礎データ表28に示すように産学官連携による研究活動状況が学内トップクラスであり、大学基礎データ表27に示すように、特許申請状況は学内トップであり、学内有数の産学官連携拠点となっているので、これをさらに伸ばす工夫が必要である。

学部－大学院の関係は1対1の関係が成り立っているので、学部教育との接続ができている点は長所といえる。大学院修了後、社会で活躍している者がいる一方で、特に博士後期課程では修学年限内に修了できず退学する者もいる。多様な入学生に対して確実に修了させるためのシステムの構築が必要である。前期課程の特別研究においては、指導教員による個別指導の性質が強い。そのため、標準修了年限での修了とするためには複数の教員によるチェック機構も必要である。そのような機構としては、現在は前期課程にセミナーがあるのみである。後期課程においても複数の教員によるチェックのシステムが必要である。単位互換制度はないものの、本学大学院は多くの研究科を有しているので、遠隔教育などで学園内の互換がしやすい環境である。

個別での対応およびセミナーの開講時刻での対応はあるものの、他大学で実施されている夜間開講や土曜開講はない。対象者が少ないため、個別対応で十分な教育が実施されているが、今後受け入れ人数が増えた場合を想定して受入れ体制をより充実させる。

履修指導において特に問題はない。ただし、ほとんどの学生がティーチング・アシスタント（以下「TA」という）としての担当を有しているため、TAを担当している授業と大学院の授業とが重ならないようにTAの担当時間を工夫している。

大部分の学生においては、個別的な研究指導は満たされている。セミナーにおける教員の意

見は直接指導教員への意見でもあるため、教員間で遠慮が発生する可能性もある。学会での発表も専攻によってはその頻度は特に定められてはいない。確実に指導の質を保つためには、学会での発表のような外部による評価を確実に取り入れる機構が必要である。教育支援組織の構築を行なう。

現行のシラバスは、現在の形式でも内容不足とまでは言えないが、産業理工学部シラバスの充実・改善が進み、授業内容が詳細に明示され、成績評価基準も具体化されている状況と比較し、大学院でより明確に記載されたシラバスを作る。また、学生による授業評価が学生と教員間で1対1で行われていることは、互いの信頼関係の確立にも役立つ面があるが、明確さに欠けている。したがって、紙面での評価が必要である。

国際交流のためには派遣・受け入れともにある程度の予算が必要であり、本研究科が単独で行える状態ではない。母体となる学部と一体になって行うことに問題はないと考える。

国際レベルでの教育研究交流は、個別の研究室・大学のレベルで行われているものが多い。常に経費の問題が発生し、その都度解決策を考えなければならないことが問題である。

学内に海外の企業が研究所を持っている点は国際交流を行いやすい利点といえる。また、学部の虎尾科技大学との交流の開始は、大学院への波及も期待できることから、今後の組織的な国際交流の発展が期待できる。

学位授与は適正に行われている。修了年限短縮に関する規程が学則にあることで、優秀な学生に対して利便性を確保できている点も長所である。各専攻とも学年始めのガイダンスで論文の審査プロセスは行事日程の中で明らかにしているが、現状では分かりにくいので、審査基準とともに整備して公表する予定である。

(目標到達度)

- ・ 組織としての教育支援体制はないので、1名の教員が担当する業務の種類は多岐に渡っており、教育現場は教員のマンパワーに依存している。
- ・ 平成20年を目処に研究科の改組を実施予定しているが、現時点で
 1. 社会人の受け入れ態勢支援として、就業時間を考慮したセミナー開講やテーマ決定などを実施している。
 2. 国際交流を活発化する動きがあり、台湾虎尾科技大学との協力関係が大学院においても実行されることが期待できるほか、教員ごとの国際セミナー開催などが実施されている。
 3. 制度としてではないが、一部では学位審査に外部審査員を加えている。
- ・ 平成16年度から記載内容を単純化したシラバスであるが、学部における新しいシラバスのフォーマットはたいへん分かりやすいものであるので、これを基に大学院にあったフォーマットを平成20年度に作成する。
- ・ 産学官連携を活性化する動きは、リエゾンセンターや分子工学研究所、地方自治体との協力関係などのなかから活発化した。その結果、大学基礎データ表27、表28に示す通り、学内において有数の産学官連携の拠点となった。共同研究や特許申請件数を所属教員一人当たりの数に換算すると、学内においては群を抜く件数となり、今や産学官連携は産業技術研究科の特色とも言える。
- ・ 学生による意見収集や授業評価は、現在のところ紙面に残る形で行われていない。学部と

違い、大学院に所属する学生数が少ないため、データから統計をとるのではなく、個々の学生ごとに異なったニーズを聞き、それらに応える方法が適切であるためである。しかし、数年間のスパンで点検・評価・改善する上で、紙面あるいは電子メディアへ記録を残していくことも必要である。したがって、学生のニーズの調査、教員のスキルアップ、教育環境の改善のために、意見収集、評価の仕組みを構築する。

本研究科ではリエゾンセンターを通じた産学連携が活発になってきた。また、リエゾンセンターを通さない企業との共同研究や、公的なプロジェクトへ学生が研究テーマを通して参加するようになり、学生が研究交流に参加できる機会が増してきている。しかし、大学院生の数自体が未だに多いとは言えない状況であるので、学生募集の工夫を研究科委員会において検討している。

本研究科では、学生の能力開発を行うための最新の学術的情報提供が図書館などを通じてできているほか、リエゾンセンターを通じて産業のニーズを知るための仕組みができています。また、それらを利用して博士課程の目的へ適合した教育が行われている。さらに、学部教育からの接続が行われている点は評価できる。産業理工学部へ名称変更後の新しい学部教育体制によりあった研究科への改変を平成 20 年に行う予定である。

単位互換制度についての協定は結んでいないものの、本学大学院のキャンパス間を結ぶ遠隔講義はすでに試験的に実施されている。

大学院における成績評価について、学部にならった評価基準の明示が必要である。授業評価アンケートは実施していない。

社会人学生に対しては、勤務時間を考慮して、セミナーを夕刻に開催するなどの配慮をしているほか、経営工学専攻においては、課程での研究課題を在学期間だけで終わらせないように配慮しており、勤務先の職務内容と関連があるテーマを考えることもある。

年度ごとに受講学生のニーズを取り入れることを目的として、平成 16 年度から大学院のシラバスを単純化した。しかし、学部における新シラバスがたいへん分かりやすい内容となっていることから、これを参考にして大学院に適した新しいシラバスに改める。

本研究科の国内外における組織的な交流は多くなかったが、研究科と直結している産業理工学部の台湾虎尾科技大学との交流や、分子工学研究所との交流など各方面への組織的な交流が進んでいる。

本研究科への入学選考に合格した学生は、修士・博士としての能力を持たせて卒業させることが責任であるとして教育を行っている。修士においては、セミナーで全教員の評価によって、審査までの研究水準の確認を行っている。博士においては学術論文誌への採択が基準となっており、どちらも適切な学位授与となっている。

【将来への具体的方策】

研究の活性化は教員の能力に依存するところが大きい。教員が研究や大学院生の指導に費やす時間を増やすことで産業技術研究科の魅力を増し、大学院生の確保につなげる。具体的には学部教育とも関連した問題であるので、学部教育において教育支援体制を創出することで、教員が大学院生の指導を行う時間を増加し、研究を今よりも活発にする。現在、すでに産業技術研究科は、学内で比較すると多くの産学官連携や特許申請実績を持つが、そのような「産学官連携が活発な研究科」としての特色をさらに伸ばしていく。

学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うための仕組みはあるので、教員の研究、指導をより活発にする。そのために教員が大学院生の指導を行う時間を増加する。

研究科長と4名の専攻幹事に平成15年度より、教務・就職・広報・HPの各委員を加えて研究科の運営を行っている。また、研究科の各種周知事項を電子ファイル化して、各教員が情報を共有し連携できるようにした。修士・博士の学位論文の作成要領は本研究科の大学院履修要項P13～14に記載しているが、審査プロセスとしては分かりにくいのが現状である。審査プロセスを提示して明示する予定である。また、来年度から研究指導を入学当所から2人体制で行うことや、審査基準の明文化を図る予定である。また、学部教育と大学院教育の接続を改善するために、学部のカリキュラム改定に合わせて、平成20年度を目処に大学院の改組を行う。現在は博士後期課程の学生の教育プロセスは、研究科委員会などを通じてチェックされているが、より確固たる枠組みを構築するためには組織の形自体の工夫が必要であるので、産業技術研究科改組の際に教育支援のための仕組みを構築する。

社会人の受け入れ態勢を充実させるために、大学院改組にともなって土日や夜間開講も視野に入れた受け入れ態勢の充実をはかる。

学生にとってより分かりやすい教育を実践するために、成績評価方法を明示する。現行のシラバスは大学院の教育手法にあったものであり、授業内容も初回の授業で学生へ伝えているが、学生にとってより分かりやすい導入しやすいシラバスに改善する。現在、制度として学生による授業評価は実施していないが、学生が個々に教員と話して問題や興味といった情報を得ている。学生のニーズをより明確にし、教員のスキルアップのために、個々の学生からの意見収集、授業評価の仕組みを作る。近畿大学大学院の教育の目的を「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と、近畿大学大学院学則に定めている。このことは、大学院履修要項に明示され、全大学院生に配布されている。しかし、本研究科もしくは専攻独自に人材養成や教育研究の目的は定めておらず、教育研究の特色として「ハードサイエンスとソフトサイエンスの調和」を謳っているにとどまっている。目的・目標を設定すべく検討を進めている。

また、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するためのもう一つの手段として、学内外での研究報告や展示会といった報告の場を維持することが必要である。国内に限らず、国外での報告あるいは連携も必要である。台湾虎尾科技大学の例を見てもこのような対外交流は今後拡大していくものと思われる。産業技術研究科としての国内外交流の支援体制を平成20年予定の改組にあわせて改善する。また、分子工学研究所との交流を深め、教育、研究のさらなる活性化を目指す。また、リエゾンセンターを介した共同研究の開発などを進める。

本研究科における学位授与は、学位審査または公聴会に外部の参加者もあり透明性を確保しているが、確実に外部組織の者が加わるように制度化することが必要である。平成20年予定の改組の際に制度化を目指す。

表 4-(10)-1 現在の状況

項目	相手先、部署など	実施状況		制度		
		制度内	制度外	あり	検討中	なし
社会人教育	社会人入学制度	○		○		
才能豊かな人財発掘	分子工学研究所	○		○		
教育・指導方法の改善	中間報告会	○		○		
国際交流（表 11）	台湾虎尾科技大学等	○		○		
留学生受け入れ（表 12）	各国	○		○		
創造的な教育プロジェクト	なし				○	
学生による評価	なし				○	

(11) 医学研究科

(大学院医学研究科における教育内容の適切性と目的への適合性)

【現状の把握】

医学研究科は5専攻系と37専門分野より構成され、医学のほぼ全領域をカバーしている。

表 4-(11)-1

専 攻	専門分野
生理学系	解剖学Ⅰ、解剖学Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学Ⅱ、生化学Ⅰ、生化学Ⅱ、薬理学
病理学系	病理学、細菌学、免疫学
社会医学系	衛生学、公衆衛生学、法医学
内科学系	循環器内科学、高血圧・老年内科学、内分泌・代謝・糖尿病内科、消化器内科、血液・腎臓・膠原病内科、腫瘍内科学、呼吸器・アレルギー内科、神経内科学、精神神経科学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、臨床検査医学
外科学系	外科学、整形外科、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、産科婦人科学、麻酔科学、脳神経外科学、心臓血管外科学、形成外科学、救急医学

それぞれの専攻分野には指導教授（D○合教授）を配し、更に助教授（D合助教授）も参加している。内容的には、各分野毎に講義・演習ならびに実験的研究などの必修科目があり、分野を越えて履修の可能な選択科目も開講されている。4年間の履修期間のうち、前半2年間で必修科目24単位と選択科目6単位の合計30単位を修得できるようにカリキュラムを設定している。それによって、後半2年間は指導教授の指導のもとに学位研究に専念できるように配慮している。学位研究においては実証的研究法、科学的思考力および豊かな表現能力を身につけるよう指導される。その成果は所定の単位取得、学位論文の作成、学位論文を発表する公聴会および関連分野も含めた口頭試問による最終試験によって評価される。ただし、医学研究科は医学部の講座と一体となって運営されており、それぞれの専攻分野の指導教授および助教授は講座の教授・助教授が兼任している。そのため、医学研究科における教育と研究は医学部講座の各医局における卒後教育や研究と密接不可分に行われているのが実状である。

【点検・評価】

医学研究科の教育内容は適切であり、またその目的に適合していると言える。また前半2年間で必要な履修単位をすべて取得できるカリキュラムも、後半の2年間で学位論文のための研究に専念できるようにするための有効な方策である。ただし、各専攻分野の指導教授は医学部講座の教授が兼任している。そのため各専攻分野は医学部の講座と一体として運営されており、そのため大学院の課程教育が医局や講座での卒後教育とほとんど一体となって行われているのが実状である。そこで今後は医学研究科としての特色を出していく工夫が必要がある。また、医学研究科のそれぞれの専攻分野の名称も医学部講座としての教育・診療内容を表す名称をそのまま使用してきた。しかしながら、医学部講座の名称は大学院専攻分野での教育や研究内容を表す名称としては不適切な場合が多い。また大学院医学研究科便覧は毎年改訂され、各専攻

分野での行われる教育や研究内容についての概要と必修科目および選択科目の内訳が記載されているが、内容としては到底十分な情報とは言えない。そこでそれを補うためにも大学院医学研究科のホームページがもっと活用されるべきであるが、ここにも専攻分野の名称とそれぞれの必修科目および選択科目のリストが紹介されているだけである。さらに、大学院医学研究科便覧は毎年改訂され、各専攻系の理念、目的、教育内容を説明している。しかしながら、これまで具体的な教育課程と研究指導はそれぞれの専攻分野の指導教授の考えによる独自の方式で行われ、シラバスと呼べるような公開された教育課程プログラムは存在していないのも問題である。指導教授にほぼまかせっきりの課程教育および研究指導ではその内容に客観性と透明性が欠けていると言わざるを得ない。

【将来への具体的方策】

各専攻分野の名称はその教育および研究内容をより適切に表現する新しい名称に変更する予定である。

表 4-(11)-2

研究科	専攻	分野（現行）	分野（変更）
医学研究科	生理学系	解剖学Ⅰ	生体構造機能学
		解剖学Ⅱ	
		生理学Ⅰ	システム脳科学
		生理学Ⅱ	分子生体制御学
		生化学Ⅰ	分子腫瘍病態学
		生化学Ⅱ	細胞病態制御学
		薬理学	薬物応答制御学
	病理学系	病理学	病因・病態探索学
		細菌学	細胞機能制御学
		免疫学	免疫応答制御学
	社会医学系	衛生学	環境・行動医学
		公衆衛生学	疫学・健康科学
		法医学	法医学
	内科学系	循環器内科学	循環器内科学
		高血圧・老年内科学	高血圧・加齢病態制御学
		内分泌・代謝・糖尿病内科学	分子病態代謝内科学
		血液・腎臓・膠原病内科学	血液・免疫・腎/機能制御学
		腫瘍内科学	腫瘍病態制御学
		呼吸器・アレルギー内科学	呼吸器・アレルギー病態制御学
		神経内科学	神経病態制御学
		消化器内科学	消化器病態制御学
		精神神経科学	脳心理医学
		小児科学	発達小児医学
		皮膚科学	環境皮膚病態学
		放射線医学	放射線腫瘍学
			放射線診断・画像応用治療学
		臨床検査医学	臨床検査医学
	外科学系	外科学Ⅰ	臓器病態制御外科学Ⅰ
			臓器病態制御外科学Ⅱ
		外科学Ⅱ	臓器病態制御外科学Ⅲ
		整形外科科学	運動器機能病態制御学
		泌尿器科学	泌尿器病態学
		眼科学	視覚科学
		耳鼻咽喉科学	感覚器頭頸部外科制御学
		産婦人科学	女性機能病態・周産期医学
		麻酔科学	麻酔・疼痛制御・集中治療医学
		脳神経外科学	神経機能制御外科学
		心臓外科学	心血管機能制御外科学
		形成外科学	形成・再建外科学
		救急医学	生体侵襲医学

また、各専攻分野の指導教授にまかせっきりであった従来の教育課程および研究指導についても、平成17年度の中央教育審議会の中間報告を踏まえ、大学院教育の実質化および医学系大学院の2本立て化、と言う方向に沿って早急に見直しを開始する。具体的には、教育課程では医学研究科あるいは専攻系レベルでの共通履修コースの導入、また研究指導では集団指導体制の導入を検討している。それによって、客観性と透明性を兼ね備えたよりレベルの高い課程教育と研究指導を実施できる体制に変革する。そのための方策を医学研究科運営委員会が中心となって検討している。具体的には、(1)課程教育における共通コースの設定と充実、(2)社会人入学に対応した夜間、休日および短期集中コースなどの柔軟なカリキュラムの設定、(3)e-ラーニングやオーディオビデオを活用した学生の学習のための便宜の充実、(4)臨床系専攻分野における専門医資格取得の促進、(5)臨床系専攻分野における学位論文の多様化の検討、(6)指導教授のほか副指導教授を置くなどの複数指導体制の導入、などを検討している。また、大学院医学研究科のホームページの内容をより充実し、それぞれの専攻分野について研究室の紹介、教育や研究指導の方針、シラバス、具体的な研究内容、研究業績の紹介、などの記事を入れる。

(社会人学生等への教育上の配慮)

【現状の把握】

本研究科では平成16年度より、基礎医学系に限って一定の基準を満たせば社会人入学を許可している。社会人入学についてはこれまでのところまだ数が少ないこともあり、単位の取得や研究指導については指導教授と学生との間での個別の取り決めによって行われている。学位研究についても学生の所属する職場との間での共同研究を重視することにより、学生は自らの職場でも学位研究を行うことができるように配慮している。これは社会との連携や産業界との共同研究という意味でもよい方向である。また、平成19年度より臨床医学専攻系においても社会人入学を許可することが決定している。

表 4-(11)-3 基礎医学系専攻における社会人入学者数

専攻	16年度	17年度	18年度	計
生理学系	1	1	0	2
病理学系	0	1	1	2
社会医学系	1	0	0	1
計	2	2	1	5

【点検・評価】

社会人入学は毎年1、2名おり、基礎医学系の学生増加にも役立っている。また社会との連携や産学共同研究の推進にとってもよい効果があると期待される。学生数がまだ少ないため、単位履修や研究指導については指導教授による個別のきめ細かい配慮がなされている点は評価できるが、今後学生数が増えてきたら対応できなくなる。

【将来への具体的方策】

今後は益々増加すると考えられる社会人学生のための夜間・休日開講、短期集中コース、共通履修コースなどを取り入れた新しいカリキュラムの改訂を平成20年度を目標に開始してい

る。

(研究指導等)

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性

【現状の把握】

本研究科における課程教育および研究指導については、これまで指導教授を中心とし、専攻分野の属する医学部講座のスタッフや他の関連する分野の指導教授、助教授によるきめ細かい指導がなされ、成果をあげてきた。また臨床系専攻の学生に関してはこれまでその入学資格として初期研修2年を義務付けている。それによって、後期臨床研修と学位研究の両立が配慮されている。また医局および附属病院の一員として臨床に密接した課題について臨床研究を行うことが容易である。さらに専門医資格の取得に対しても積極的に支援している指導教授が多く、学生の評価は高い。学生の履修に関しては、各年度末ごとに指導教授から各授業科目の成績をA、B、C、Dの4段階の評価で報告されている。一方、学生の側からの授業評価や満足度調査はなされていない。

【点検・評価】

課程教育や研究指導に関しては各専攻分野の指導教授や助教授を始めとして、専攻分野の属する講座の教育や研究と密接に関連して行われてきた。そのため、医局や病院のスタッフもそれに様々な形で参加してきた。しかしながら、教育内容・研究指導は各専攻分野の指導教授にほぼ一任されており、その成果や適切性の客観的評価は学位論文の質と公聴会での発表、および最終試験の可否のみでなされてきたと言える。結果的には教育内容・研究指導の適切性はほぼ満足できる状態と判断されている。しかしながら、現状のままでは教育内容・研究指導の具体的内容等についての客観性や透明性に関して問題があると言わざるを得ない。また、ともかく学位論文さえ作ればあとは結果オーライという弊害もなきにしもあらずである。

【将来への具体的方策】

最近の生命科学の著しい発展はひとりの指導教授で大学院の課程教育や研究指導のすべてに対応することをほとんど不可能としている。さらに個人指導では教育カリキュラムの実施に関する客観的評価もおぼつかない。そこで今後は、各専攻分野の単位認定に関わる教育課程についても、専攻系レベルなどでの共通履修コースを積極的に導入して教育内容のレベルアップを図るとともに、透明性と客観性を高める必要がある。また学位論文の研究指導においても、学生による中間報告会を導入し、さらに専攻系レベルを中心に複数の教員によるアドバイザー制度を導入し、研究指導の客観性とレベルアップを図る必要がある。また学生による授業評価や満足度調査の導入も教育課程や研究指導の内容改善のために必要である。現在、平成20年度を目標にカリキュラムの大幅改訂を行っている。また医学研究科のホームページに各専攻分野の履修科目に関するシラバスを公開する必要がある。

学生の成績評価は指導教授が履修状況等から総合的に行っているが、特に統一的な評価基準があるわけではない。そのため、成績評価に客観性を持たせるため、今後は教育課程の内容見直しとともに客観的な評価基準の策定が必要である。

このような、医学研究科での教育課程や研究指導の改革のためには、個々の指導教員の意識改革も欠かせない。またレベルの高い学位論文の作成には臨床系専攻といえども基礎医学分野

の協力がますます重要である。そのためには研究指導体制における基礎医学研究者の臨床医学専攻系への参加や臨床医学系における非医学部出身の研究スタッフの採用が要望される。

(学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性)

【現状の把握】

課程修了の認定は所定の単位取得をもって行われる。単位取得に関して、他の大学院や研究所等との間の単位互換制度は実施していない。国外留学についても単位認定の制度は実施していない。

学位の授与には、学位論文を作成し、公聴会を開催して学位論文を発表し、さらに審査委員会による関連分野に関する最終試験に合格しなければならない。学位論文として審査されるのはピアレビューのある学会誌または学術誌に主著として印刷公表あるいは掲載決定したものに限られる。また1報以上の副論文（共著論文でもよい）の提出を義務付けている。学位論文の審査は、主査1名、副査2名以上の審査委員会によって行われる。課程修了の学位申請者は、公聴会を開催し、そこで学位論文の内容について口演発表し、その後審査委員会による関連する項目についての最終試験を受け、合格しなければならない。

また論文提出による博士の学位の申請者については、まず研究科委員会で年3回行う外国語（英語）試験に合格し、さらに研究歴の資格審査を受けなければならない。その結果、学位論文の提出が許可されれば、課程博士と同様に公聴会を開催し、学位論文の内容について口演発表を行い、審査委員会による関連する項目についての最終試験を受け、合格しなければならない。

(論文提出による学位申請の資格)

- ①大学において医学の課程を修めて卒業し、基礎、臨床医学において5年以上の研究歴を有する者。
- ②医学専門学校において、医学の課程を修めて卒業した者は、基礎医学において7年以上、臨床医学において9年以上の研究歴を有する者。
- ③医学の課程を経ない者については、次のいずれかに該当する医学研究歴を有するもの。

ア. 歯学、獣医学の大学を卒業した者	基礎医学	6年以上
	臨床医学	7年以上
イ. 大学院で博士課程を修了した者		4年以上
ウ. 大学院で修士の課程を修了した者		6年以上
エ. 医学、歯学、獣医学以外の大学を卒業した者		9年以上
オ. 短期大学卒業生		12年以上
カ. アからオのいずれにも該当しない者		15年以上

審査委員会は学位論文の要旨と最終試験の結果を研究科委員会に文書で報告し、また口頭で説明・弁論する。研究科委員会は審査委員会からの報告と説明・弁論に基づき、投票により学位授与の可否を判定する。この結果はさらに全学の大学院研究科委員会において報告され、承認される必要がある。

また、4年以上在学して所定の単位を取得しても学位論文が完成していない場合、満期退学となる。しかし3年以内に学位論文を提出した場合、課程博士と同様の取り扱いで学位を授与している。

【点検・評価】

研究科としての成果は学位の授与状況と学位論文の質によって評価される。学位論文についてはピアレビューのある学術雑誌に掲載あるいは掲載決定されたもののみを受け付けることによってその妥当性を保証している。過去5年間の学位の授与状況は課程修了による学位では120人、論文提出による学位では53人、計173人にのぼっている。ただし、課程修了および論文提出による学位取得者はいずれも臨床医学専攻系に大幅に偏っているのが実状である。

表 4-(11)-4 学位取得者数

専攻	種類	13年	14年	15年	16年	17年	計
生理学系	課程	0	0	0	0	0	0
	論文	1	0	1	1	1	4
病理学系	課程	0	0	0	1	2	3
	論文	3	1	0	0	0	4
社会医学系	課程	0	1	0	0	0	1
	論文	1	0	0	0	3	4
内科学系	課程	11	9	11	10	14	55
	論文	5	2	6	5	4	22
外科学系	課程	20	10	15	8	15	68
	論文	4	6	10	5	0	25
計	課程	31	20	26	19	31	127
	論文	14	9	17	11	8	59

次に論文の掲載誌であるが、欧文雑誌では、外国発行雑誌 39 篇、国内学会誌 11 篇、学内欧文紀要 21 篇である。また邦文雑誌では、国内学会誌 17 篇、学内和文紀要 98 篇である。

表 4-(11)-5 学位論文の掲載誌（課程博士）

年 度		13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	計
和文	国 内	6	0	0	2	3	11
	学内紀要	18	14	23	10	14	79
	計	24	14	23	12	17	90
欧文	外 国	3	3	2	7	6	21
	国 内	0	0	0	0	6	6
	学内紀要	4	3	1	0	2	10
	計	7	6	3	7	14	37
計		31	20	26	19	31	127

表 4-(11)-6 学位論文の掲載誌（論文博士）

年 度		13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	計
和文	国 内	0	4	0	2	0	6
	学内紀要	6	2	7	3	1	19
	計	6	6	7	5	1	25
欧文	外 国	4	1	6	5	2	18
	国 内	2	0	0	0	3	5
	学内紀要	2	2	4	1	2	11
	計	8	3	10	6	7	34
合 計		14	9	17	11	8	59

公聴会における学位論文の発表および審査委員会による最終試験の結果から、各専攻分野における教育および研究指導はおおむね満足のいくものであると評価される。しかしながら、教育内容や研究指導については指導教授にほぼ一任されており、透明性と客観性に欠けているのが実状である。

【将来への具体的方策】

近い将来の大学院の実質化に向けて、カリキュラム改訂を急ぐ必要がある。また単位取得に関して、他の大学院や研究所等との間の単位互換制度を実施する必要がある。それによって、学生の履修可能な課程教育の種類や内容が大幅に充実し、また学位研究においても外部の大学院や研究所等との共同研究や研究交流が大いに促進される。また学生の在学中の留学についても修学単位として認定することにより、学生の負担軽減とともに国際交流の促進を図る必要がある。

また、研究の国際化は時代の流れであり、論文がほとんど欧文化されていくのは正当な評価

をうるための不可欠の要件である。そのために、学位論文はできるだけ欧文誌に投稿し、邦文論文の割合を減らすような努力がなされるべきである。また、学内紀要は欧文誌（Acta Medica Kinki University）と邦文誌（近畿大学医学雑誌）の2誌が発行されており、学位論文の掲載誌として重要な役割をはたしている。しかしながら、学内紀要の場合、掲載基準がどうしてもあまい傾向は否定できず、そのため学位論文としての基準を維持するためにはできるだけ外部の評価の高い学術雑誌に掲載することを条件とすることが望ましい。また学内紀要に対する評価は一般的に低いのが実状であり、その評価を高めるための努力も必要である。

（標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性とそのための条件整備の適切性）

【現状の把握】

平成16年度より、標準修業年限未満（3年以上）で修了することを認めている。その結果、これまでに3名の該当者を出している。その要件は以下の通りである。

- ①必要な単位数を取得済みであること。
- ②提出される学位論文が掲載もしくは掲載決定された学術雑誌のインパクトファクターが5以上であること。
- ③あるいは、主論文のインパクトファクターが3以上で、副論文と合わせたインパクトファクターの合計が10以上であること。
- ④あるいは、学位論文が日本医学会の分科会あるいは国際会議で発表され、その学会の定めた賞を受賞するなど、その内容が著しく優れていると認められること。

【点検・評価】

標準修業年限未満（3年以上）で修了することを認める条件として、高いインパクトファクターや学会賞の受賞という厳しい基準を用いており、十分適切である。そして、これまでにすでに3名の学生がこの基準を満たして学位を取得したことは大いに評価できる。このような制度は学生のモチベーションを高めることに役立ち、また学位論文の掲載誌のレベルアップも図れる。またすでに研究歴の長い社会人学生のためにも早期修了は魅力的な制度である。

【将来に向けた具体的方策】

早期修了者の増加を促進するためにも、柔軟な教育課程とともに研究指導の内容向上が求められる。